

令和4年第1回定例会

白子町議会会議録

令和4年 2月28日 開会

令和4年 3月15日 閉会

白子町議会

令和4年第1回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会議日程等の議会運営について	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	15
宗 島 理 仁 君	15
齋 藤 鉄 也 君	21
大多和 正 夫 君	24
板 倉 正 道 君	34
○発議案第1号～発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第8号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第13号～議案第18号の一括上程、質疑	61
○休会の件	70
○散会の宣告	71

第 2 号 (3月15日)

○議事日程	73
-------	----

○本日の会議に付した事件	74
○出席議員	74
○欠席議員	74
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
○事務局職員出席者	74
○開議の宣告	76
○一般質問	76
東海林 東 治 君	76
大多和 秀 一 君	85
大多和 正 之 君	95
梅 澤 哲 夫 君	99
市 川 隆 子 君	107
○諮問第1号～同意第2号の一括上程、説明、採決	118
○議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第13号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	128
○追加日程の件	140
○決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○委員会の閉会中の継続審査の件	145
○閉会の宣告	145
○署名議員	147

令和4年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年2月28日(月) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 発議第 1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 2号 白子町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 発議第 3号 白子町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第 8号 令和3年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算について
- 日程第11 議案第 9号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第12 議案第10号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第13 議案第11号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第14 議案第12号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第15 議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第16 議案第14号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第17 議案第15号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第18 議案第16号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第19 議案第17号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について

日程第20 議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について

日程第21 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	斉藤繁男君	税務課長	御園友加里君
建設課長	齊藤雄君	産業課長	小高健史君
商工観光課長	田邊健治君	健康福祉課長	竹下裕之君
環境課長	梶幸男君	住民課長	今関道雄君
ガス事業所長	緑川栄治君	会計管理者	緑川義之君
教育課長	目羅伸夫君	生涯学習課長	齊藤貴人君
学校給食センター所長	三橋政明君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	味戸ひろ子
書	阿曾弘康	書	記	田邊知幸
書	鈴木貴文	書	記	畠山優也

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和4年第1回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、3番北田百人君、5番宗島理仁君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） 改めまして、おはようございます。

しらこ桜も咲き始め、少しずつですが春の訪れを感じるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の猛威はいまだ収まる気配がありませんが、議会、執行部双方、引き続き感染予防や感染対策を徹底し、一日でも早く穏やかな日常生活を取り戻せるよう努力してまいります。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、2月21日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告いたします。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、諮問案件1件、同意案件2件、条例案件7件、補正予算5件、新年度予算6件の合計21案件であります。また、一般質問は9名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は本日2月28日から3月15日までの16日間と決定いたしました。

なお、議案第13号から第18号までにつきましては、総括質疑のみを本会議で行うこととし、詳細な調査は委員会に付託することに決定いたしました。各常任委員会においては、慎重にご審議をいただきたいと思います。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくご賛同お願いいたします。

◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日2月28日から3月15日までの16日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日2月28日から3月15日までの16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合議会から令和4年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から施政方針の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

令和4年度施政方針を申し上げます。

今日で2月も終わり、間もなく3月5日には二十四節気の第3、啓蟄を迎えます。古来より啓蟄の頃は、大地が温まり冬眠をしていた虫が穴から出てくる頃、柳の若芽が芽吹き、フキノトウも花が咲く頃とされております。代表的な春の季語であります。まだまだ寒い日が続いておりますが、暦どおりの暖かい春の到来が待ち遠しく感じられます。

令和3年度を振り返ってみますと、世界中で新型コロナが猛威を振るい、次々と新たな変異株が現れるなど、いまだに収束の見通しさえ立っていません。そのような厳しいコロナ禍の社会情勢の中、東京オリンピック・パラリンピックが成功裏に開催されましたことは、まさに奇跡に近い快挙ではなかったかと思えます。開催を1年延期するという前代未聞の決断を下した上での開催は、極めて困難な課題が山積していたと思われませんが、一つ一つ課題を克服し、世界中の人々にスポーツを通じて勇気と感動を与えたことは、今後の我が国の発展にとって、文字どおり礎になるものではないかと考えております。

さて、議員各位におかれましては、年度末を控え公私ともにご多忙のところ、令和4年第1回議会定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

本定例会には、令和4年度の一般会計予算案及び5事業特別会計予算案をはじめ、補正予算案、条例の制定・改正案などを提案させていただきました。ご審議に先立ち、新年度における町政運営の方針と施策の概要を説明申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

本町の令和4年度の予算であります。予算編成に当たりましては、限られた財源を有効・確実に活用するため、次の3点を柱といたしました。

まず1点目、持続可能な財政運営の確立です。

国で、Society5.0の実現を目指し、人口減少に直面する本町においても、社会課題の解決に向けた、これらの技術の活用を図ります。また、少子高齢化、経済活動の縮小等により行政コストが増大する中、行政サービスを安定的、効率的に提供するために、広域的な視点から、各自治体の資源を有効活用しながら、連携を推進していく必要があります。

持続可能な行政運営に向け、AI、IoT、RPA等先端技術導入につながる取組や既存施設のリノベーション、リユースについて検討を進めます。

2点目は、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応と支援策の推進です。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、引き続き、町民の命と健康を守るため、感染拡大防止対策に取り組むとともに、コロナ禍により苦境に立たされた町民、事業者へ寄り添った支援策及び事業を推進します。

3点目は、子育て支援及び学校教育の充実です。

人口減少局面において解決の決め手となるのは、他の市町村にはないオンリーワンの魅力を創出し、それを強力に発信することが必要となります。町民ニーズが多く、また、町の将来を支える人材育成のためにも、重要度の高い分野であり、子育ての楽しさや喜びを心から感じ、我が子を白子町で産み育てたいと思わせる子育て支援施策を総合的に展開するとともに、学校教育には、ICTを積極的に活用した教育環境の充実強化を進めると同時に、その独自性を広く内外に情報発信してまいります。

これらを柱とした国・県の動向を勘案した上で編成に臨み、一般会計予算案は前年度と比べ0.5%微減の、歳入歳出それぞれ48億3,200万円を計上させていただきました。

それでは、主要施策の概要について、各款、各課の内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費、総務課ですが、まず、白子町第5次総合計画後期基本計画の策定業務を予定しています。この計画は、令和5年度から9年度までの5年間の計画期間とし、2月上旬に実施しました住民アンケートの集計結果を基礎としつつ、SDGsやカーボンニュートラルなど、世界共通の課題にも配慮した上で、将来を見据えた町の在り方について方向性を定めるものであります。

この計画づくりは、様々な階層の住民の声を計画に反映させるため、ワークショップの手法を取り入れるなど、策定段階から工夫していきたいと思います。

ICT関係としまして、役場の庁内ネットワーク関連システムの更新を予定しています。国が進める社会全体のさらなるデジタルネットワーク化に対応するため、積極的な自治体デジタル化に努めてまいります。

続いて住民課、戸籍住民関係では、4月より諸証明のコンビニ交付を開始します。マイナンバーカードを利用することで、住民票、印鑑証明、所得証明、課税証明など、町内のみならず、全国のコンビニで取得できるようになります。これにより、さらなる住民サービスの拡充が期待されます。

次に、第3款民生費、健康福祉課ですが、福祉施策については、外出支援事業や福祉タクシー事業のほか、地域住民の生活の足の確保を目的に、新たにらくらくタクシー事業を実施し、効率的で持続可能な交通手段の構築に取り組んでまいります。

令和4年度は、第4期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の中間年度として計画を着実に遂行すべく、障害福祉サービス等の適切な利用を推進してまいります。また、援助や介護を必要とする高齢者、障害者等、要支援者の孤立を防止するため、民生委員、社会福祉協議会、民間事業者等と連携し、要支援者に対する地域見守りネットワークの充実など、施策の強化に努めてまいります。

続いて住民課ですが、子供、子育て支援につきましては、令和4年度より子育て部門の事務事業を集約し、体制強化を図ってまいります。現行の児童系の保育所業務、児童手当、児童扶養手当、特別児童手当業務、児童虐待業務に、現行の健康福祉課のひとり親支援、子供医療事務を加え、子育て支援係として再編、充実を図ってまいります。

また、学童保育の体制を見直すとともに、今後、保育所の統廃合や認定こども園の設置について検討を進めてまいります。

保育所につきましては、特色のある保育の一環として、園児の運動神経や体力の向上を目的とした運動教室、ダンス教室をそれぞれ月1回、各園において実施します。また、小学校と連携しつつ、年長児の平仮名の読み書き、数字と数の数え方など、学びの分野も充実させます。

次に、第4款衛生費、健康福祉課ですが、まず、新型コロナウイルス感染症予防のためにワクチン接種を関係機関と連携し迅速に進めます。健康づくりの柱である健幸ポイント事業は、地方創生に組み込み5年目となります。参加者は1,900名を超え、普及率は40歳以上人口の2割を超えています。

令和2年度の間接評価では、75歳以上の参加者の1人当たりの年間医療費及び介護給付費

が、ともに6万5,000円抑制できていることが分かりました。今後も、歩く健康づくりの普及を図ってまいります。

3歳児健診においては、弱視の原因となる近視、遠視など、視力異常を早期に発見するため、新たに屈折検査を取り入れ、適切な治療につながるよう努めてまいります。

産後に家族から援助を受けられない産婦と乳児に対し、心身の不調や育児不安の解消を図るため、保健指導や育児等のサポートを受けることができる体制をつくり、産後も安心して子育てができる産後ケア事業を推進します。

続いて、環境課ですが、まず、美しいまちづくりについては、遊休農地に菜の花やコスモスなどの種をまき、開花時に多くの町民及び来訪者に喜ばれ、楽しんでもらえるような景観づくりを推進します。

また、地域美化運動による花の植栽や町内の清掃活動、廃棄物の不法投棄防止パトロールなど、良好な地域環境づくりの活動について支援を行います。

有害鳥獣駆除については、アライグマやハクビシン、タヌキなど、引き続き箱わなで捕獲を強化し、カラスやドバトは猟友会の協力の下、春と秋に銃器を使用した駆除を実施します。

地球温暖化対策については、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの住宅用脱炭素化設備等の設置補助金を推進してまいります。

次に、第5款農林水産業費、産業課ですが、町の基幹品目である水稻については、主食用米の需要量が年々減少している中、昨年の米の価格は1俵当たり3,000円以上の大幅な下落となり、稲作農家にとっては大変厳しい状況でありました。

喫緊の課題である経営安定対策として、一層の需給調整に取り組む必要があるため、主食用米から飼料用米へのさらなる転換を支援します。

地域農業の将来計画として策定した人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用した農地集積を促進するとともに、畦畔除去による圃場の集約化を目的とした小規模農地基盤整備事業を継続します。

農業次世代人材投資事業を活用した認定新規就農者を支援するとともに、新規就農者の受入れや担い手育成体制の整備、推進を図ります。

施設園芸振興については、国・県の補助事業などを積極的に活用し、産地強化と後継者育成を図るとともに、新たな販路の創出や付加価値をつけた有利販売の促進に取り組みます。

農地保全については、多面的機能支払交付金事業を活用し、今後も農地・水・環境の保全

と質的向上を図るため、地域ぐるみで行う共同活動を支援してまいります。

農業基盤整備については、令和4年度は、松潟排水機場の除じん機設備製作据付け工事及び排水路護岸工事を実施します。

農村地域防災減災事業、南白亀地区は、排水機場下部工事の早期再開を目指し、排水機場上屋建築工事の着手に努めます。

水産業の振興については、ハマグリ種苗やウナギ・フナの幼魚の放流事業により、水産資源の保全を図ってまいります。

南白亀川特産の青ノリの収穫皆無の状況が続いていることから、南白亀川漁業協同組合を主体とした地域住民の活動グループが、青ノリ養殖の復活を目指した取組を再開しましたので、引き続き関係機関と連携し、原因究明と対策に努めてまいります。

次に、第6款商工費、商工観光課ですが、まず商工業では、町内で新たに起業する事業者について、創業支援補助金制度を創設して以来、既に5年が経過し、この間に相応の効果が認められるところであります。令和4年度からは、創業スクールを実施し、経営スキルの向上を目指すなど、さらなる支援強化を図ってまいります。

また、中小企業に対する設備改善資金や運転資金の利子補給事業を継続し、経営安定化の下支えをしてまいります。

町内商店、飲食店などの経営回復策として、昨年2月に、げんき君カードを導入し、運用を開始したところですが、長引くコロナ禍の影響に対応するため、引き続き、町内商店等の消費促進を図ってまいります。

令和3年度に、脱炭素社会の実現と町内商店等の需要促進を目的とした、家庭用LED照明器具等購入事業補助金を創設したところですが、堅調に推移しておりますので、事業を継続してまいります。

観光業では、町の大きな産業であるホテル等の宿泊業が、依然、新型コロナウイルス感染症によって大きな打撃を受けております。事業者は、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた経営を模索しており、一日でも早く白子のにぎわいを取り戻すことを目標として、引き続き、感染防止対策に配慮しながら、的確な支援に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場の開設を2年続けて見送ったところですが、いまだコロナ禍の収束が見通せない状況ですが、近隣市町村との連携を図りながら、開設に向けて準備を進めてまいります。

近年、新しい観光の取組組織として、観光地域づくり法人DMOが脚光を浴びています。

本町においても、その設立に向け、関係機関などと検討・協議を鋭意進めていきたいと考えています。

次に、第7款土木費、建設課ですが、まず、道路網の整備については、千葉県が事業主体となる県道茂原白子バイパスは、古所海岸入り口交差点から白子町サッカー場脇交差点まで、2.3キロの区間の用地買収及び改良工事等が進められ、現在、1.1キロが供用開始されており、ようやく1本の道路の形態になってきました。残りの未供用区間の工事促進を強く要望するとともに、特に国道128号線側からの早期事業化に向け、引き続き、千葉県や茂原市へ働きかけてまいります。

町道の整備については、町道107号線の未着手区間であった幸治西区間800メートルの歩道整備に向け、工事に着手し、整備を進めてまいります。

主要道路、生活道路及び橋梁等は、緊急性、有効性を踏まえ、損傷の著しい部分の修繕等、必要な整備を順次進めていきます。

住宅政策としましては、町内建築物の耐震診断、耐震補強工事、住宅リフォーム事業に対する助成を継続し、今後も安心して住める住宅環境の整備と、町内経済の活性化にもつながるように取組を進めます。また、若者マイホーム取得奨励事業についても継続し、子育て世代の移住定住に結びつくよう努力を続けます。

町内全域の土地の境界を明確にするため、平成24年度から地籍調査事業に継続して取り組んできたところですが、最終地区となる浜宿地区の境界立会いが完了し、令和4年度は、測量と成果の閲覧を実施し、町内全域の地籍調査事業は完了する見込みです。

千葉県で整備を進めておりました津波対策事業については、南白亀川旭橋陸閘工事、中里海岸への乗り越し道路が完成し、津波に対しての安全度は向上したところであります。

今後さらに、地域住民の生命財産を守るため、海岸侵食対策事業、治水対策事業の促進について県と連携を図り、早期完成に向けて努力してまいります。

次に、第8款消防費、総務課ですが、既に整備済みの南白亀地区緊急避難施設の維持管理に万全を期すとともに、工事が遅れている白潟地区緊急避難施設の早期完成に努めてまいります。

次に、第9款教育費、教育課ですが、まず、児童の減少化に対応するため、小学校適正配置等、将来の望ましい教育環境の在り方の調査・検討を進めてまいります。

英語教育では、外国人講師を小学校に配置し、低学年から生きた英語に接する機会を提供し、英語力の着実な強化に取り組めます。

中学生の国際交流派遣事業では、国外あるいは国内において国際交流を行い、英語力やコミュニケーション能力を育成するほか、その国の文化や言語、生活習慣などを学び、異文化理解を深め、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

I C T教育では、国の方針であるG I G Aスクール構想を実現するため、児童生徒1人1台のタブレットをはじめとした、教育I C T環境の活用を進め、指導者用デジタル教科書の導入など、子供たちへのきめ細かな支援により、学力と情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

小中連携教育では、ふるさと教育を推進しつつ、I C Tを活用した他校との合同学習や交流学習を積極的に取り入れ、また、個性ある白子教育の推進とふるさと教育の充実に取り組むとともに、ふるさと白子を愛し、心身ともにたくましい人材を育成するため、人づくりはまちづくりを基本理念とした、白子町教育大綱の着実な推進を図ってまいります。

特別支援教育では、生活面や学習面で障害を持つ児童生徒が在籍する学級に、特別支援教育支援員を配置し、また、基礎・基本の教科的指導を要する児童生徒が在籍する学級には、学習支援員を配置し、各学校教職員と密接に連携し、適切な対応を進めてまいります。

続いて、生涯学習課ですが、生涯学習の推進につきましては、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、企業などと連携して様々な講座を開催できるよう努めます。

文化・芸術の振興につきましては、青少年センターを拠点に適切な感染防止対策を講じた上、町民に対し、優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、町民の様々な文化・芸術活動を支援し、学習発表の場として、ふるさとしらこ祭や生涯学習フェスティバルを開催し、文化・芸術の向上を推進します。

また、町民の文化財保護に対する理解の促進、郷土への愛着を育む取組として、本町ゆかりの文化人や白子の名所を巡る白子の俳句ものがたりを制作し、俳句を通じて本町の文化や伝統の継承を図ってまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、青少年育成白子町民会議など、青少年の健全育成に取り組む団体の活動支援を継続してまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、多くの町民がスポーツに親しみ、健康の増進が図られるようスポーツ推進委員やスポーツ協会等と行政が連携し、適切な感染防止対策を講じた上で各種スポーツ大会や教室を開催してまいります。

続いて、学校給食センターは建設から6年が経過し、設備の一部に老朽化が認められますので、施設改修計画を立案し、効果的な改修に努め、安心・安全な給食の提供に努めます。

また、地元産食材の積極的な活用を通して、食育を推進してまいります。

次に、一般会計の財源について申し上げます。

まず、歳入の26%を占める町税ですが、個人町民税は減収となるものの、法人町民税の所得割は前年度実績を鑑み、固定資産税は新型コロナウイルス感染症に伴う軽減措置及び徴収猶予の特例の終了などによりそれぞれ増収を見込み、総額で前年度に対し6,212万8,000円、5.2%増の12億5,091万1,000円を計上しました。

感染拡大防止の観点や税収の確保を図るため、LINE PayやPayPayのキャッシュレス決済の利用促進にも努めてまいります。

なお、地方消費税交付金は前年度より1,500万円増の2億4,000万円、地方交付税は前年度より1億1,100万円増の15億6,500万1,000円を計上しました。

また、財政調整基金などから4億725万9,000円を繰り入れ、財源不足に対応しました。

続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、前年度比1.52%増の15億6,323万円を計上しました。千葉県との広域化が定着されつつありますが、引き続き、国民健康保険制度の安定化を図り、特定健康診査をはじめとした保険事業をより一層充実させ、医療費の抑制、加入者の健康増進を目指します。

次に、後期高齢者事業特別会計ですが、前年比2.4%増の1億7,437万2,000円を計上しました。予算において、令和3年度の医療給付費等の費用を勘案し、財政の均衡を保つことができるような後期高齢者医療広域連合と連携して編成しました。1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、医療費の抑制につながる健康増進事業を引き続き実施してまいります。また、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な事業の実施ができる仕組みづくりにも着手します。

次に、介護保険事業特別会計ですが、前年度比0.9%減の13億8,172万6,000円を計上しました。介護保険事業は、高齢者人口の増加に伴うサービス利用の拡大により、給付費の増加が見込まれます。適正化事業による給付費等の点検や地域ケア会議等による自立支援に資したケアマネジメントの向上、感染症対策を行いながら介護予防事業を継続し、健康寿命の延伸を図り、適正な給付に努めてまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者、地域住民等との連携、協働により、生活支援体制の整備を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

次に、コミュニティ・プラント事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ1億1,550万円を計上しました。近年、受益者の減少及び新型コロナウイルスの影響による観光面における収益低下の一方、老朽化による各クリーンセンターの機器入替え工事・修繕等の処理場維持管理費用の増大が見込まれ、より経営が厳しくなることが予想されます。

令和4年度より一般会計から特別会計に移行し、経営や財政状況を明確にすることで、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、効率的な経営体制の確立に取り組みます。

次に、ガス事業特別会計についてですが、コロナ禍の影響による売上げ減少により、経営状況は悪化しておりますが、過去の企業活動で得た内部留保を基に経営を維持しつつ、持続可能な事業運営に向けた取組を進めてまいります。

また、環境に優しいクリーンエネルギーとして、地域における脱炭素化や地域活性化、まちづくりなどの地域課題の解決に貢献するとともに、将来にわたり災害への強靱性に配慮した都市ガスの安全安定供給に向けた導管網の整備に努めてまいります。

デジタル社会・グリーン社会の実現などの課題にも対応した中長期的な経営戦略の見直しを図りながら、引き続き、公営企業として経済性を発揮し、町民の皆様に信頼、支持され続けるガス事業を目指してまいります。

続きまして、白子町が加入している一部事務組合の負担金について申し上げます。

まず、長生郡市広域市町村圏組合であります。一般会計への本町の負担金は、昨年度に比べ1,258万2,000円増額され3億7,326万5,000円であります。主な事業として、衛生費ではごみ焼却施設の基幹的設備改良工事などが予定されています。

また、消防事業では高規格救急車やポンプ自動車の購入が予定されています。

水道事業特別会計の負担金は、前年度とほぼ同額の3,525万4,000円であります。

水道事業については、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する協議が進んでおり、今後の動向を注視してまいります。

病院事業特別会計の負担金は、負担額割合の変更により387万円の減額の4,353万2,000円でありました。病院施設の老朽化問題等、難題が山積しておりますが、中長期ビジョンの策定に合わせて、さらなる経営改善に向けた病院改革を進めておりますので、その成果を出すべく努力しております。

一般会計と水道事業、病院事業を合わせて、本町の長生郡市広域市町村圏組合に対する負担金の総額は4億5,205万1,000円で、前年度に比べ859万1,000円の増額となっております。

次に、一宮聖苑組合の負担金は、前年度に比べて63万7,000円の増の1,100万7,000円です。

増額の理由は、火葬炉や外壁洗浄工事等による工事請負費の増額によるものです。

以上、令和4年度予算案を基に主要施策の概要を申し上げました。各議案の詳細につきましては、提案の際、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） これで町長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

1点目として、後期基本計画について伺います。

総合計画は、目指すべき将来像やまちづくりの行動指針などを町民と共有する、最上位の計画になるかと思えます。社会情勢の変化を踏まえ、白子町の特性、潜在力を生かしたまちづくりを町民と行政が一体となり総力を挙げて進めることで、活力と魅力にあふれる持続可

能な町の実現を目指していかなければなりません。

また、町が示す目指す将来像に向かって、後期基本計画による各政策分野の施策に取り組むとともに、人口減少など大きな課題については、政策分野の枠を超えて連携し取り組んでいくべきです。白子町の地域価値を高め、変化を恐れることなく、前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて、効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならないかと思います。

白子町第5次総合計画後期基本計画策定に当たり、今年度、アンケート調査を行ったかと思いますが、アンケート結果を基に、次年度、どのようなスケジュールで策定していくのか伺います。

次に、総合計画は今後のまちづくりの基本的な指針となるもので、まちづくりの方向性を定める非常に重要な計画です。アンケートで得られた町民の意見等は、総合計画策定や今後のまちづくりに最大限活用していかなければなりません。

令和5年度を初年度とする後期基本計画を策定するに当たり、客観的かつ専門的な情報分析をする必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者支援業務を委託するものであるとし、公募型プロポーザルを実施し、業者を選定し、町民にアンケート調査が行われてきたかと思いますが。

町の現状に対する町民の満足度や、将来のまちづくりに対する考え方を把握するために実施してきたかと思いますが、アンケートの分析結果等、結果はいつまでに出るのかを伺えればと思います。

2点目に、ワークショップについて伺います。

近年、様々な自治体で、基本計画策定にワークショップ手法を取り入れる試みが増えてきています。我が町においても、計画づくりに住民が参画する機会を積極的に取り入れることを目的に、ワークショップを開催する予定かと思いますが。ワークショップにおいても策定の過程に重点を置き、参加者全員が平等に発言し議論できる環境の中で、最適な結論を導き出していかなければならないかと思いますが。

ワークショップでは、会ごとに目的を設定し、メンバー同士が創造的な発言を自由に行って意見交換をし、立場や意見の違いを相互に理解し合う中で、問題を解決するための合意形成を図っていくことに重点が置かれるかと思いますが、テーマや参加人数、開催の方法、回数についての詳細を伺います。

以上、2項目3点についてお伺いいたします。明確な答弁をよろしくお願いたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和4年度における後期基本計画策定業務の委託契約について、契約の方法、あるいは契約の時期によって作業開始の時期は変わりますが、契約締結後直ちにトップインタビューを行い、続いてワークショップを前半に開催いたします。並行して、役場内の策定委員会及び作業部会を設置し、課題把握と内容の構成、将来構想及び将来計画の絞り込みを行った後、振興審議会に諮る予定であります。なお、振興審議会は3回程度開催したいと考えております。また、後期基本計画やまちづくりへの関心を高めるため、二、三か月に1回程度、A4用紙1枚程度による計画作成の進捗状況をまとめた定期便を、住民向けに発行する予定であります。

なお、アンケートの回収率は35.5%、1,200件出した中で426件の回答が来ております。アンケートの結果については現在集計中で、年度内に報告書の提出となります。また、アンケートの結果は、定期便やホームページなどで公表予定であります。このアンケート結果を基礎資料として、今後、策定委員会及び作業部会、ワークショップを進めていくこととなります。

後期基本計画の素案については、時期は未定ですがパブリックコメントの実施も予定しております。

次に、ワークショップの開催予定についてでございますが、開催回数は二、三回程度を予定しております。現状の報告ですが、ワークショップへの参加申込人は現在19名となっております。人数は5名のグループを4から6組程度取って、30人以内とする予定であります。最終的な参加申込人数次第ですが、構成メンバーについては、参加申込者のほかに、各種団体から参加も検討しております。

なお、テーマや詳細な内容については、令和4年度委託業者が決まった後に協議・検討となります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。再質問を何点かさせてもらいたと思います。

まず、後期基本計画をこれから策定していく中で、町長の説明の中に今いろんな役場内の

組織をつくって図っていく、トップインタビューをして、また役場内に組織をつくる、そして振興審議会という流れがあったんですけども、この後期基本計画の一番の大義とか目標というのは、人口減少をどう食い止めていくか、どういう方向で向き合っていくかだと、これがまず一番の大義だと思っています。

先ほども申し上げましたが、人口減少など大きな課題については、政策分野の枠を超えて連携し取り組んでいくべきかと思います。先ほど町長の施政方針の中でも、3本の柱の中に、子育て支援及び学校教育の充実として、人口減少局面においては他の市町村にはないナンバーワンの魅力をつくり出し、それを強力で発信していくとしていました。人口減少、少子化については、全国で同様の問題を抱えています。白子町でも独自の施策を出していくためにも、新たにプロジェクトチームをつくり、全庁横断的な特別プロジェクトとして遂行していくべきかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおり、今一番の課題は、やはり人口減少。これは全国的な傾向でございますけれども、これのために、じゃ、どうするかと。いわゆるソフト面とハード面、両方あるわけございまして、特にソフト面に関しては子育ての関係ですとか、それから健康づくりとかそういうものを重点的にやって、いずれにしても本当に確かに、白子町がすばらしいという、そういうところをやはり見せていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、例えば移住しやすいナンバーワンがいすみ市ということでありまして、この間もいすみ市にちょっとレクチャーを受けに、いすみ市長に約1時間半から2時間ぐらい、いろいろお話を聞いたりなんかしておりまして、やはりそういうところでやっている、もうトータルで18年やっているということなんですけれども、そういうことを基本に、やはりどうやったら白子町がそれだけ生活しやすい、住みやすい、そういう町になるかという、そういう面でのソフト面のほうは、とにかくいろんな、言葉は悪いですけども、いろんなところへ行って、やはりそういう先進的な地域のお話を聞いてきて、どんどん取り入れていく必要があります。

それから、あとハード面でございますけれども、これはもう本当に、私のいわゆるマニフェストの中のコンパクトシティーもございまして、ある面では、やはり白子バイパスを中心とした町の中心市街地をつくりながら、そこに人が回遊できるような、そういう白子町のまちづくりをしていかなければいけないということで、そこの中において、いわゆる買

物とか公共施設の利用とか学校とか、そういうものが非常にそこが魅力的な町になるような形の、そういう施策をどんどん推進していかないと、やはり町はこのままですと本当に2045年には5,800人になるという、そういう状況が本当に生まれてしまうと思います。

ですから、この人口減少自体は収まらない、なかなか全国的な傾向でございますので、なかなか解消できないと思いますけれども、しかし、やはり町の5,800人という、そういう人口にはしないで、最低限8,000人ぐらいで止められるような、そういう施策を基本的に考えていかなければいけないと思います。

先ほども申し上げ、質問にありました、そういうことに対策するためのプロジェクトチームというのは当然、今後つくっていかなければいけないというふうに思っております。ですから、ソフト面もそうですし、ハード面もそうですし、そういう形のをどんどん今後、進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） この人口減少については、もう町長いろいろ、様々な他の優良自治体の例を勉強し研究し、されているんですけども、その中で、この次はやはりそれをどんどん形にしていく、施策にしていく、そして、住民のもとに発信していく、強力に発信していくということを、僕は特別なプロジェクトチームをつくることで、まず分かりやすいんじゃないかなと思って質問させていただきましたので、そこを基に後期基本計画をつくっていただければと思います。

次に、住民協働の基本計画を策定していかなければならないかと思いますが、そのために基本計画を住民、町民と行政との共通の指針として位置づけ、なるべく多くの方に関わってもらえるよう、みんなでつくることを大切にして策定を進めていかなければならないかと思っております。

アンケート調査について、分析結果が出てくるんですけども、先ほど町長の答弁の中に、定期便で住民に周知していくと、ホームページで周知していくと言われたんですけども、それ以外に、このアンケート調査、ワークショップ以外、また各種団体に所属しているそれ以外で、定期便で周知していく。その中で、それ以外で住民がどのように関わっていけるのか、そこをまだ考えているのかなというのがあれば、伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、先ほどおっしゃいましたプロジェクトチームとかそういうものを

つくりながら、やはり住民が参画できるような形のそういうものを進めていかないと、絶対これ成就できないものだというふうに思っています。やはりこういう計画とかそういうものは、住民と一緒に作り上げていくものでないといけないと思っておりますので、その辺の仕組みづくりについてはまた今後検討して、どんどん参加していただかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ありがとうございます。

ぜひこの策定過程が一番今重要で、仕組みづくりについて様々な工夫をお願いいたします。もう一つ、振興審議会について質問させてもらいたいと思います。

前回の第5次総合計画策定時に、私は振興審議会委員のメンバーとして参加させていただきましたが、策定段階というよりも、計画の大半ができた後での確認作業のような会議でした。このようなことがないように、積極的な情報の提供、開示、そして策定段階からの会議の開催、先ほど3回程度と言ったんですけれども、開催時期も重要かと思うんですけれども、そこも考慮していただけているのかを見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 現段階では3回ということで、まだ回数だけの設定しかないんですけれども、今のご意見を踏まえまして、早い時期での開催というところも検討して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ありがとうございます。

ぜひ検討していただいて、それと同時に、積極的な情報の提供と開示もよろしくお願いいたします。

それでは、最後に要望して終わります。

後期基本計画策定においては、計画を形骸化させないためにもプロセスが大事かと思えます。実際、予算や補助金を確保する際の根拠資料として使うような、日常的に使われる計画にしなければなりません。そのためにも、全職員の行動の指針となり、財政運営の指針となる計画にし、個々の政策の評価と整合性や位置づけを整理し、PDCAの核となる基本計画の策定をお願いいたします。

また、多様な町民や団体からの意見を聴取し、反映して行ってほしいかと思ひます。多くの方々が策定に関与することにより、基本計画が身近な存在になっていくと思ひます。このこと、実行段階においても当事者の視点で参加の意識が芽生え、基本計画が住民参加、そして住民協働のまちづくりへとつながっていくかと思ひますので、策定段階からの様々な工夫を要望して、一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 齋藤鉄也君

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君の一般質問を許します。

○12番（齋藤鉄也君） それでは、行財政改革について2点お伺ひします。

まず1点目は、入札制度改革についてお伺ひいたします。

自治体の財政危機の中、行政改革が各種の自治体で議論されています。その中でも、入札に関する問題は大きな課題です。自治体が公共事業において高い買物をしているのではと疑惑は常に存在し、町民から厳しい視線が寄せられております。

入札制度の質問は、石井町長に対しては昨年の9月議会において大多和正夫議員からも質問があったところです。その答弁の中で、町長は、町発注の工事については指名競争入札を導入していることについて、一般競争入札に比べて不良不適格業者の排除や、職員の事務負担、経費が軽減できるというメリットを挙げ、導入をしているということでした。一方では、これは検討する余地もあるという発言もしています。また、ある程度の規模のものに関しては、一般競争入札を今後履行できればということも、個人的に見解として答弁しておられます。

当然、白子町のこれまでの入札においては、法律に基づき、公平性、透明性が確保されて実施してきたというものと思ひますが、9月議会での質疑でも、情報漏えいの話がありましたように、入札は誰が見ても公平かつ公正に競争を行うものでなければいけません。

そこで、入札制度に関しては、指名競争入札よりも、手続上、客観性が高く、透明性、公平性、入札希望参加業者の増加により競争力の向上が図られるなど、一般競争入札を導入すべきではないかと思ひます。

町長においては、一般競争入札への移行の考えをお持ちとのことですが、いつぐらいから

公共工事の一般競争入札の導入を考えているか見解を伺います。

また、財政の立て直しでございますけれども、我が町も大変財源不足に陥っております。

その中で、町長は財政の立て直しをどのようにお考えか、お聞きします。

この2点でお願いします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 齋藤議員のご質問にお答えします。

入札制度の見直しについては、検討を進めています。現段階では、近隣市町村の取組状況を整理しており、課題の把握や事務手続の進め方などを勉強しているところでございます。

一般的には、一般競争入札は、手続の客観性が高く、発注者の恣意性が排除できる。競争が高まり、経済的な価格で発注できるなどのメリットを有している反面、不良不適格業者の排除が困難であります。過当競争による質の低下を招くおそれもあることで、審査事務量が膨大になるというデメリットもございます。

一方、指名競争入札は、過去の工事实績のある業者を選択することができる、入札、契約に係る事務の簡素化ができるというメリットを有している反面、業者選定が不透明で客観性に欠ける、談合を誘発するおそれがあるというデメリットがあります。

近隣市町村の状況は、茂原市は基本的には制限付一般競争入札のようですが、他町村は設計金額による指名競争入札と一般競争入札を併用しているようでございます。

今後、白子荘跡地の利活用など、ある程度の大きな金額の事業が予想されますので、早めに課題整理、ルールづくりを整え、一般競争入札にも対応できる体制を整えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） どうもありがとうございます。

完璧な人は全くいないと思います。人のつくった憲法や条例も完璧ではないと思います。悪い制度は早めに撤廃し、よいものは一層磨きをかけることが最善の努力ではないでしょうか。長年、町民に誤解を招いておられる指名競争入札を一日も変えて、一般競争入札にしていただきたいと思います。

ということは、前回、石井町長は議員のときに、それに携わっている関係者ですね。入札に。その人たちに、大変失礼ですけれども、疑惑を持ちましたよね。疑惑。そのようなこと

がないように、最善の努力をしていただき、この入札を変えていただきたいと思います。

一般競争入札にしても、会社の概要を取り寄せてやれば、そんなおかしな会社は、企業は入らないと思います。

そして、2点目の財政の再建でございますけれども、東京都の小池さんですか、東京都は12兆規模の財政です、財源です。その中で、財政立て直しを小池さん自ら身を切ってやったわけですね。自分の給料を半分にし、削減でございますけれども、石井町長もいかがですか。条例を改正し、やっぱり厳しい財源の中で、大変失礼ですけれども、町をよくするには自分から身を切らないと町民はついていけないと思います。これはできることですから。

そして、もう1点ですけれども、まず赤字の給食センターですね。これは民間でもほとんどが今やっておられます。それも考慮していただき、年数千万と赤字を出している給食センターは、民間でも立派な仕事をしますので、それも一つ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 齋藤議員の質問にお答えしますが、今、茂原市で行われている一般競争入札は制限付一般競争入札でございます、例えば1位で入った人も、後でその会社の事業内容とかいろんなものを勘案しまして、それでよくなければそれを外しちゃうとか、そういう形の事後承認型の一般競争入札をやっているという、そういうことも聞いております。

ですから、白子町においても、全額、200万、300万も競争というわけにはいきませんが、一定金額以上は一般競争入札を原則とするような、そういう形が私は望ましいと思っておりますので、そういう方向で考えていることは確かでございます。

ですから、今、指名審査委員会とかいろいろありまして、一般じゃなくて指名競争の場合ですと、非常によく分からない部分も相当出てきておりますので、この辺も改めて進めたいというふうに思っております。

それから、私自身の給与の削減につきましても、またこれ検討していくと思います。別に、その辺はまた検討するあれもあるかと思えます。

それから、給食センター、いわゆる財政改革の一環として給食センターのことを民間にするとということ、これも当然考えていかなければいけないと思います。今例えば、学校統合とかそういう形で、仮にあそこに学校が集約できた段階では、そういう形は絶対やらざるを得ないというふうに思っております。実際問題として、各小学校に3か所、給食を配って歩い

ているわけですね。そういう面でも非常に労力もかかりますし、そういう面でやはり、これは、外出しするような形が私は望ましいとは思っております。

そういうことで、財政改革とかそういうものも含めて、また改革していく予定であります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） ありがとうございます。

ぜひ早く、いい方向に向けて決断していただきたいと思います。

最後になりますけれども、今ここにいる大多和秀一君と私は同期なんですけれども、我々は、平成7年に、町の財政が大変厳しいときに議員定数を当時20名いたのを6名削減いたしました。そして、各委員会に出たときに費用弁償ってございますね。それも全部廃止しました。やっぱり町長自ら身を切ってやらないと、行政改革というのは大変難しい問題だと思います。ぜひ、さっき失礼なことを言いましたけれども、よろしく考慮していただきたいと思います。

そして最後に、一般競争入札を一日も早く導入していただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、12番齋藤鉄也君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君の一般質問を許します。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 通告により、一般質問をさせていただきます。

私は、昨年12月議会において、令和3年の米価は民間在庫の増加傾向により、再生産価格を大きく下回り、令和2年価格の約70%まで下落しました。また、国の基準を大幅に上回る民間在庫により令和4年度価格も大きな期待はできない状況と申し上げ、白子町の農地保全、農業を担う担い手への喫緊の支援と、厳しい経営状況にある全稲作農家への早急な支援策をお願いいたしました。

本議会に提出されました地方創生臨時交付金事業の概要を確認させていただきました。全稲作農家への支援策として、主食用米継続支援事業として、令和3年主食用米作付面積10アール当たり2,000円の支援、水稻病虫害防除支援事業として、令和4年度水稻病虫害防除費の農業者負担額の10アール当たり1,000円の支援と両支援事業について予算措置をいただき、石井町長の対応にお礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、私が昨年の9月、12月の議会にて、一般質問しました町の農地保全、農業を担う担い手への農業機械、施設への導入支援が予算化されていないことを確認いたしました。

12月の質問について、石井町長は令和4年度から新たな町単位単独事業として、地域農業の担い手が経営規模の拡大やコスト低減、また、地域内農地の優良保全のために取組を行う者に対して、必要な農業機械や施設の導入支援を図ってまいります。交付対象要件等を定める具体的な交付要綱や要領は現在検討中であり、と答弁をされました。議会における町長の答弁の重さを石井町長はどのように認識されているのか、見解を伺います。

2項目である町の起債残高について伺います。町の起債残高は、令和2年度末において44億5,000万であり、そのうち約21億円は臨時財政対策債であります。

令和3年9月議会で、私の財政状況についての質問に、臨時財政対策債は地方交付税措置率100%であり、交付税でカバーされるため、臨時財政対策債を除くと令和2年度には、実質的な地方債残高は25億円となり、平成12年度末に対して3億円程度減少していると。臨時財政対策債についてのコメントは、今後、広報等で周知していきたい、と答弁をされましたが、広報等での記載が確認できていません。今後、地方債における臨時財政対策債の債権仕組み及び内容について分かりやすく町民に広報、ホームページ等で周知することについて、町長の見解を再度伺います。

また、②といたしまして、臨時財政対策債は、2001年度に導入された地方債の一種で、財源不足を補填するため地方自治体が特例として発行する赤字公債であります。本来、地方自

自治体が標準的な行政サービスを行うに当たり財源不足がある場合は、地方交付税が交付されますが、国の財源不足により自治体の財源不足を国と地方自治体で折半し、地方自治体負担分を臨時財政対策債で補填し、元利償還金相当額について、その全額を後年度に交付税で措置すると言われております。

臨時財政対策債も地方債の扱いであります。特に、今後、人口減少により、各行政項目の基準財政需要額が減少すれば、元利償還金相当額は交付税措置されましても、地方交付税自体の減少が想定されます。赤字地方債の発行は将来の世代への負担先送りであり、赤字地方債の起債抑制に向けての方針を伺います。

以上2項目3点について、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員の質問にお答えいたします。

令和4年度の予算に計上しておりませんということであります。先ほど申し上げたこととありますが、理由につきましては、町単独の財源確保が困難であること、また、去年は米価の大幅な下落がありましたので、担い手だけに限らず幅広い米農家全体への支援ということで、去年の主食用米の作付面積10アール当たりに対して2,000円の補助を今回優先とさせていただきます。地域農業の担い手に対する農業機械や施設の導入支援につきましては、引き続き検討してまいります。

次に、質問要旨2番（2）、②です。町の起債残高の件でございますが、臨時財政対策債に対する質問ですが、もともと臨時財政対策債は、国の地方交付税特別会計の財源が不足した場合、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めの補填財源として当該地方公共団体自ら地方債を発行させる制度で、自治体が地方債を発行する形式を取りますが、その償還に要する財源に対しては後年度の地方交付税で措置されます。

したがって、実質的には地方交付税の代替財源と見て差し支えないものですが、とはいえ、臨時財政対策債というものも地方債の一つであることも事実であります。

毎年、広報を利用して町の決算状況を町民へお知らせしており、令和2年度決算についても、令和4年1月号にてお知らせしたところですが、町の借金という箇所、臨時財政対策債についての説明が不足していたことと思います。この点については改善しなければならないと認識しておりますので、臨時財政対策債を除いた総額の表記など、来年度以降より見やすい、分かりやすい表現となるよう工夫してまいります。

次に、起債の抑制に関する質問でございますけれども、地方債は、現在、将来の納税者間との負担の公平を図るという機能も併せ持っております。ある年度に公共施設の整備が重なった場合、単年度で多額の予算が必要となります。仮に地方債の借入れを行わず、全てを税などの一般財源で賄ったとすると、その他の行政サービスの提供に支障を来すわけでございます。

地方債は、ある年度の過大な財政負担を軽減し、他の年度への財政負担を平準化させることで、計画的に財政運営を行うための機能を有しています。新規起債発行額を元金償還額以下に抑制できれば、起債残高を確実に低減できる一方、起債残高の低減に伴い、毎年度の元金償還額も減少することから、新規発行できる起債額は徐々に抑制されていくこととなります。

令和4年度における地方債発行予定額は、臨時財政対策債で前年度当初予算比5,000万円減少しており、臨時財政対策債を除いた地方債発行予定額も対前年度当初予算比で2,640万円減少しています。

執行部としては、今後とも地方債残高の減少を目指し、新規発行額をその年度の元金償還額の範囲内に収める工夫を続けながら新規発行額の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） まず答弁ありがとうございました。

まず、石井町長にお伺いしたいんですけども、町の人・農地プランに位置づけられた担い手農業者等について、町長についてはどのように理解をしているのか、ちょっとお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 担い手農家につきましては、今一応78件ということで、この方々が全員じゃないでしょうけれども、白子町の農地をやはり最終的に耕作していかないと、白子町の農業自体がおかしくなるという、そういうふうに私自身もそういう認識の下で考えております。そういうことで、当然この方々をある程度支援していかないと、白子町農業が衰退するというふうに考えております。農地を保全する意味でも、それは当然必要だというふうに私自身は思っております。

それ以外に、結局、私がこの間の9月議会で回答した、回答というか、答弁した内容についてでございますけれども、農機具の支援のほうは長生郡市で行われているのは長南町だけ

でございます。長南町もその財源の中でやはり限定的な支援でございます、現在、国・県
の関係で、例えばコンバインを買う場合でも、300万ぐらいの補助金があるはずで
す。ですから、そういう支援できるものはそういう形でどんどんやっていけばいいもの
だと思います。

今回、言われた構想が、産業課でいろいろ練っていたと思うんですけども、実際問題、
全ての農機具とかそういう形に支援していっちゃいますと、ある面では際限がなくなると
いう部分が私はやはり感じたわけでございます。ですから、そういうふうに、担い手を支援
することは当然に必要なというふうに私自身は思っておりますけれども、やはりこの問題、個
別の農家に、いわゆる支援をする場合は、実際、予算上幾ら取っても300万を10件も20件も
できるわけでもないわけですから、これはやはり恐らく1,000万、2,000万が限界でございま
すので、そうすると、今回3件とかという形で、1,000万だったら3件しかできないという
形になれば、これって白子町全体で、去年、とにかく前年度に3,000万安くなったことによ
って、米作農家が非常に大変だということをよく分かります。よく分かるので、このコロナ
絡みの補助金8,400万あったわけですが、この辺でも1,100万円をこういう形で農家、
反当たり2,000円の補助で設けました。

それと、航空防除の関係で約780万の補助金を新しく増加したわけでございます。それと
今年度も相当増えるであろう、いわゆる飼料米のほうですが、前年度、令和3年度の
予算が750万であったわけなんですけれども、この750万に対して1,000万を超えているん
ですね。今年度の予算は1,250万ということですので、これも当然、今後1,500万になる
可能性も出てくるわけです。

そういう面でのやはり予算的な枠の中でどうやって、ある面では一定農家だけじゃなくて、
皆さんに広く浅くある面では補助するというのも一つの方法だと思いますので、そういうこ
とでご理解いただければというふうに私自身は思っております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 石井町長のお話はよく分かります。今回、先ほどもお礼を申し上げ
ましたけれども、全農家に対する緊急支援的な支援をしていただいたと、これについては本
当にお礼を申し上げたいと思います。

ただ、先ほどお話ありましたけれども、やはり今、基本的に白子の農業、特に水田農業を
見ますと、やはり大体、基本的には水田、担い手農家、規模拡大農家に経営委託する農家
が増えていきます。経営委託というのは作業から全てを任せると。一部は小規模農家でまだ機械
があると。ですから、機械が使えなくなるまでは、小さな中でも営農継続しようという農家。

また、それなりに勤めながらも田植まではやると、田植から水稻の管理はやるけれども、もう刈取りから乾燥調製、それは全てもうライスセンターなりそういう担い手に委託しようという、大体その流れになっています。

そういう中で、やはり今、この中では非常に担い手についても、先ほど町長、お話あったように、価格が非常に下がってきていますし、今年度もそんなに想定ができないと。そういう中で、やはり担い手が規模を縮小していく可能性がある。特にやはり担い手につきましても、やはり今投下資本に対する収益率が出てこない。ですから、機械更新ができないという状況が出ています。

この辺は、変なふうに回り出しますと、やはり担い手は規模を減少するという事は、農家に借りていた土地を返していくと。でも、返された農家がそれを維持できるかといったら、非常に難しい。やはり荒廃農地が発生してしまう、そういうのもあります。そういう中で、先ほど町長が財源的な面があると、財源面で厳しいということが出ていましたけれども、やはりそういう中で機械更新等ができないとなかなか難しいし、今、町長、県の事業、国の事業、お話ありましたけれども、非常にハードルが高い状態になっています。

やはり面積要件とかがどんどん上がっていますので、そういう中では、そこまでは行けないという、白子の10ヘクタールぐらいの農家だと、まだそこまで行けないという、そういう条件が結構あります。そういうこともありますので、事業に乗れる組織もあるし、個人もあると思います。また、乗れない人もいるんだけれども、やはり地域の農業を守っていくんだという考えに対しては、やはりある程度機械的な支援を、機械導入に対する支援がやはり必要だと。

先ほど町長、1,000万、2,000万というお話ししましたけれども、非常にでかい金額です。やはり機械というものは、みんなが一気に駄目になるわけじゃありませんから、やはり町としても、そういう事業の希望を取っていきますと、結局、何年後ぐらいにはこういう形でもう老朽化して更新したいとか、そういう年度別調整ができると思います。

ですから、そういう中で、年1,000万でもそういう予算化ができれば、それを基に回転させていけるんじゃないかな、そういうことも考えられます。そういう中で町長にお聞きしたいんですけども、事業支援要領等を早急に整備して、そういう中で今度は希望が出てくると思いますけれども、そういうものの中では、補正等で予算措置をする考えがあるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のところ、補正でどうのこうのということは考えておりません。ですから、やはり米の価格が、これはある面ではコロナ禍による需要の落ち込みとかそういうので相当な打撃があったからだというふうに思っております。ですけれども、ただ、これが1万2,000円、1万3,000円ぐらいに戻ってくれば、決してこれが今後、設備投資計画においても、ある面ではある程度採算の取れるような計画が立てられるんじゃないかと思うんです。

ですから、困ったから補助金という形も確かに一理ありますのですけれども、やはり少し状況を見て、その整備計画とかそういうものも、正直言いまして、今回の補助金関係で3,100万ぐらい農業支援に回るわけなんですけれども、それ以外にも相当あるわけですよ。実際問題として、そういう中において、米の総額で、やはり白子町の場合、大体7億円ぐらいじゃないかというふうな、私は踏んでいるんですけれども、7億円ないかも分からないけれども、そのうちの補助金だけで約4.何%あるわけなんですよね。そういういろんな補助金だけでね。それ以外の補助金も相当あると思うんです。

ですから、やはりある面では事業計画上の、農機具購入のための事業計画もやはり今後なかなか立てられないで大変なことになって、農家がどんどん減っていっちゃうという形になると困りますけれども、その辺も含めて、今後やっぱり検討していくべきだというふうに思っております。

ですから、農機具の補助に関しては、正直言いまして、今まで産業課で考えていた原案どおりですと、私は際限がなくなっちゃうような気がしましたので、それで今回はしたんです。それより浅く広く皆さんに支援したほうがいいんじゃないかということで今回あれしたわけなんですけれども、またいろいろ補助金に関しては、私も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 町長、検討していきたいということですので、その辺を考えた中で、今回広く浅くという体制で予算を取ったという話でございますけれども、それについては稲作農家全体の窮状の中での対応だと思います。やはりこれからの白子の稲作農業をどうやって維持していくかという中での方向としては、それだけでは足りないと思います。

そういう中ではやはり、非常に農業機械につきましては、十数年前に比べて大体2倍程度に価格が上昇しています。それで米の価格は年々下がっておりまして、農業委員会等の農作業料金の決定においても、多分米価格の下落の中で作業料金がほぼ20年程度、若干的に100

円、200円の動きがあるにしても、作業料金等も変わっておりません。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、資本投下に対する収益率が出ないと、そういうこともあります。ただ、機械の支援、施設にお金を出せということだけじゃないんです。やはり町として、稲作を今後どうするのか、その考えの中に、こういう対応を取りたい、そういう考えを持っていていただかないと、やはり白子の稲作は多分今後やっぱり縮小してってしまうのかな、そういう心配を危惧するわけでございます。

そういう中で、できましたら支援要綱等、そういうものを検討していただいて、その辺を今年度中に検討していただければと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） その辺は検討いたします。それで、基本的に稲作どうのこうのというお話ですけれども、農業全体でやはり考えなければいけないと思うんですよ。稲作だけでは、白子町の農業は、27億円の売上げのうち稲作は何億しかないわけですから、全体をひっくりめた形の農業というものを考えないと、担い手も含めて考えないといけないと思うんです。

例えば、今この水田でこういう形で稲作が年に1回しかやっていないわけですから、これをほかの作物がすぐ見つかるかという、なかなか見つからないわけですけれども、稲作だけじゃなくて、やはりほかのものとひっくりめて白子町農業を考えていかなきゃいけない、そういう中において、やはりいろんな町としてできることであれば、できるだけ支援はしていきたいと私自身は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） この件で4回目になりますけれども、町長の言わんことは理解します。

全体の話、一番大事です。ただ、この中で全体の話をしていきますと、争点が分からなくなりますので、これについては稲作の話をしていただいている。やはり町としては全体の構想を持っていただかなくちゃいけないんですけれども、そういう中で、とにかく要領等のみず整備をしていただきたいと。そういう中でやはり、今後の対応についても十分な前向きな方針をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、12時近くなりますけれども、まだ十二、三分残っていますので、続けさせていただきます。

あと2項の臨時財政対策債の関係の情報提供の関係なんですけれども、確かに広報1月号

に令和2年度決算が報告されていまして。今、町長の話ですと、来年に向けて令和3年度決算で、その辺をより分かりやすくというお話なんですけれども、なぜ今、白子の地方債がこれだけあるのかということで、やはりそこにはこういう臨時財政対策債、そういうものがある、これはこういうことで先ほど町長が答弁されました。そういうことを広報に早急に載せることはできないんですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 載せることはそんなに難しいことじゃないと思います。それになぜそんなにこだわるのかということも私もちょっとあれなんですけれども、いずれにしても、要は今回の臨時財政対策債というのは本来国債の付け替えなんですよ、地方債の付け替えなんですよ。ですから、実際は、それは町は本当に借金という形じゃないわけなんです。

一応20年間で償還するんですけれども、3年据え置いて17年で償還するんですけれども、その17年間の償還額の分が全部交付税で賄われるわけでございますので、その辺はだからといって、いわゆる借入れがないんだという形は、これは一概に言えませんもので、それを全面的に出すということもちょっとまずいような気がしますので、それは広報である程度分かりやすくすることは可能だと思いますので、それは実施していく予定でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 変な話、去年の選挙の前の関係なんですけれども、やはり私の近所の人たちも、変な話なんですけれども、町の借財が四十数億あるという中で、町の一般会計の予算が同じぐらいの借財がある。これで町は大丈夫なのかという心配をされているんです、みんな。聞かれた人間にはお答えしていますけれども、そういう心配を皆さんしていますので、やはり町としてその45億の内訳はこうなんだと、こういうものはこうなんだよと、今、町長が言われたことを書いて、あくまでもやはり最終的には地方債の一種ですから、その辺の問題はありますけれども、そういうものを分かりやすく出してやったほうが、私は町民へのサービスだと思うんですけれども、その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それはそういう形で広報したいと思います。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） じゃ、石井町長、よろしく願い申し上げます。やはり皆さん心配していますので。

それからあと、地方債の起債の抑制の関係ですけれども、これは先ほど答弁もありました。

やはり長期的に今後の次の世代に持っていく地方債としてみれば、建設公債、そういうものはやはり長い耐用年数の中で町民が使っていくと、町長も大変苦勞していると思いますけれども、やはり人件費的な赤字部分の公債の発行についてはある程度抑えていく必要がある。

先ほど私も支援をつけてくれとも言いましたけれども、そういう中でもやはり、通常の中で削れるものはあるはずなんですね。そういうものをやっぱりみんなで、全職員でチェックし合って、やはり本当に5万、10万でもいいですから、そういうものを削っていけば、それなりの年間予算が若干下げることできると思います。

また、特に今後直近に、職員の定年の延長制ができると思います。この辺はどのような考えをしているか分かりませんが、やはりそういう中では、定年制の延長にあっても、一つの例としては、職員の給料を60歳を放物線の頂点として、やはりそういう給料体系の検討もしないといけないと思うんですね。60歳以降についてはある程度緩やかな下がり、右肩下がりの状況、そういうものを検討する必要があると思いますけれども、そういうのを含めて、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かにいろんな面で、節約しながらやっていかなければいけないというふうに思っております。いずれにしても、これから人口減少に伴って住民税等も相当少なくなっていく予定だと思いますので、そういう面でやはりやらなきゃいけない、無駄が結構、私も見ていて、私も大体もう7か月、8か月になるんですけども、いろいろ見て、今まではっきり言って相当観察してきましたね、例えば町の車の台数なんかも削減の対象にできるんです。

私も前職銀行にいたとき、本部車の削減が実際半分以下に削減したことはあるんですよ。ですから、そういうのもやはりやってきた事実もありますので、例えば各課で全部それを何台という形で配置しておきますと、これ非常に効率悪いんです。稼働率が非常に悪いんです。

ですから、そういうものも含めて、見るところは見ていかないと、やはり相当、予算とかそういうものというのはどんどん膨張する、そういう傾向がありますので、こういうものを見ていく必要は当然あると思います。ですから、そういう面でのチェックも私なりにしているつもりでおりますので、今後また進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長からお話いただきました。詰めるのは非常に難しいこと

だと思えますけれども、やはり各部署で一つ一つチェックをしながら不必要なもの、また全体でチェックをした中で、全体としてまた考えられること、そういうものを今町長の答弁のとおり、ひとつこつこつとした仕事になりますけれども、その辺はそれなりの対応をお願い申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、2番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時10分といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時10分

○議長（酒井良信君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 板 倉 正 道 君

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君の一般質問を許します。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、通告順に従いまして質問をいたします。

1番目として、道路行政について伺います。

（1）として、道路側面の維持管理についての質問です。白子町の町道の側面、特に農道においては、町の管理が基本と思いますが、昨年、特に6月からは十分な整備が進まなかったように感じられました。昨年、一昨年の町の所有する管理機モアの年間の作業日数をお聞きします。また、どのように作業を進めてきたのか伺います。

（2）として、路肩の維持、破損防止について、雑草除去対策については、近年、除草を目的に農道の除草剤散布が目立つようになりました。除草剤施用により土の構造が損なわれ、路肩の崩壊や軟弱化につながっていると思われます。以前、除草剤の使用について、町は注意喚起がなされたこともありましたが、再度、町として策を講じるべきと思います。見解を伺います。

2番目として、コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、白子町もここ数日間感染者が毎日のように出ております。昨年の町の集団接種、また各自の申込みにより、登録済接種対象者1万161人中、1回目の接種は9,010人、2回目が8,921人と、ともに88%前後の接種率になっておりますが、町の集団接種から早い人は7か月が過ぎます。

蔓延防止の観点からも、1日も早い3回目のワクチン接種は大事と思いますが、どのように取り組んでいくのか伺います。また、18歳から64歳までの今後の3回目の集団接種のスケジュールを教えてください。

(2)としては、コロナ禍の産業振興についてであります。農業関係は大多和正夫議員が質問いたしましたので、商店並びに観光業関係の質問をいたします。一昨年、昨年と2年にわたるコロナ禍の中で、白子町の商店や観光業は想像を絶する大変な状況下にあります。国からの臨時交付金や中小企業等に対する支援金の交付等十分活用ができているのか、また、町としては独自の支援策を考えているのか伺います。

以上、2点4項目についての質問です。十分な答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 板倉議員のご質問にお答えします。

町道の維持管理については、町道全路線を対象に職員またはシルバー人材センターを活用し、舗装及び砂利道の道路陥没や路肩の損傷等、軽微な修繕や路肩の草刈りを定期的に行い、安全確保に努めております。路肩の草刈りについては、職員が年1回、トラクターで行うもののほか、道路補修業務委託契約先のシルバー人材センターでの手刈り作業を年間を通じて行っております。

その他、農地の全面については、環境保全会並びに地域農家の方々のご協力により維持保全が図られているところです。町道の多くは高度成長期に整備された舗装の更新時期を迎えており、住民生活の支障を来さないよう、限られた財源の中、計画的に修繕を進める必要があるため、今後の草刈り業務については、従来どおり、環境保全会並びに地域農家の方々にご協力をいただきながら、基本的には職員及びシルバー人材センターの活用により、維持管理に努めてまいりたいと思います。

それから、路肩の破損については大雨等により欠落等、様々な要因が考えられますが、圃場に接する路肩については、のり面の除草剤の使用により軟弱となった地盤が破損するもの

やトラクターなど農業機械の出入りの負荷が路肩破損の原因になった場合もございます。路肩を含めた道路の維持管理については、道路パトロールによる調査並びに地域の方々からの連絡により交通支障や危険と判断された場合、職員やシルバー人材センターを活用し、随時修繕を行い、安全確保に努めております。

また、未然防止のため、産業課と連携し、広報誌や回覧等により、適正な除草剤の使用及び農業機械の出入りについては注意喚起や協力依頼を図り、機能保全に努めてまいります。

続きまして、新型コロナワクチン接種の3回目接種について、当初、国では接種間隔を2回目接種完了から8か月以上としていたところ、その後、6か月に前倒しとなりました。長生管内の市町村では、ワクチン供給量と医療機関の接種体制を考慮しつつ、国の方針に基づき、6か月を目安に65歳以上の方から順次3回目接種の接種券等の発送をいたしております。

ご質問の集団接種についてですが、今回、接種券の発送と同時に集団接種希望調査を行いました。ご希望の方に対しては、大多和医院において、2月20日から3月まで6日間、全日程日曜日に日時指定で接種の案内をしています。当院では、1日240人から384人の受入れが可能であり、モデルナ社製ワクチンで接種を行っております。

また、接種状況により、3月27日、4月3日に健康づくりセンターで集団接種も予定しています。

なお、長生管内の医療機関では、従来どおり個別予防接種を行っております。使用ワクチンは医療機関によって異なります。2月18日時点での3回目接種率は、2町村が本町より1週間ほど早く集団接種を開始しており、他町村とは同程度の接種率であります。

本町の集団接種は2月20日より開始し、3月中の集団接種開始数は他町村よりも多く設定しており、今後、接種率は上昇すると見込んでおります。また、18歳から64歳の方についても、2回目接種完了の早いほうから順次接種券の発送をして、5月頃にはおおむね3回目接種が終了すると見込んでおります。

続きまして、産業振興についてでございます。本町の産業は、ご承知のとおり、農業と商工業、観光業が中心であり、また、その多くは中小の事業者の方々で占められております。今回、特に商工業及び観光業について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大により、町内中小事業者の方々の多くはその影響を受け、また、宿泊施設をはじめとする観光事業者の方々は宿泊者の激減により、過去に経験したことのない甚大な影響を受けております。

町としては、支援振興策として、昨年、今年度と2か年にわたり、国からの臨時交付金を

活用し、町内中小企業者等に対する事業再建、継続支援金の交付、町内商店等の消費喚起のための共通商品券の発行及びポイントカードシステムの構築、推進、観光面においては、宿泊クーポンの発行及びスポーツ大会の開催補助を行い、誘客に努めているほか、宿泊施設の感染防止対策、宿泊改善に対する支援等を講じてきたところでございますが、感染の予想以上の長期化、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等により、いま一つ効果が乏しくなっていることは否めません。

今後についてですが、今回の補正予算でご審議いただきます町内商店等のポイントカードの推進継続、宿泊されたお客様に宿泊施設を通じてプラスワンのおもてなしを行うおもてなし提供事業を加え、今までの振興支援策をより確実なものとしていくとともに、適宜状況に合わせた支援を追加するなど、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながら積極的な支援、対応を図り、一日でも早い産業復興を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、再質問いたします。

初めに、側道の草刈りについて、それこそ耕作者の高齢化もあり、草刈りの困難な人も多いようです。個人的に、草刈り機モアの普及も増えていますので、環境美化の観点から、行政と農家による作業委託を図り、計画的に管理できるような体制づくりを進めればと思いますが、行政の見解を伺います。

それともう一つ、町のモアの年間の使用率、昨年、一昨年どれくらい使用したのか伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） では、板倉議員の再質問にお答えいたします。

大型機械、トラクター等の所有率も上がってきているので、そういう方々と直接地域環境のために委託できないかということのご質問ですが、これにつきましては、現在産業課のほうから環境保全会等で同様の道路、水路等の草刈りに対しまして補助対象としているものがございますので、同様の箇所と同様の補助金や委託を行うことは、ちょっと線引きが難しいとは思いますが、実施箇所や実行予算とか、そういったものを含めて、今後ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

それとあと、トラクターの作業日数はどのぐらいかということですが、ご指摘のとおり、今年度はちょっとモアが故障したり、トラクターが故障したりということで、地域の方々に

助けていただきながら維持管理をさせていただいてはいたんですけれども、作業日数につきましては、ちょっとこの場に資料がなくて、何日とはちょっと申し上げられないんですが、大体草の繁茂する時期に、午前中職員が刈るとか、午後職員が刈るということで、おおむね2週から3週程度動いておりまして、また、冬の前に同様な形で作業のほうを行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 今、保全会事業という言葉がありました。確かに保全会事業、例えば農地の排水等、そういうところには団体で保全会で作業する面がありますけれども、日常ね、町道の側面を見ますと、一昨年ぐらいまでは、町のモアが随分動いていたと思うんですよ。昨年見ている中で、大分動きが鈍くなっています。それとは対照的に、農家がモアの保有がかなり多くなっています。だから、そのモアをうまく利用して、今まで自分もそうですけれども、自分ちの田んぼがあつたら、そこだけ刈るんじゃなく、その道路、線を、点から線に変えて、結構そういう協力者がいると思うんですよ。

それをただするからというか、美化の面からも、それをきちんとした形で委託契約すれば、よりきれいな農地、また、側面は用水が走っているんですよ。用水の水の管理がなかなか高齢化している中で、あるいは小規模農家なんかはなかなか用水までの管理ができないと思うんです。

それらについて、契約して年に繁茂期の3回ぐらいでも刈ってもらえるような、それには十分な補償じゃなく、ガソリン代、あるいはそのくらいの燃料代ぐらいの形で町と契約して、よりきれいな農地というか、を展開できれば、これはすばらしい町になるんじゃないかと。そういう思いがあって、ぜひこれは実現していただきたいなという思いから、今回の質問をいたします。その辺の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 道路ののり面の下までということなんですが、道路の敷地といたしましては、道路ののり面の下までが道路敷地になりますので、そこまでが道路管理の範囲ということであれば、そういうことなんですが、しかし、数ある農地に接した道路全てののり面をちょっと町が管理するということは、ちょっと現実的ではないのかなということだと思いますので、従来どおり、また地域の方々のお力をお借りいただきながら、必要に応じて、何かあれば、職員とかシルバーが行って草を刈るとか、そういうことで対応していければと

いうふうに思っております。

また、トラクターのモアを所有されている方との草刈り、点を線にするということですが、そこにつきましては、先ほども申し上げたとおり、補助と委託、保全会のほうで見る分と町の道路のほうで見る分ということの線引きがちょっと難しいとは思いますが、それは調整して何とかなるかもしれませんので、そちらのほうは検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それについては、道路管轄は建設課だったと思います。また、産業課ともタイアップしながら、その辺の維持管理をきちんとした形でできないものか。それは保全会事業の費用も入るかもしれない、あるいは。でも、それは町の行政の進め方によって、様々な点があると思います。それについて、ぜひそういうような形で進めていただきたいと思うんですよ。

だから、さっきも言ったように、まず側面をきれいにすることによって、まず水が入ること、田んぼにね。だから、その辺が支障を来しているから、私が今ここで質問しているのであって、それらについて、きちんと町、行政が管理してくればいいですよ。でも、それができないから、地域住民を含めて一緒に管理しようという提案ですから、それはぜひ実現してほしいと思います。よろしくをお願いします。

どうですか。検討する余地がありますか。再度聞きます。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） のり面の下のほうまでというのは、先ほど来から申し上げているとおり、ちょっと難しいと思いますが、特に入れない場所とか、そういうものがあれば、ご指摘いただいて、そちらは対応するような形でいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 再々質問になっちゃうから、これ以上言いませんけれども、これについては今、モアが150、1.5メートルぐらいあるんですよ、140から150。そうすると、斜面を刈っただけで用水まで届くんですよ。その管理を、現状を知らないから、そういう話をしているんです。だから、そういうものをきちんと把握して、要するに、きれいになればいいんだから、それについては、町でぜひ検討をお願いしたいと思います。よろしいですか。

次の2点目。路肩の維持、破損防止についてに移ります。

適正な除草剤散布の手引、配布が必要です。これについては、これを怠ると、今、秋の稲刈り機、大型コンバイン、今、自重何トンあるか分かりますか、トレーラーで引っ張って、4トン、5トンあるんですよ、大型のコンバインはね。それが除草剤によって土壌が崩れたときに、そこに、路肩の崩壊につながるんです。だから、その辺をまず事故の起こる前に、破損する前に、きちんとそういうものをしていくことによって、道路舗装の整備にもなると思うんです。だから、その辺を今、話しているわけですから、そういう点について、やっぱり十分な協議をお願いしたいと思います。見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 除草剤等の使用による路肩の弱体化に関してですが、おっしゃられるとおりに、除草剤の使用によって路肩が大分弱くなって崩れている箇所が多々見受けられるところがあります。除草剤の使用につきましても、農家の方々にやっていただいている部分でありますので、あくまでもお願いにはなりますが、できるだけ使用を控えるようにお伝えしたりとか、根まで枯れないものを使用していただくなど、のり面保護のご協力を産業課等と調整しながら、農家の方々にお願いしていきたいと思います。

大きく路肩が損傷している場合は、また地域の方々にご連絡いただきながら、併せて下のほうから直すとか、そういった対応をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） その辺もよろしく願いいたします。

それでは、集団接種の今後の進め方について伺います。

集団接種の道筋が示されました。2月18日時点で郡内市町村で、それこそ接種率、3回目の接種率は最低です。これは多発している町村、一宮、長生村、一宮では2月18日現在11.3%、3回目の接種。そして、長生村では10.9%なんです。白子町は何%か分かりますか。4%なんです。接種率を高めることによって、抗体ができ、重症化が防げると思います。

オミクロン株は重症化しないと報じられてきましたが、2月24日には、千葉県内で1日25人の死亡が確認され、過去最多になりました。白子町においても、これ以上の感染拡大を防ぐため、3回目のワクチン接種を早めるべきと思いますが、努力しているのは分かっています。

大多和医院で三百何十人の1日接種もありますそうですけれども、白子町の集団接種をし

て、一番最初の7月11日と2回目が8月1日ですね。それでも、もう7か月過ぎているんですよ、接種がね。それがまだされていない。私も1回目の集団接種しましたけれども、まだなんです。3月にずれ込んでいるんです。だから、そういう点から、1日も早い接種を希望する人もたくさんいると思うんです。その辺をうまく迅速に対応できるようにお願いしたいと思うんですけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、長生村と一宮町が11%、10%ということで、当町が4%ということでありましたんですけれども、これは1週間前倒しで、一宮と長生村はやったわけです。その集団接種の分があくまでも違いに出てきているわけでございますので、その辺はお含みおきいただきたいと思います。

それで、先ほども申し上げましたように、集団接種を大多和医院さんが大分協力いただきまして、相当な回数、2月、3月と相当出てくるというふうに思っております。

これによって、それで集団接種も町全体では3月末と4月の初めに実施予定でございまして、その集団接種の回数も非常に多うございますので、そういう面では、ほかの1週間遅れたのをすぐ解消できるというふうに私は思っております。そんなところでございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ1日も早い3回目の接種をしてもらって、少しでも感染防止に努めていただければ幸いです。よろしくお願いします。

次に、観光振興の件に移りますけれども、町内商店の消費喚起のための共通商品券の発行やポイントカードシステムの構築、観光面においては宿泊優待券発行、スポーツ大会開催等、町長も先ほど答弁されましたが、優待券の発行はどのように考えているのか。それと、スポーツ大会の開催等を具体的にどのような大会を考えているのかお聞きします。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 板倉議員の再質問についてお答えいたします。

まず、2,000円の宿泊優待券の発行ということですが、昨年度、2回にわたりまして予算立てをしまして、総額6,000万円の予算立てをしたところでございますが、今年度、繰越し、4,650万円ほどの執行をしておったんですが、今月でほぼそのほうが全額執行という形になります。

宿泊体験につきましては、それこそ、今回の議会の中で地方創生臨時交付金事業の概要についてということで、その中の最終ページに記載させていただいてございますが、令和4年

度補正予算の対応予定事業ということで、まだ予算化していないんですが、今後、観光振興のために2,000万円ほど計上させていただき、計上というか、今後予算立てをした中で、適切な時期に適切な事業を対応していきたいと思っております。

また、スポーツ大会の開催補助ということなんですが、これについては、昨年度、1,500万円の予算立てを取りまして、繰越事業として、今年度、その繰越しの2か年目を行ってございますが、これにつきましては、今年度540万円ほどの繰越事業費がございましたが、ほぼほぼ、白子町なので、テニス大会が主になっております。テニス大会の開催に、そこで宿泊の伴う選手ということで、その延べ人数ということで、現状で380万円ほど予算消化をしてございますが、あと2大会ほど予定が、3月と予定がございまして、ほぼ執行できるかなど、そういう見積りをしてございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 先ほど昼休みに、地方創生臨時交付金事業の概要について説明がなされました。その中で、令和4年度補正対応予定事業として予算計上額が2,000万ということで説明がありました。落ち込んだ観光需要の喚起を図ることを目的に、観光振興事業に配分する予定ということですので、それらも含めまして、少しでも観光業の活性というか、起爆剤になるような対応をよろしく願いまして、私の質問を終結いたします。

ありがとうございます。

○議長（酒井良信君） 以上で、10番板倉正道君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は13時55分といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号～発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第7、発議案第1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第9、発議案第3号 白子町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年2月28日。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、町執行部の機構改革により、令和4年4月1日から企画財政課が設置されるため、総務常任委員会の所管に関して所要の改正をするものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照お願いします。

続いて、発議案第2号について説明申し上げます。

発議案第2号 白子町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年2月28日。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部を政務活動費として交付いたしますが、会派に所属している議員と会派に所属していない議員の取扱いを整理するため、所要の改正をするものであります。

資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

続いて、発議案第3号について説明申し上げます。

発議案第3号 白子町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定に

ついて。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年2月28日。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしましては、発議案第2号と同様です。議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部を政務活動費として交付いたしますが、会派に所属している議員と会派に所属していない議員の取扱いを整理するため、所要の改正をするものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で提案理由の説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 白子町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号 白子町議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第3号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第10、議案第8号 令和3年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算についてないし日程第14、議案第12号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第8号ないし議案第12号の提案説明をさせていただきます。

議案第8号 令和3年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算について、これは総務課長より詳細説明をいたさせます。

次に、議案第9号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について及び議案第10号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、これは住民課長から詳細説明いたさせます。

次に、議案第11号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、これは健康福祉課長から詳細説明をいたさせます。

次に、議案第12号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、これは商工観光課長から詳細説明をいたさせます。

以上5議案、よろしくお願ひいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第8号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第8号 令和3年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算について、内容説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,867万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,580万3,000円とし、併せて繰越明許費の設定及び地方債の減額の補正を行うものです。

最初に、繰越明許費について申し上げますので、8ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、議会インターネット中継事業290万9,000円、以下、8款消防費、1項消防費、避難所安全確保事業256万7,000円まで、合計12事業合わせて1億3,530万9,000円が年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

上から4番目の2款総務費、2項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム改修事業及び7款土木費、2項道路橋梁費、町道107号線道路改良事業及び橋梁長寿命化修繕事業以外の9事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業で、9事業全て今回の補正予算分です。

詳細につきましては、地方創生臨時交付金事業の概要を添付してございますので、ご参照願ひます。

次に、9ページの地方債の減額補正について申し上げます。

まず、県営湛水防除事業を190万減の1,720万円に、県営農村地域防災減災事業を510万円

減の820万円に、県営農業水路等長寿命化・防災減災事業を60万円減の620万円に、道路整備事業を450万円減の4,000万円に、橋梁整備事業を80万円減の2,700万円に、それぞれ事業量の確定により変更するものです。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更はありません。

それでは、歳出より主なものにつきご説明を申し上げますので、23ページをお開きください。

1款議会費は、総額では議員1名欠員により減となっていますが、臨時交付金を活用し、議会インターネット中継事業を計上しています。

24ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の管理費の減は、副町長不在に伴う25ページの特別職人件費の減が主なものです。

26ページをお開きください。

5目財産管理費の増は、臨時交付金を活用した役場庁舎や保育所等でコロナ感染防止対策のアルコール消毒液等を購入する、公共的空間安全・安心確保事業の計上が主なものです。

27ページ、6目企画費の減は、コミュニティ推進事業の南白亀川イカダのぼり大会の中止による補助金の減、ふるさとしらこ応援基金の減少に伴うふるさと納税推進事業の減、コロナ禍によりお試し住宅を実施できなかった28ページの移住定住施策推進事業の減が主なものです。27ページ、企画推進事業の12節に臨時交付金を活用した休養施設跡地利用計画調査設計業務委託料及び29ページ、公共交通応援事業に同じく臨時交付金を活用した公共交通事業者給付金を計上しています。

30ページの9目情報化推進費の減は、契約段階での内容精査により見直したものです。

32ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の減は、会計年度任用職員人件費がマイナポイント受付延長に伴い全額国庫対応となり、総務課支出となったための減及び戸籍住民基本台帳総務事業の自治体DX推進経費に伴う転出転入手続ワンストップ化のための社会保障・税番号制度システム改修費の増、個人番号カード等関連事務委任交付金の減が主なものです。

33ページの4項選挙費は、2目衆議院選挙費に9月補正で投票所となる八斗東区公民館の敷地未舗装箇所の舗装工事費202万4,000円を計上させていただきましたが、指名競争入札の不調により執行ができず、また、隣接地のブロック塀の整備や自治会による敷地内整備により、舗装面積の増加が発生したため、2目衆議院選挙費での舗装工事費の全額を更正し、新

たに1目選挙管理委員会費に舗装工事費350万円を計上させていただくものです。

また、投開票事務用備品は、臨時交付金を活用し、投票用紙読取分類機増設ユニット1台、投票用紙集計機2台購入の備品購入費増によるものです。

38ページをお開きください。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費の減は、給付医療費単価の減による19節の重度心身障害者医療給付金の減、利用見込み者の減による更生医療給付費の減及び39ページ、受給対象者の減少による障害児給付費の減によるものです。

2目の老人福祉費の減は、39ページから40ページの各種委託料の減が主なものです。

40ページの4目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増で、5目介護保険費は、介護保険事業特別会計への繰出金の減であります。

41ページの6目後期高齢者医療費の減は、健康診査委託料、広域連合負担金、保険基盤安定繰出金の減が主なものです。

42ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の減は、一般職人件費の減によるものです。

2目の児童福祉施設費の増は、臨時交付金を活用し、児童福祉施設空間安全・安心確保事業として、関保育所トイレ洋式化のための感染防止対策設備工事費及び3保育所における感染防止対策のための備品購入費の増によるものです。

3目の児童措置費の減は、児童措置事業の43ページの児童手当費の減によるものです。

44ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目の予防費の減は、個別予防接種委託料や子ども医療給付費などが実績見込みにより減となったためです。

また、45ページには、3回目のワクチン接種のための費用として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を計上しています。

5目の公害対策費の減は、46ページの小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請件数の減によるもので、6目健康管理費の減は、検診委託料の減によるものです。

47ページの2項清掃費、2目コミュニティ・プラント処理費の減は、実績見込みにより真空システム等維持管理業務委託料が増となりましたが、光熱水費、処理場維持管理委託料及び処理場機器入替工事費が減となったものです。

50ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項3目の農業振興費の増は、取下げに伴う強い農業・担い手づくり

総合支援事業補助金の減、51ページの事業中止による花の咲くまちづくり事業委託金の減、事業期間変更に伴う農業次世代人材投資事業補助金の減などとなっていますが、臨時交付金を活用した主食用米継続支援事業を計上したことから、増額となりました。なるべく早期の完了を計画していますが、繰越事業とさせていただきます。

52ページの5目農地費の減は、県営湛水防除事業の18節の負担金の減、53ページ、県営農村地域防災減災事業の54ページ、18節の負担金の減が主なものです。

なお、53ページの農業基盤整備促進事業として、関地区の排水路改修分として補助金118万7,000円の増額及び南白亀排水機場除じん機改修分として負担金187万5,000円の増額をしております。

57ページをお開きください。

6款商工費、1項2目商工業振興費の減は、9月議会で補正予算計上させていただきました商工振興事業、18節の中小企業再建支援金の実績見込みによる減が主なものです。

なお、臨時交付金を活用して、ポイントカード推進事業補助金を300万円計上いたしました。この事業も繰越事業となります。

58ページの観光費は、海水浴場安全対策事業が大きく減額となりました。

また、59ページの9月議会で補正予算計上させていただきました宿泊施設復興支援事業の宿泊施設感染防止対策支援金も実績見込みにより減となりましたが、臨時交付金を活用し、おもてなしのまち推進事業として総額1,800万円、DMO支援事業として600万円を計上したことから、増となっております。両事業とも繰越事業となります。

61ページをお願いします。

7款土木費、1項2目の地籍調査費の減は、地籍調査委託料の減によるものです。

65ページをお願いします。

4項住宅費、2目住宅建設費の減は、実績見込みによる若者マイホーム取得奨励金の減が主なものです。

67ページの8款消防費、1項3目災害対策費の増は、臨時交付金を活用した避難所安全確保事業として、防災活動支援用備品及び防災アプリ構築事業の増によるものです。

71ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費の増は、同じく臨時交付金を活用した学校等における感染症対策支援事業の消耗品費30万円及び学習保障用備品購入費240万円の増が主なものです。

72ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費においても、臨時交付金を活用して同様の事業が計画され、消耗品10万円及び学習保障用備品購入費80万円の増額が計上されています。

75ページをお開きください。

5項2目の体育施設費の増は、現在、一部借地しています国民体育館用地の購入費の計上によるものです。

77ページをお開きください。

11款公債費、1項2目利子の減は、利率見直し方式による借入金の利率減によるものです。

78ページをお願いします。

12款諸支出金、3項財政調整基金費の1目積立金の増は、地方財政法の規定によりまして、過去2年分の繰越金に依じての積立て8,760万円及び現年度収支黒字分の1億6,355万5,000円を合わせて積み立てるものです。

80ページをお開きください。

5項減債基金費、1目積立金の増は、令和3年度臨時財政対策債の償還分を全額交付税措置されたことから、次年度以降償還分の積立てを行うものです。

83ページをお願いします。

8項ふるさとしらか応援基金費、1目積立金の減は、返礼品の率や地場産品のみに限るなど、総務省によるふるさと納税制度の厳格化の影響を受け、実績見込みが減となったためです。

85ページをお開きください。

10項公共施設整備基金費、1目積立金は、毎年度5,000万円の計画で積立てを行うものですが、今年度は大幅な黒字が見込まれることから、倍の1億円及び休養施設特別会計からの繰入金4,780万円分を合わせて積み立てるものです。

以上が主な歳出ですが、次に歳入について主なものをご説明いたしますので、12ページにお戻りください。

1款の町税は、1項の町民税、2項の固定資産税、3項軽自動車税及び4項の町たばこ税は、現状の収入状況から増を見込んでおり、全体として6,730万円の増となっています。

2項の地方譲与税から13ページの10款地方特例交付金までは、県による推計を基にそれぞれ増減の見込みを立てています。

11款地方交付税は、確定値により3億5,286万6,000円増額しました。

14款使用料及び手数料、14ページの1項使用料の減は、2目衛生使用料のクリーンセンタ

一使用料の減が主なものです。

15款国庫支出金の1項国庫負担金の減は、1目民生費国庫負担金の1節障害福祉費負担金及び15ページの2節児童手当国庫負担金の実績見込みによる減が主なものです。

2項国庫補助金の増は、1目総務費国庫補助金の2番目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び2目民生費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付分）事業費補助金の増が主なものです。

なお、3項衛生費国庫補助金に、3回目のワクチン接種のための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金も増額しています。

16ページをお開きください。

4目土木費国庫補助金の減は、若者マイホーム取得奨励金の実績見込みによる地域住宅総合交付金の減が主なものです。

5項の教育費国庫補助金の増は、新型コロナウイルス感染症対策のための学校保健特別事業費補助金の増が主なものです。

16款県支出金、1項県負担金の減は、1目民生費県負担金の2節障害福祉費負担金、17ページの4項後期高齢者医療保険基盤安定県負担金の実績見込みによる減が主なものです。

2項県補助金の減は、1目民生費県補助金の重度心身障害者医療給付事業補助金の減、3目衛生費県補助金の子ども医療費助成事業補助金の減、4目農林水産業費県補助金の18ページ、強い農業・担い手づくり支援交付金の減、6目土木費県補助金の地籍調査費補助金の減が主なものとなっています。

19ページの18款寄附金、1項2目ふるさとしらこ応援寄附金の減は、歳出でも説明いたしました。返礼品の率や千葉産品のみに限るなどの制度の厳格化の影響を受け、実績見込みが減となったためです。

なお、1目の一般寄附は3事業者からの善意で、3目の教育費寄附金は1個人、2事業所からの善意をいただいたものです。

19款繰入金、1項基金繰入金の減は、20ページ、1目財政調整基金繰入金及び2目減債基金繰入金は、税込減が年度当初見込んだほどの影響を受けず、増額補正となり、また、地方交付税の増などにより歳入予算が大きく増となったこと及び新型コロナウイルスによるイベントや事業の中止、執行残の精算などにより、歳出予算が大きく減となったことによりまして、不足財源を賄うこの基金の繰入れが必要なくなったことによるものです。

また、3目ふるさとしらこ応援基金繰入金の減は、新型コロナウイルスの影響により、充

当先の事業となるたまねぎ祭りの中止などによるものです。

20款繰越金は、確定した前年度繰越金の予算未計上分を計上するもので、21款諸収入、1項1目の延滞金の減、3項4目民生費受託事業収入の増及び4項4目の雑入の増は、それぞれ実績見込みによるものです。

22ページの22款町債については、冒頭に説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、歳出を賄う財源となります歳入の説明とさせていただきます。

なお、89ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上、議案第8号の内容説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第9号ないし議案第10号の内容説明について、住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 議案第9号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億257万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億4,259万6,000円とするものです。

その主な内容を歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款保険給付費8,403万5,000円の増額は、医療費の伸びに伴う療養給付費、高額療養費の増によるものです。

12ページをお願いします。

基金積立金は1,980万円の増額です。国保財政の基盤安定強化のため積立てするものです。

続きまして、その財源となります歳入について説明いたしますので、6ページにお戻りください。

6款繰入金は274万6,000円の増額です。その要因は、保険基盤安定繰入金のうち保険税軽減分の増額と、財政安定化支援事業繰入金の増額によるものです。

7款繰越金1億39万9,000円は前年度繰越金です。

なお、14ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第10号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,350万7,000円とするものです。

歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は675万4,000円の減額です。この科目は、徴収した保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、保険料確定による416万2,000円の減額と、保険基盤安定拠出金の259万2,000円の減額によるものです。

続きまして、財源となります歳入について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、広域連合が算出した保険料額を計上したのですが、保険料が当初見込みより減少したため、416万2,000円を減額するものです。

次に、3款繰入金につきましては、259万2,000円の減額です。保険料軽減額を賄う保険基盤安定繰入金について、額の確定により減額するものです。

以上で、議案第9号、第10号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第11号の内容説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第11号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,995万2,000円を減額し、総額を13億5,399万円とするものでございます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

1款総務費、3項介護認定審査会等費、2目認定調査等費174万円の減額でございますが、新型コロナウイルス対応のため施設等で面会禁止の措置を講じており、調査が実施できない場合や、感染拡大に強い不安があり、訪問調査が困難な家庭については、介護認定の有効期間の1年間の延長をいたしましたので、主治医意見書作成料及び認定調査委託料の減額となります。

次に、12ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、主なものは、1目居宅介護サービス給付費1,000万円の増、3目施設介護サービス給付費5,000万円の減額及び14ページ、10目地域密着型介護・介護予防サービス給付費7,000万円の減額でございます。

13ページをご覧ください。

5目居宅介護サービス計画給付費630万円の増。

14ページをお開きください。

8目高額介護サービス等給付費573万6,000円の増。

9目特定入所者介護・介護予防サービス費500万円の減。

これらそれぞれの介護サービスに係る保険給付費につきましては、これまでの実績を考慮して予算化したものでございますが、見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせたサービスごとの給付額に修正するものでございます。

15ページをご覧ください。

4款1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金3,279万9,000円の追加補正です。繰越金の一部を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

6ページにお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2,804万9,000円の増額補正でございます。第1号被保険者保険料は、65歳以上の方々にそれぞれの所得段階に応じて納付していただいておりますが、所得階層ごとの人数分布等の差異により調整するもので、現在の調定内訳に合わせた保険料額に修正するものでございます。

3款国庫支出金から8ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金までにつきましては、歳出、2款保険給付費及び5款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じまして、補正するものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金5,029万9,000円でございますが、基金からの繰入れは、保険給付費等に不足が生じなかったため減額いたします。

8款1項1目繰越金3,293万9,000円の増は、令和3年度の繰越金でございます。

以上、令和3年度介護保険事業特別会計第2回補正予算の説明といたします。

なお、22ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第12号の内容説明について、商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 議案第12号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,136万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳入によりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款1項1目の指定管理者納入金の180万円の減額補正ですが、依然続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響により指定管理者経営が厳しいことから、7月に休養施設運営委員会を開催、審議、状況を勘案し、前年度に続き納入金月額40万円を25万円とすると決定したところでございます。今回、その減少額、月15万円掛ける12か月分を補正するものです。

次に、3款1項1目財政調整基金繰入金の4,762万8,000円の補正ですが、ご承知のとおり、休養施設事業、終了することに伴い、財政調整基金積立金残高全額を休養施設事業会計予算に一旦繰り入れるものであります。

次に、4款1項1目繰越金の17万2,000円の補正ですが、前年度の繰越金実額に合わせ、今回補正するものでございます。

続いて、歳出ですが、7ページをご覧ください。

2款1項1目財政調整基金積立金の180万円の減額補正ですが、前述いたしました歳入の指定管理者納入金の減額に伴う当年度積立金の減額となります。

次に、8ページになります。

2款1目一般会計繰出金の4,780万円の補正ですが、事業終了に伴い、前述いたしました財政調整基金繰入金を一部、歳出経費に充当した後、その残額全額を一般会計予算に繰り出し、精算するものでございます。

なお、同額を一般会計予算、他会計繰入金として計上してあることを申し添えます。

以上、令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第8号 令和3年度白子町一般会計第7回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、3点伺います。

まず、39ページ、緊急通報体制等整備事業、これはマイナス補正になっているわけですが、今、独居高齢者も増えていると思うんですが、その利用の状況について伺いたいと思います。

それから、44ページの予防費、子ども医療費助成事業と、それから高校生の医療費助成事業なんですけど、それぞれの実績について伺います。

それから、67ページ、災害対策費、防災アプリの構築委託料ですが、これはLINEを使ってということなんですけど、内容について伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） まず、1点目の緊急通報システムの関係ですが、現在34名の方が利用しています。実際にこちら、今年度は人数が減っております。それで、こちら減額補正となっております。

2点目の子ども医療につきましては、すみません、こちら数字がございませんので、後ほどご報告したいと思います。

まず、減額につきましては、こちらひとり親家庭、今までひとり親家庭につきましては、子供につきましては、子ども医療費から医療助成を行ってございましたけれども、今回の改正によりまして、子ども医療費と内容、制度につきましては同様の制度となりましたので、こちら、ひとり親の子供につきましては、ひとり親医療費助成制度のほうに移行いたしましたので、こちら、ひとり親助成につきましては増えましたが、子ども医療費につきましては減額補正となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 市川議員から質問のありました防災アプリの構築事業の内容ということで、添付してございます地方創生臨時交付金事業の概要の中にも記載があるんですが、コロナ禍の防災発生時において、LINEアプリを活用して、デジタル化による効率的な避難情報等の提供を図るもので、内容といたしましては、まず初期設定を36万3,000円かけて行いまして、防災メール関連機能オプション設定費用ということで、11万円ほど計上してい

るんですが、これは防災放送と連動するアプリにするということで、そのための費用となります。

それから、リッチメニューということで、その画像作成費が5万円、それから研修費用ということで7万7,000円を計上しておりますが、これにつきましては、設定及び管理のための職員研修が内容となっております。

運用利用費ということで、4万円の12か月分ということで、消費税込みの52万8,000円を計上して、全体的に113万3,000円の予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、まず緊急通報システムなんですけれども、今やはりコロナで、民生委員さんが一時期やっとな自宅を訪問できるようになったということだったんですが、また最近、高齢者の独居の方の自宅を訪問できないという状況になってしまったというふうに聞いているんですけれども、今回の広報しらこにも周知がされているんですけれども、やはりなかなか高齢者の方、ああいう広報の中にぼんぼんと区切られて入っていても、見ていないという方が多いようで、なかなかそれが知らなかったという方も聞くわけです。

特に、それでもなおかつ独居の方というのは、常に急病ですとか、そういうときのことをとても不安に感じているという方がやはり多くいらっしゃいますので、もう少しこれ、周知の方法、民生委員さんがいらっしゃれば、民生委員さんがそれを伝えたりとかできるんですけれども、今それも訪問がかなわないという状況なので、やはりその周知の方法をもう少し工夫していただくというのが必要ではないかと思いますが、その辺の考えについて伺います。

それから災害対策費なんですけれども、これはLINEを使ってやるということで、分かりましたけれども、今まで防災メールというんですか、町でメール設定して、防災無線などが配信されてくるのがあるんですけれども、そういったものはそのまま使えるということでもいいのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 民生委員の訪問以外でも、電話等で見守りができるように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 市川議員がおっしゃったのは、エリアメールのことなのかなと思

うんですけれども、それにつきましては、今までどおり使えます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 75ページの体育施設費、用地購入で593万9,000円とありますが、これは公民館のところのどこかの用地を買うと思うんですが、この時期に買う何か特別な理由があるのか、それと、どのくらいの広さの土地を買ったのか、それと、公民館の中のどの辺の位置を買ったのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、齊藤貴人君。

○生涯学習課長（齊藤貴人君） お答えいたします。

土地につきましては、もともと今建っている国民体育館の一部が、要は民地を活用していた状況なんです。ですので、その民地の部分を、今現在、土地所有者と賃貸借の契約を結んでいるんです。それを、以前から交渉してまいりましたけれども、今回、土地の売買に応じていただいたということで、計上させていただいたところです。

場所につきましては、県道と、それから、排水機場のある方向に道があると思うんですけれども、あそこの角から大体台形で、面積としては682平米になります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ないでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 1点だけ伺います。12ページ、これは、いろいろなサービス給付費は全て前年度実績で予算化して、見込みに差異が生じたというような説明が先ほどあったわけですが、その中で居宅介護サービス給付費と介護予防サービス給付費が増えているわけですが、今こうした在宅関係のサービスは増えているのかどうか伺います。

○議長(酒井良信君) 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 見込みよりは増えております。実際に居宅介護サービス給付費の実績ですけれども、見込みでは392人見ておりましたが、12月末現在で428名の方が利用しております。

介護予防サービス事業につきましては、ちょっと数字がございませぬので、後ほどご報告したいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、今コロナの中で、ちょっと私たち素人が考えますと、なかなか居宅というか、お宅に伺って介護をするとか、そういうのって大変じゃないかなというふうに思っていたんですが、どちらかといえば、今現在では施設利用よりも、そうした在宅関係のほうが増えているということではないでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） デイサービス事業につきましては、ほとんど人数は変わっておりませぬけれども、やはり在宅関係が伸びております。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませぬか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度白子町休養施設事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第18号の一括上程、質疑

○議長（酒井良信君） 議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算については、議会運営委員会で決定したとおり、最初に総括質疑を行い、詳細な調査審査については、お手許に配布してある議案付託表のとおり常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号ないし議案第18号は、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査については常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより、議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

総括質疑は一般会計予算全体に関する質疑だけとし、予算書に記載されている個別、具体的な事務事業についての質疑は委員会において行うこととしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

13番 大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、総括質疑ということで1点だけありますけれども、特色のあるまちづくり、魅力ある自治体づくりを目指して進められた事業、イベントの多くが今年度、予算化されておられません。昨年の9月議会以降、これまで一般質問の中でこれに

関わることについて質問されてきました。答弁の中に、効果の検証、成果と問題点を判断しながら、今後の対応を図るといふように答弁をされていました。どのような検証結果で今年度に至ったのかをお聞きします。また、4月から設置される企画財政課で、新たな事業、イベント等が計画される予定なのか、お伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

総務課長、齊藤繁男君。

○総務課長（齊藤繁男君） では、大多和秀一議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課で新たな事業等を計画されたのかというところでございますが、それこそ来年度につきましては、総合計画の後期計画の策定年度になります。ですので、その中でこれから5年間にかけてどういうことに取り組んでいくのかということをご十分検討させていただいて、計画のほうを策定し、よりよいまちづくりということで進めていきたいと考えております。

イベントの関係につきましては、それぞれ見直しということで検討をいたしまして、続けるべきものは続ける、また、もう既に実績があり、そろそろ終了というものについては、そういう判断ということで、今後皆様のご意見も伺いながら、その判断をしていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、再度お聞きしますけれども、町の主催する事業で継続されたものが1回しか行われていないふるさとしらこ祭、それから、30回目を迎える生涯学習フェスティバルは今年度予算の中に計上されています。27回を迎えて、その後はコロナで開催等々はできませんけれども、町主催で行われた花の咲くまちづくり事業、これはチューリップに代表されるものですが、それから、町が補助金として、このイベントに協力をしてきたしらこ温泉桜祭り、それからたまねぎ祭り、イカダのぼり競争、これらについてが継続をされていません。

このものについて継続か否かというのは、実際には今年度の中でしっかりと効果検証を重ねて、次年度に向けての判断をしたいというふうにご答弁をされているわけです。だから、どのような効果があつて、どのような問題があつたのかということをご整理した中で、今年度計上されなかった理由をもう一回お聞きをします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） チューリップ、花の咲くまちづくり事業、これにつきましては、今年度いきなりやるというわけにはいかず、昨年度からチューリップを植えていなければ実施できませんので、今年度については、昨年秋にチューリップを植えていませんので、実施できないということで、予算計上しなかった部分がございます。

それから、南白亀川のイカダのぼり競争につきましては、今後それを事業を継続していくかどうかということで、実行委員さんの意見を伺いながら、今後どうするかというところの検証をしているところでございます。

それから、たまねぎ祭りにつきましては、商工観光課長より回答させていただきます。
失礼いたします。

○商工観光課長（田邊健治君） それでは、商工観光課のほうから、2つのイベントについて回答させていただきます。

まず、たまねぎ祭りにつきましては、2か年、コロナの状況を勘案した中で、不開催ということとさせていただきまして、その後、たまねぎ祭り、祭り、同時開催しておるんですが、委員のほうから、たまねぎ祭りのほうは当初の目的を果たしたんじゃないだろうかという意見が上がりまして、そういったものを事業精査した中で、また新たな着せ替えがあればということで、今、事業の見直しというか、そういったものを考えているところでございます。また、適宜、実行委員会等を開催いたしまして、その後の見直した開催方法を考えていきたいと思っております。

また、しらこ温泉桜祭りについては、観光協会の主催で開催しておりますが、これはあくまでも、今回はコロナの状況を勘案した中でのイベント中止ということなので、次回開催等については、観光協会のほうが継続主催となりまして、その状況に合わせた開催を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それぞれが、たまねぎ祭りについては目的達成というふうな中で、次の方法を模索するというような話がありましたけれども、これ、私は予算書の中で聞いている話で、予算書の中に、例えばそれに関わる補助金は組まれていない、それから、花の咲くまちづくり事業、昨年11月にチューリップを植えてはありませぬけれども、この4月の祭りが無いから今年度はというのは、考え方は違うんですよ。実際に例えば球根を買うには、

9月に注文を出していくわけですね。そうすると、今年度の予算が組まれていないと、はなからできないというふうに、これ全て補正で対応というふうなやり方で、今のイベントの検証を見ているんですか。

今年度の予算の中に組まれていないと、いろんな例えばイカダのぼり競争にしても、カウンスイスイということで組まれた事業ですけれども、これについて補助金も何も組まれていないと、実行をする側としては自費でやっていくというふうになりますけれども、そういう考えでよろしいんでしょうかね。そういう今年度の捉え方で、一切組まなかったということの理解でよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） いかだに関してはいろんな意見がございまして、やはり今コロナでこういう形で2年間やっていないということは、ある面ではもうあれもそれだけの時代的なあれは終わったんじゃないかという、私自身は思っております、これは今やっている自体がやはり相当無理をしてやっている部分が相当ございますので、これはある面ではもう終了という形が私はよろしいんじゃないかというふうに思っております。

それから、その球根の購入とかそういうことは、私は、いかだはともかくとして、いわゆる花のチューリップ祭りとか、そういうのは別にそういう気は全くなかったもので、それは金額的にはそんなに大した金額じゃないでしょうから、もしやれるような状況が、コロナが落ち着いて、できてくれば、それはやるような、そういう皆さんの意見が強ければ、そういう形でも別に構わないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、3回終わりました、要望になりますけれども。

これまでの事業、イベントの効果と、それから検証、問題点、これをもう一回整理をして、提出をお願いしますか。これをよろしく。もし次に継続されるとかということもありますので、これまでの中での判断、要は効果、それから成果、問題点、例えば、よく出ましたけれども、職員の負担の問題とか費用対効果の問題とかというふうな話が結構これまで出てまいりましたので、これらの検証結果について提出をお願いします。要望です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 令和4年度のこの予算書を見る限り、令和3年度の予算書の組み方と中身がほぼ一緒だと思うんですよ。その中で、今回4月から行革で課を分けたり、事務事業の移行など、様々な話を聞いているんですが、その辺がこの令和4年度の予算書には反映されていないと思うんですよ。その辺の町長の考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それは、だけれども、今度新しい予算で企画財政課ができたわけですよ。企画財政課というのは、今まで総務課の中に入っていてやっているわけですから、その辺のものはそんなに倍になるわけでも何でもないわけですから、ですから、やはりその分を継承した形で、ルーティンの仕事はそういう形で、当然、企画財政課で今まで総務課でやっていた部分を継承するという形になるし、新しくやる部分というのは、要は、やはり企画して、それをいろいろ物事を実行していくということが大事なわけでございますので、その辺はそんなに大きなイベントとかそういうものを別にやるわけでもないし、企画して、今後、また企画したらすぐできるというものじゃないですから、そういう計画性の高い仕事を今後やっていくわけでございますので。そういうことで、当然、予算書の中には入れてあるというふうに私は思っております。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 予算書の例えばそれは今、総務費の中では、例えば人員配置が総務課に20人とかなっていますが、前回の行革の説明会の中では、今度、新年度からは、商工観光課に例えばふるさと納税や企業誘致、その辺をお願いするというような話をたしか伺った記憶があるんですよ。それで、今日のさきの補正予算の中でも、商工観光の負担というのは相当大きくなると思うんです。商工観光の中の予算の職員配置を見ると、今年度と同じ4人になっているわけですよ。例えばその辺の職員配置を6人にするとか、増やしていかないと、この予算書の組み方というのは今年と全く中身が同じで、ただつくってあるだけに思えるんですよ。例えばふるさと納税のあれにしても、今年度は総務課の中でありましたが、来年度からは本来、商工観光のほうへ持っていくと、商工観光の予算にふるさと納税のあれが来るんじゃないのかなと思って、質問いたします。その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 大多和正之議員の質問にお答えさせていただきます。

総務課に二十何人ということであったかと思うんですけれども、総務課ということではなくて、総務費の中という予算の計上の仕方なので、その総務費の中には、今でも総務課の

職員と会計課の職員の人件費が含まれております。だから、その総務費の中に併せて企画財政課の職員の人件費も含まれているということで、同じ総務費の中で、6目に企画費とか、また財政費、管財費とかというような項目があるかと思うんですけども、その部分が企画財政課のほうの予算となりますので、課ごとにきっちりと分かれているということではなくて、総務費の中に総務課の予算、企画財政課の予算、また会計課の予算、それで、実際に総務費の中に幾つかの課の予算が入っているんだということでご理解いただければと思います。それをきっちりと分けしたものをということであれば、それはまた資料として対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 総務課長のその説明は総務課の話であって、例えば、だから、今後4月から、前から言っているように機構改革を進めていくと。この予算書が果たして適切なのかなと、その辺を伺っているんですよ。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ふるさと納税、職務が来年は商工観光課に所管替えになるだろうというお話なんですけど、まず6款の商工費の一般職人件費、4人となっておりますが、これにつきましては、当初予算にては、現状の人員、今現状の人員を予算計上をしております。それを、年度明けになりました、人員配置がはっきりした時点、ですから、例年ですと、9月の時期に人件費の補正ということで、その4月の実情に合わせた予算計上に補正をするということになっておりますので、取りあえず4人となっておりますのは、現状として4人張りついているので4人の計上ということで、当初のほうはご理解いただけないかなと思っております。

また、ふるさと納税については、企画費となっておりますが、建設課のほうの所管事務においても、交通安全対策のほうとか、そういった事業とかは総務費の交通安全対策事業費で計上してあるように、その目的に合わせた予算執行となりますので、総務費計上になっておりますが、行財政改革によりましてということで、商工観光課のほうで事務をする現状としては予定となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） これは執行部と私のちょっと考えの中の開きがあるのかなと思っ

で一応聞いたので、この後また委員会が控えておりますので、その辺で詳しく聞いていきたい、それでまたその辺の開きを見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

先ほどと同様、総括質疑は国民健康保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 新年度から国保が限度額上がります。これはかなり中間層にも大きな影響が出るんじゃないかというふうに言われているわけですが、そうした中で、明るい話題としては、未就学児の均等割の減額が執行されるわけです。均等割は生まれた瞬間からもう課税されるものであって、子供の多い家庭ほど負担が重くなると言われていて、子育て支援に逆行するものだと言われているわけです。今回は未就学児が対象というふうになりましたが、町としてこれをさらに今後拡大していく考えはないかどうか、伺います。

○議長（酒井良信君） 答弁を求めます。

税務課長、御園友加里君。

○税務課長（御園友加里君） 市川議員のご質問ですが、現段階では未就学児のみの対象としておりますので、今後拡大するにしても、町長との協議が必要となってくると思っておりますので、あと、国民健康保険は運営協議会がございますので、その辺との審議も必要となってきますので、現段階では未就学児だけの均等割の軽減とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） これは国保の問題でもあり、また、さらには子育て支援という観点からも見られるものでありますから、今後、町としては子育て支援室なども設置するというふうに向っておりますので、その子育て支援室の中でどんな仕事をされるのか分かりませんが、そういう中で、そうした幅広い形の子育て支援という分野で審議をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

先ほどと同様、総括質疑は後期高齢者事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

これも先ほどと同様、総括質疑は介護保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今年度、もうすぐ終わるわけですが、昨年の8月から低所得者に対する食費、居住費の負担が軽減する補足給付の制度が変わったわけですが、これによって除外される人も数人出てくるということで、前の質問の答弁で伺いました。また、多くの方が負担増にもなってくるわけですが、これが新年度でも引き続き行われるわけですが、特養は、所得の低い人でも、誰もが利用できるという施設だということでできたわけです。それが現状ではもう国民年金だけでは入所不可能になってしまいますので、町としてこうしたことに対する方策は考えていかないのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） こちらにつきましては、現状のままということで考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

これも先ほどと同様、総括質疑はコミュニティ・プラント事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） コミュニティ・プラント特別会計予算の編成により見えてきたと思われる今後について、町長の考えをお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） コミュニティ・プラント、まだ、はっきり言いまして、予算は一応できましたんですけども、問題点とかそういうのが、今後やはり実際に運営してみないと分からないという部分も相当あります。いずれにしても、ただ、コミュニティ・プラント自体がやはり相当、今後負担になる事業だというふうに私自身は思っております。これは、人口減少も今後予想されますし、それから、今のままで結局コミュニティ・プラントを運営するには、とてもじゃないんですけども、個人負担分がとても足りないわけでございますので、この辺も含めて、ただし、どこの自治体におかれましても、このいわゆる下水道事業、これに関しては、ある面で公的負担というのはやはりどうしても必要な部分が相当ありますので、負担ではありますけれども、これも維持していかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） よろしいですか。

1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） 特別会計にするだけであれば、事業別の公会計だけでよかったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 答弁を願います。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） いわゆる普通の事業会計とかそういう形だけだと、実態がよく把握できないということで、やはり行政の問題でございますので、公会計基準に照らして見ていかなければいけないというふうに思ったわけです。

以上です。

○議長（酒井良信君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、質疑を行います。

またこれも先ほどと同様、総括質疑はガス事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第21、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日3月1日から3月14日までを、常任委員会の開催及び議案審査のため休会にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日3月1日から3月14日まで休会することに決定いたしました。

議員各位に申し上げます。

産業建設常任委員会は3月4日金曜日午前9時から、総務常任委員会は同じく3月4日金曜日午後1時30分から、厚生文教常任委員会は3月8日火曜日午前10時から、それぞれ開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、所属していない委員会に対する質疑事項については、議員間で相談、協議の上、所属する議員へ質疑事項を委任するなどの対応をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

3月15日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 3時41分

令和4年第1回白子町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年3月15日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 同意第 1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 白子町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 白子町道路占用料条例及び白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例及び白子町アクア健康センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第13 議案第14号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第14 議案第15号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第15 議案第16号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第17 議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について

追加日程第1 決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議

追加日程第2 決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

追加日程第3 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第3まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	斉藤繁男君	税務課長	御園友加里君
建設課長	齊藤雄君	産業課長	小高健史君
商工観光課長	田邊健治君	健康福祉課長	竹下裕之君
環境課長	梶幸男君	住民課長	今関道雄君
ガス事業所長	緑川栄治君	会計管理者	緑川義之君
教育課長	目羅伸夫君	生涯学習課長	齊藤貴人君
学校給食センター所長	三橋政明君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋庸行 書記 味戸ひろ子

書 記 三 橋 早 奈 恵
書 記 上 代 智 也

書 記 鈴 木 貴 文
書 記 中 古 珠 輝 也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。多くの傍聴出席、大変ありがとうございます。

大きくは、空き家対策の進捗状況と行政改革の考え方の2点について伺います。

空き家対策での売買及び賃貸の登録件数を伺います。以前にも質問いたしましたが、そこで、具体的に、売買賃貸の広告案内、物件説明、契約成立は、許可登録不動産業者が担うため、町と業者の提携を結ぶ必要がありますが、どのように進めているかを伺います。

市町村においては、人口減少を食い止める一役として、市町村空き家バンクなどの移住定住促進支援制度を積極的に推進する必要があると感じます。

また、平成26年11月に、空家等対策特別措置法が成立し、行政が所有する所有者に対する助言、指導、勧告、命令、そして罰金や行政代執行を認める法律ができました。近年の少子高齢化や地方過疎化によって、日本の社会問題としている空き家数は、全国の住宅の7分の1を空き家が占めていると発表されました。

白子町においては、特に問題となり得る別荘などの2次元的住宅が多く、相続放棄等で適切な管理がなされていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な

影響を及ぼしております。

特定空家の基準は、1つとして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態。2つ目として、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる状態。3つ目として、適切なる管理が行われなため著しく景観を損なっている状態。4つ目として、周辺的生活環境の保全を図るため放置が不適切な状態。この4点が主な物件と思われませんが、白子町において、調査の結果、特定空家数は何物件あるかを伺います。また、特別措置法を基に措置する考えはあるかを伺います。

大きな2つ目に、行財政改革の考え方について伺います。

町長より、令和3年11月19日付、全員協議会にて説明された行政改革推進は必要なことであります。まちづくりの主役は町民で、今、住民と行政の関係が大きく変わろうとしております。これまで暮らした暮らしや教育、文化、まちづくりなどの公共的活動は、行政が独占的に直接担ってきました。しかし、安定した成熟社会に入り、住民団体、企業等々を含む行政が公共活動を共有し、それぞれの役割を果たす共同社会が時代に移行し始めております。

また、民間企業においては、右上がりの時代は終えんし、生き残りをかけた様々な経営改革に取り組み、厳しい雇用状況の中で自己改革が図られております。一方、少子高齢化社会の到来、国・県・市町村の財政の悪化、地方分権の本格化など、地方自治体を取り巻く状況も厳しさを増しております。

今後、本町は、限られた行政資源を基に、様々な手法を活用し、住民志向の行政改革、つまり町政改革に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政体制を確立することが強く期待されていると思います。時代の流れに対応できる組織機構改革と、それを具体的に機能させる政策検証の強化が必要と思いますが、その施策を伺います。

次に、住民と行政との情報の共有化であります。

コミュニティ行政を進めるに当たって、ホームページ、白子広報がありますが、現在のままの広報活動で、見直しが必要がないのか。さらに高齢化社会になり、パソコンは使えない、活字離れの住民との情報共有を育む施策を伺います。

次に、内部管理のコスト削減について伺います。

各市町村では、コスト削減を志向しております。電気のLED化、公用車削減、または窓口業務の民間委託、それは職員の定数削減、残業の減少、臨時職員の削減、人事管理業務の削減等々、この簡素な業務の民間委託を進めている行政もごございます。今後の施策を伺います。

最後に、歳入の確保と受益者負担の適正化について伺います。

コロナ禍で社会全般に経営悪化状態が続き、不況風が増している昨今、町の歳入の確保が可能か不安であります。本町は、約3分の1が自主財源、3分の2が交付金等で行政運営を賄っている弱小行政であります。施設管理に伴う各契約書が、時代に適合した見直しがされているのか。また、本来入札すべき案件が随意契約になっていないのかの検証等々、さらには、受益者負担が適正になされているかを伺います。明確な答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 東海林議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクの登録件数ですが、台帳の登録総数は最大で37件ありました。そのうち35件については、売買なのか貸借なのか内容は把握できていませんが、何らかの形でマッチングが整い登録がなくなっています。今現在では、売却希望の2件のみが登録されている状況でございます。

次に、不動産業者との提携はということでございますが、不動産業者との提携についてですが、平成30年2月に一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部、及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と協定を締結し、情報提供を行ってきましたが、町内に不動産事業者が存在せず、連携した事業展開が難しい状況でありました。しかしながら、幸いにも令和2年度に2者の不動産事業者が町内に開業しました。既にこの2者に対して、空き家バンク事業の概要及び今後の予定などを説明してありますので、今後、実務的な連携・協力の検討、協議を進めてまいります。

次に、特定空家等の数というご質問でございますが、特定空家等の数についてですが、現在町では、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法に基づく空き家対策に関する条例が制定されておらず、法第2条第2項に規定されている特定空家の調査は、まだ認定を行っておりません。

特別措置法の考えは、ということでございますのですが、空家特措法に関する町の考えについては、年内できるだけ早い段階で特措法に関する条例を制定し、その後、速やかに空き家等対策計画の策定、空き家等対策協議会の設置を行い、法第2条第2項に規定する特定空家の調査・確認に臨みたいと考えております。既に壊れかけた住宅の相談や、古い住宅の税制措置などについて相談が関係各課に届いておりますので、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

続きまして、行政改革のご質問でございますが、組織機構改革の考え方については、現在進めている行政改革の一環としまして、役場組織機構の見直しについても議論を重ねてまいりました。その結果、成果として、令和4年度から、現在の総務課から企画財政部門を分離し、独立させ、企画財政課を設置いたします。役場組織の機構改革については、今後も不断の見直しを継続し、住民の行政ニーズに即した組織機構の在り方を追求してまいります。

続きまして、政策検証機能の強化についてでございます。

政策検証機能の強化についてですが、このテーマはなかなか難しいテーマであるとともに、強化しなければならない分野だと考えております。以前よりP D C Aサイクルの確立ということが言われておりますが、組織機構の中で事務事業の検証を担うセクションがかなり希薄といたしますか、手薄であるということは感じております。

今回、識見を有する監査委員として、公認会計士と税理士の資格をお持ちの方を選任できる見通しが立ち、本定例会に提案する予定です。この監査委員の選任により、政策検証機能の強化につながるものと期待しております。また、行政改革の議論の中で、各課の事務事業の有効性、実効性、費用対効果の把握方法などについて議論を促したいと思っております。

それから、次の住民と行政との情報でございますが、住民と行政との情報広報などについての質問ですが、「広報しらこ」の内容についてはいろいろご指摘があることも承知しておりますが、適宜見やすいものに、分かりやすいものになるよう努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

広報紙などの配布方法につきましては、以前は自治会配布を行っていたところですが、各戸に届くまで時間を要することから、お知らせする行事予定が終了してしまうなどの問題があり、新聞折り込みにした経緯があります。情報の提供ルールの多様化に伴い、新聞を取る方が減っているという状況も認識しておりますので、効果的に届ける方法についても、いま一度考えてみたいと思っております。

次に、内部管理コストの削減は、という質問でございますが、内部管理コストの削減についてですが、恒常的に経費節減は以前より取り組んでいるところでありますが、財産管理、特に公用車については、若干保有数が多いのではないかと考えております。タイヤショベルやトラックなど代え難い車両はやむを得ないと思っておりますが、それ以外の乗用車系統につきましては、今後その必要性をよく吟味し、保有数の削減に取り組みたいと考えております。

新型コロナの影響によって、対面による会議、大勢集まる催しなども減っており、職員の出張する機会も減少しておりますので、これを好機に捉え、行政改革の一環として全庁的に

議論してまいります。

次に、歳入の確保と受益者負担の適正化は、というご質問であります。歳入の確保と受益者負担の適正化についてですが、ご存じのとおり、本町は自主財源に乏しく、地方交付税を含めた依存財源に頼らなければ、行政サービスを維持することさえ困難な状況、財政状況であります。ここ2年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、歳入面は、地方交付税額の増額や新型コロナ対応の地方創生臨時交付金が交付されるなどしており、一方、歳出では、イベントの中止や事業の縮小などの予期せぬ事業費の縮減が生じています。

結果的に、単年度収支で黒字になっているとはいえ、これはコロナ対策という特別な事情によってもたらされたあだ花的な側面が大きいと思います。町としましては、これからも有利な補助金や起債の活用を検討し、財源の確保に努めてまいります。

受益者負担についてですが、既に行政改革のテーマとして、使用料・手数料の見直しを進めております。現在、各課において、現状把握と課題整理を行っております。今後、議論を進めていった結果として、使用料や手数料の見直しにつながるような結論が得られるように期待しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 答弁ありがとうございます。

まず、空き家対策なんですけれども、当初37件登録されて、その中で35件が登録から消えているということは、私の近所の方も、当初は町へ登録したけれども、なかなかお客さんにつなげてもらえないということで、独自に業者のほうにお願いして売買に成立したという方もございます。当初は、私も何回もお話ししたんですけれども、協会に登録しただけじゃ駄目なんだよと。きちっと不動産業者に物件説明、それから広告案内等をやっていただかないと、契約にはなかなかこぎ着けないという話を申し上げたことがあるんですけれども、このたび2者の業者に提携を結んで、ぜひこれは人口減少につなげていくことが大事な部分がございますので、ぜひ積極的に売買または賃貸につなげていっていただきたいなと思います。

それから、特別措置法の考え方も、今後、年内に協議会等を開いて対応していくということなんですけれども、今まで空き家対策で、かなり調査をしてきたはずなんですけれども、白子町において、どのぐらいの数があったのかというのは、相当数あったはずなんですけれども、その点の資料がございましたら教えていただきたいと思うんです。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（齊藤繁男君） この法律が話題になったときに、消防団等に協力いただきながら調査をしたことはありました。ただし、そのとき限りということで、その後の実態調査をしておりませんので、正確な数字等については、把握できていないというのが実情でございます。その古い資料はということでありましたら、後ほど提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、これは空家法が成立されて、その段階で各自治体が空き家調査をやったわけですので、その中で一つ一つ物件状況とか、そういうものも把握しているはずなので、そういう資料をきちっと確保して、どういう形で対処していくかということが特別措置法につながっていくわけですので、ぜひその資料を明確にして、今後の措置法の部分には、協議会等に生かしていくような資料にぜひしていただきたいなど、こう思いますので、よろしくをお願いします。

それから、大きな2つ目に、組織の機構改革でございます。これは町長も就任されて、白子町においての機構改革をきちっと今後やっていかなきゃならないと、これは時代の流れなんです。それから、総務課の企画財政課が独立していくような打出しがございますけれども、さらには様々な部分があるはずですよ。子育ての問題、子供に関する様々な部分が、健康福祉に絡んでいる部分とか住民課に絡んでいる部分とか色々ございます。障害者の問題とか、それから高齢者の問題とか色々ありますけれども、どうかその辺も明確な部署をきちっとつくって、そして子供に関する部署はここだと。それから障害、それから高齢者問題も明確にしていかないと、住民課なのか、健康福祉課なのか、教育委員会なのか分からない部分が多々ございますので、この点もぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 今のご質問ですが、子育てに関する部署ということですが、この4月より一応子育て支援係ということで、住民課の中にはなりますけれども、別部署ということで、係としてつくる予定でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ子育て関係だけじゃなくて、様々な分野をどうか住民が明確に

分かって、そしてそこで全部クリアできるような体制の流れをぜひお願いしたいと思います。

それから、政策検証のことでございますけれども、ぜひ様々な政策が、これから打出しをされていくわけですが、それに伴って、きちっと書類的な管理とかもろもろの管理が、非常に白子町においては粗雑な部分があるなというふうに感じております。何年前のものはもうないとか、とんでもない時期にまたそれがぽんと出てきたとか、こうありますので、この辺もよくよくどのような形でそういう政策検証の流れがきちっと積み重ねていけるような、また、重要な書類もきちっと記録に残っていくような流れにぜひお願いしたいなと思います。

それから、住民への情報発信の施策なんですけれども、白子広報もこれから大きく様変わりしていくような内容にしていくという町長からの答弁がございました。これはぜひ必要なことだなと、こうも思います。

しかしながら、白子広報は、配布が一般紙、一般紙の配布は2,700部なんです。2,700の部分というのは重複している部分もあります。それから、若干茂原の部分に入る部分もあります。そうしていきますと、実質はかなり所帯に入っていく広報というのは、実数、さらに低い数値が出てくるんじゃないかなと思います。この町のいろんな情報が白子広報に全て載る流れになっておるわけで、それを住民がぜひ知っていただくにはどうするかということも、今後の課題として、また、どう情報発信していったら効率的なのかということを考えていただけると助かるなと、こう思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一つはコスト削減の関係でございます。

これ、先ほど町長のほうからも、車両等の問題等がございました。非常にどちらかといいますと、民間企業ですと、その比較を、効果という、またそういう部分からきちっと会計経理上、明確に分かるようにしているわけですが、なかなか行政の中ですと、一つ一つの分野が明確にならない場合があります。先日も私、給食の関係で、厚生文教常任委員会でも質問させていただいたんですけれども、1食当たり870円ぐらいのものが実際つくような形になっているという部分でお話し申し上げたんですけれども、どうかその辺も一つ一つコストというものも考えて、ぜひやっていく必要があるのかなと、こう思います。

それから、もう一つ町長の答弁から漏れていた部分があるんですけれども、施設管理に伴う各契約書がされていると思います。これは、1年ごとの契約更新とか、3年、5年とあると思いますけれども、それは時代の流れにそぐわった契約内容になっているのかどうか。私が確認した中では、日付だけが変わっているという、全く同じ内容のものが、見直しがされていない状態で日付だけが変わっているというような契約の更新がされているなと、こう思

って見たんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 今、東海林議員のご質問ですけれども、日付だけが変わっているということで、毎年その部分で契約を更新するのと、1回契約をしまして、その1年間の中でお互いに疑義がない場合は、1か月前までに申出がなければ、そのままそれが自動継続されるという形のもの、2通りございます。その中でお互いに見直しが必要だという場合については、そういう形で手続で見直しという形になりますけれども、見直しが必要じゃないんじゃないかということになると、自動更新だったり、同じ内容で契約ということになっております。ただし毎年毎年、そういうところを検証して、見直しを検討することは必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） それは、私が言いたいのは、こちら側から、ここはこのように変えていく必要があるんじゃないんですかという、相手方に提案がされているかということなんです。ほかの契約書とか、ほかの部分というのは、また新しいものがいろいろ発生してきています。こういうものを取り入れた内容に切り替えた契約書に見直しをしていただくような形の提案をこちらからしていただきたいなど、こう要望いたしますので、今後、契約の更新なり見直しをする段階では、内容が変わらないからいいんだというんじゃなくて、逆にこちらからこの内容はこういう形に変えていただけませんかという提案をしていかない限りは変わりませんよ。ぜひそういう流れをつくっていただいて、新しい流れにぜひしていただきたいなど、こう思います。

最後に、受益者負担の適正化ということで、先ほど町長の答弁の中に、料金等の見直し等がございますということもございました。確かにインフラ関係が、水道管の問題とか、下水の問題とか、それからガスの問題とか、様々インフラに関係するようなものが耐用年数からいったら発生してくると思います。しかし、それがどーんと料金等が改正されていくとなると、大変な住民の負担にもなってくるわけで、この辺はうまく、当然交付金等も使いながらだと思いますけれども、なかなか物価は上がっても収入は上がらない、年金は上がっていないわけで、そういう状況も鑑みて考えていただけるような流れをつくっていくのかどうか。

その点の答弁を求めますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今の内容的には、受益者負担をもう少し明確にして、将来的なことも考えて、やはり料金の改定とかそういうものを適切にしたほうが良いということでの質問かと思えますけれども、確かにそのとおりでございまして、ですから、例えばコミュニティ・プラントもいわゆる特別会計に移行したりなんかしまして、やはりある面では、それで明確化して費用対効果というか、経理がちゃんと明確化したことによって、ある程度料金を改定とかそういう形でやはり受益者に適正な負担は当然していただかないといけないと思います。

それから、いろんな手数料関係とかそういうものも行財政改革の中で、今、もんでおりました、これも近々ある面では、例えば初めからもう何十年も料金改定がなかったとか、何とかの使用料とかそういう形のものもありますし、ほかの市町村と比べて、著しく安いようなものとか、そういうものは全部改定していくつもりでおります。これも今、実際行革の中で進めているところでございます。

ですから、いずれにしても、適正な負担という形は、今後も考えていただかなければいけないと思いますのですけれども、その辺が全然見て、やってきたことはやってきたんでしょうけれども、若干見劣りするところもあるように、私も感じておりますので、それは適正にやっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 私の持ち時間があと僅かになりましたので、最後は要望で終わらせていただきます。

ぜひ受益者負担の適正化という部分も、より明確に、こうこうこうなので、こういう状況なのでということで、住民の皆さんにお知らせをしながら、そして、その上げ幅等もその状況を鑑みながら取り組んでいただけると住民は助かるかなと、こうも思います。どうかいずれにしても、様々な課題が山積みな状態なわけですので、石井町長のかじ取りを期待して、また議会のほうも後押しをするような流れをぜひつくっていききたいなど、こう思いますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で、6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って一般質問をいたします。

質問に先立ち発言をお許しいただき、戦火の中で多くの命が失われ、子供を含む280万人が国外退避となっているウクライナ国の現状を見ると、一日も早い停戦と、国としての平穏が戻ることを祈るばかりであります。

今回の質問は、子育て支援についての本町の取組について、関連を含めて3点お伺いをいたします。

子育て支援は、1990年以降、少子化対策を求める世論の高まりを受け、積極的な施策の展開がされるようになりました。平成27年4月から、さらに子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく新制度がスタートし、自治体の特徴を生かした施策が、現在展開をされております。他の市町村に先駆けて行われていた本町における保育料の無料化などは、まさに手厚い支援の一つであると思っています。

こうした中で、1月の議員協議会で提案された子育て支援に関する役場行政機構の在り方について、その後どのように検討され、新年度からどう取り組まれるのか。事務量の変化、担当職員数も含めてお伺いをいたします。

2点目として、子育て支援施策が進められる中で、子供年齢18歳まで、量と質の両面から社会全体で支えていく多様な仕組みづくりがされていますが、昨年末、子供の貧困についてテレビ番組が組まれていました。初めは、発展途上国の国々のことかと思いましたが、そうではなく我が国の状況についてでありました。内容については、7人に1人の子供が貧困状

態にあると言われていること、相対的貧困という言葉が使われていましたが、日本の17歳以下の子供の相対的貧困率は13.5%、経済的理由により就学援助を受けている小中学生は、2018年調べで137万人となっています。

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子供たちがいることを理解し、どのような支援ができるのか。本町には、約1,200名の子供たちが暮らしていますが、ひとり親家庭約80世帯などを考慮した中で、現状の把握、支援の必要性について考えを伺います。

3点目として、子育て支援の一環として捉えて、児童・生徒の通学支援として伺いますが、定期的な登下校の見守りとして、交通安全協会の活動、また、ボランティアの方々による日々の見守り活動などが見受けられますが、多くの方々のご尽力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

こうした中で、学校側における通学についての考え方、また、これらの支援者との関わりについて伺います。

次に、小学校においては登校班での徒歩通学、中学校については自主的に徒歩・自転車通学が基本となっていますが、雨天などにおける安全性を考えて、送迎の在り方を含め、現状の考え方について伺います。

以上、1項目3点よろしく願いをいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

子育て支援に関する役場行政機構の在り方についてであります。昨年10月以降、行政改革の一環として、役場組織機構の見直しについて議論を重ねてまいりました。複数回、議会全員協議会などの場をお借りしまして、子育て支援を含む役場組織機構の見直し案について説明させていただきました。

議会とも議論した上で、結論としましては、施政方針の中にも触れましたが、子ども・子育て支援につきましては、令和4年度より、住民課に事務事業を集約し、体制強化を図ります。現行の住民課児童係の保育所業務、児童手当、児童扶養手当業務、児童虐待業務、学童保育業務に、ひとり親支援、子ども医療業務を加え、一般職員4名及び短時間勤務の会計年度職員1名の5名体制を確保し、子育て支援係として再編を図ります。

執行部としましては、今後も子ども・子育て支援に関する住民ニーズの的確な把握に努め

るとともに、やはり独立した課の設置を目指したいと考えております。今後も、役場組織機構の見直しの中で議論を深めていきたいと思っております。

続きまして、子供の貧困の現状についてであります。住民課の支援について申し上げますと、令和3年7月に、非課税世帯子供に対して、1人5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。支給実績は60世帯、110人分で550万となっております。また、保育所の支援については、昨年4月より完全給食化の実施、昨年9月分保育料から、多子世帯の第2子半額、第3子以降無料とする町独自の支援策を始めております。今年度の軽減該当者は、第2子が94人、第3子以降が45人でした。今後も継続してまいります。

また、子育て支援、ひとり親支援、児童虐待、学童保育、子供の貧困等については、国においても重点施策となっており、町においても体制を強化していく必要がありますので、今回子育て支援係として増員し強化するものであります。

次に、教育課で把握しているものとしては、要保護・準要保護の数になります。要保護が中学生1名、小学生2名、準要保護が中学生14名、小学生35名になります。本町では、給食費、校外活動費、修学旅行費の援助、入学の際に小学生5万1,060円、中学生6万円、在校生につきましても、小学生1万1,630円、中学生2万2,730円を就学援助しております。本年度より就学援助制度の案内を学校ホームページ、学校だより以外に、全家庭に配布し周知しております。

次に、児童・生徒の通学についてであります。ご指摘の白子中学校ですが、車での送迎は事故の原因になりますので、極力控えるように保護者にも通知したいと思います。改善が見当たらず、地域の皆様にご迷惑をおかけするようであれば、次の改善策を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問いたしますが、一つは、行政機構の新しい形として、子育て支援係が住民課内に設置をされる。1月の議員協議会で、それぞれお話ししたとおり、総合的に理解をして、私もこういう部分では進めていいというふうに考えて賛同いたします。

こうした中で、事務分掌と言われる事務量ですけれども、4つ、これまでの児童係から子育て支援係になったということで、事務量の増加がされました。職員数も、新年度からは4名プラス会計年度任用職員が1人ということで、それなりの形で新しいスタートがされると

いうふうに思っています。7市町村の中で、多分、本町、子育て支援という言葉が一番最後に使われた町というふうに考えますけれども、新しい機構の中で、しっかりとした形で子育て支援が展開できるようにお願いするところでもありますけれども、人口減少が進む中で、子育て支援系の事務であります、まず保育所の考え方について伺いますが、他町村で見るとような認定こども園等々もありますけれども、本町はこれまでずっと保育所でもありましたので、この形でもいいのかなどというふうに思っていますが、今の幼児数の減少等を含めて、これからの保育所の在り方について、今後どのように検討されるのか、まずは伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 一応、今、学校の統合についても、この4月以降、やはりいろいろ進めていくつもりでおります。これはどうしても避けて通れないものだと思っております。それに伴って、検討協議会とかそういうものができましたら、保育所に関してもやはりある面では、統合もやむなしだというふうに思っております。これ、3か所を1か所にしちゃうということは、当面考えておりませんですけども、できるだけ効率のいいような形で、また利便性のいいような形の保育所の体制を考えていきたいと思っております。

ただ、その中で、認定こども園ということでございまして、実際、今、長生村でもそのような形で、認定こども園ということで、今、試行的にやっているということを知っておりますので、この辺もやはり当然検討していかなければいけない問題だと思っております。言いましたように文科省と厚労省の業際の問題もいろいろ出てくるわけなんですけれども、この辺もどんどん今後進めていって、例えば将来的に、子育て支援課という形になりますと、その中で2系列に仮に分割して進めていくような形で、やはり一つの子育て支援課という形で、保育から教育、全部一貫して面倒を見られるような形で進めていかなければいけないように思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 今年度予算に特色ある保育ということで、運動教室とか英語教室であるとか、そういったものをよそのこども園に引けを取らないようにということで、取りあえずこども園の移行になるまでの期間、できるだけこども園に近いようなサービスが提供できるような形で、住民課のほうでは考えております。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、今後5年間を考えたときに、ゼロ歳児から5歳児まで

の、要は今把握している数と保育所のキャパシティーについて、これゼロ歳保育も含めてですけれども、その相関関係についてどのように捉えていて、保育所の在り方を、統合も含めてというふうな話をおっしゃいましたけれども、その見通しについて再度お伺いいたします。

それから、認定こども園に私はこだわらなくてもいいのかなというふうな気はいたしておりますが、幼児の場合の保育、教育、両方捉えた場合に、本町は幼稚園がない町でありますので、保育の形でやってきた、この保育の在り方というのは、家庭の中でご両親が共に働いてというような形の一つの規定がありますので、そういう中で、長柄や睦沢で行われている認定こども園、形としてはいいんですけれども、実際に町村の現場に合ったものかなというふうに改めて見たときに、本町の姿は本町のままでいいような気もいたしますし、保育の中で、例えば、今、住民課長がおっしゃった英語教育でありますとか、もう一つおっしゃっていただきましたけれども、これが本当に、ある意味、どうしてもやらなくちゃいけない必要性のあるものなのかということもちょっと疑問に感じていますので、まずは、日本語がしゃべれない、まだ幼児の子たちで、しっかりとしてしゃべれない子供たちのこともありますので、早めからの英語教育も必要かもしれませんけれども、あまり形にとらわれなくてもいいのかなという気がいたしますけれども、その辺の考え方について伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 大多和議員さんおっしゃるとおり、形にはこだわる必要はないと思います。ただしサービスについては、保護者のニーズもございますので、保護者のニーズとか、アンケート等取りますとやっぱり英語ですとか運動教室、当然、読み書きのほうも、自前で保育士のほうでやるような形になっておりますので、その辺、時代の関係かなという気もいたします。

あと、キャパシティーということですが、定員は360名3園でございます。今の在園児は224名でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 住民課長の考え方でいいというふうに私も思っています。キャパについても、大分まだ余裕がある、今後さらに余裕があるというふうになるのでしょうかから、できるだけ早い中での相関関係を考えていただいた保育所の数等々の中で、検討に入っていたらというふうに思っています。

それから今、今年からスタートする子育て支援係12の事務分掌という、事務を取り扱うと

いうふうに捉えていますけれども、これ以上、あと残されているのは要保護児童とか、教育関係の部分の2事務かなというふうに思っていますので、何ていうんですかね、保育士を別格として考えた中での子育て支援課というような設置も分かりますけれども、役場の行政機構改革の中で、できるだけ逆にスリム化を、幅広くしないでスリム化をというようなことを考えていくのが当然でありますので、その課の設置についてはしっかりとした考え方でそれが本当に必要なかどうかという判断をしていただければと思いますが、そこについての考え方を最後に伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 子育て支援課としての独立した部署という考えにつきましては、国のほうでも、来年の4月からこども家庭庁というものが新設されます。ますます子供に対する行政ニーズといいますか、需要が増えてくると考えておりますので、やはり独立した課でできれば一番いいかなというように考えております。

ただし、教育部門につきましては、国のほうも文科省のほうは一緒にできないということで独立しております。町でも町長がいて、教育長がいるわけなので、二重行政となりかねませんので、教育分野は、例えば隣の部屋に子育て支援課と教育課があるというような形ができれば、一番それがいいんじゃないかなというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） いずれにしても、役場行政の中で一番職員がやりやすく、しっかりとした施策が展開できるような形が望ましいので、職員の中でしっかりとお互いに話をして進めていただければというふうに思っています。

次に、子供の貧困ということについてですけれども、実際に子供の一日の生活を考えてみたときに、土日等を除きますけれども、小中学校においては、これは、学校については義務でありますので、義務教育の中で展開されておりますので、ここに直接的な支援は、そう多くは要らないというふうに思っていますが、この時間帯を除いた部分の子供の生活の在り方というふうにしてとらえているものが、子供の貧困の姿ということで出されていますけれども、本当にこの言葉が正しいかどうか分かりませんが、貧しい家庭の中に生まれた子供というのは絶対的貧困と言われますが、あまり貧しさを感じない中でいう社会通念の中で、同じように子供が物事をやっていけない部分のことを捉えて、相対的貧困という言葉が使われているそうなんですけれども、こういう中で、学校の義務以外の時間の部分での関わりが

社会全体で捉えていける部分、また、していかなければならない支援というふうに考えています。

その中で、学童保育について伺いますけれども、これまで関の学童、それから南白亀の学童については、おのおのの小学校の施設を利用しておりました。白潟につきましては、シルバー人材センターが入っている隣のところを利用して、学童の活動が展開されておりますけれども、これが令和4年からは、白潟小学校の施設を利用というふうになるそうであります。さらに、令和5年度よりは、今まで学童保育については公設民営であったものを、町が積極的に関与して、公設公営に変えていくというような方向があるというふうに聞きましたけれども、まずはこの辺の考え方について伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 学童保育につきましては、今、大多和議員さんおっしゃるとおり、白潟の学童が、何とか白潟小学校に、この3月から引っ越しを始めるということで、3学童クラブとも小学校内の施設ということでスタートいたします。

あと、学童、今、保護者会運営ということで実際やっているわけですが、その運営を徐々に町のほうに、事務ですとか会計を町のほうでできるように、1年間かけて移行していくと、そういった考えでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 住民課長の個人的な考え方で結構ですので、まずは私が冒頭言った相対的貧困という中で、直接担当ですので、今の白子町の子供たちの現状を考えたときに、この言葉についてどんな、要は考え方、イメージを持ちますかね。それがまず1点と、それから特にこの部分で関わるものというのは、本当に学校の義務から離れた時間帯での学童保育の充実が、この相対的貧困に相当の意味での影響を与えていくというふうに実は思っています。これを民営から公営に変えるということは、かなりの町負担も金銭的、あるいは事業量としても増えていくというふうになりますけれども、これまでは利用料については、学童1人当たり月1万円という額を保護者負担というふうにやっておりましたけれども、これだとか、あとは講師につきましても、自分たちで、経営者が探してきて、この事業を展開しているというふうになっていきますけれども、5年から公営に変えるということで、この辺の取扱い方の考え方について伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 初めの貧困のイメージ、大変抽象的な質問で難しいんですけども、先ほど約何%の方が貧困とかという日本の、先ほど町長の答弁した生活支援給付金の給付率が白子町で9%でした。国の先ほどのデータよりも多少少ないという、非課税世帯ですね。それが貧困と捉えるのであれば、多少、町のほうが少ないかなというような印象を持っております。当然、子供の貧困といいましても、結局、保護者の貧困になると思いますので、保護者の収入を上げていかなければ、貧困は減らないと思っておりますので、その辺今、コロナ禍ということで、大分仕事も減っているというように聞いております。その関係で、学童保育に預ける子供の数も減ってきております。その辺、早くコロナ禍、明けてもらえないかなというような思いでおります。あと、2つ目何だっけ。

（利用料と呼ぶ声あり）

利用料につきましても、より保育所に近づいてきているということで、兄弟同時入所の場合の2人目半額ですとか、そういったことも試されてきておりますので、よりこの町で管理ということになると、保育所に近いような経営形態になっていくのではないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

支援員につきましては、現状でも町のホームページ等を使って、募集をかけたりしておりますので、その辺は、そんなに負担ではないかなというふうに考えております。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

相対的な貧困の中で一番気になるのが、何ていうんですか、各家庭によって、子供の環境って本当に違うじゃないですか。ある意味裕福な家庭については、いろんな習い事をしていく。ところがそうでない部分というのは、陰に隠れていて分からなくて、子供たちが教育の機会がある意味すごく差がついてしまうということが言われていますよね。例えば夏季・冬季のオリンピックについても見てみると、非常に若い世代が、例えば3歳から始めて今に至るとかというふうな現状をよく耳にするときや、よく見たりなんかするときに、そうできる家庭とそうできない家庭というのがやっぱり現実的にあるわけで、今、社会としてできることというのは、そういういろんな状況を鑑みながら、そういう子供たちにそれぞれの社会がどんな支援をしていくかというのが大きな問題になるんだなというふうに、改めて思っています。

こうした中で、中学生についてはちょっと無理な部分があるかもしれないけれども、本町

における、例えば社会教育への参加を促していくとかという方法も、実際にはあるのではないかというふうに思っています。例えば高校生なんかについては、本町で行われている社会教育のお手伝いをしてもらったりとか、実際にそういう文化協会、体育協会の活動に参加してもらったりとか、そういうような方向で、自分自身が社会性を高めていくというような案内もできるのではないかというふうに考えていますけれども、これについては、担当する生涯学習課のほうの考え方、あるいは教育課の考え方、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、特に学習面におきましては、児童を対象に土曜スクールというものを行っております。特に、算数、国語の学習の補充というところで行っていることが一つ。それからまた、中学生でいえば、これも学習のサポートということになりますけれども、3年生を対象に、中三応援プロジェクトというものを青少年センターのほうの場所を借りて、これも行っております。また、加えて本年度は実施はできませんでしたが、特に夏季休業中にはサマースクールということで、基礎学力の定着を図っている事業を展開しておりますけれども、また、コロナの関係で来年度もし実施できれば、そちらのほうも推進していければというふうに考えております。

あと親子ボランティア活動ということで、ボランティア協会のほうから、協力の依頼がございまして、これは4月に、各小学校宛てに、親子と一緒に地域のボランティアに参加しませんかといったようなことも、こちらのほうとしましては、各学校のほうには、もし協力できればしていただきたいということで、お願いをしているというところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 大変いい取組だというふうに思いますし、こういう子供たちが社会教育の参加をしていくということを、ぜひとも本町にできる範囲というか、本町がそういうことができれば非常に他町村と比較しても、かなりそういう部分では先に行けるというふうに思いますので、ぜひともそういう中での社会参加等を案内していただければというふうに思います。

いずれにしても、子供の言葉の中にあった、子供は親を選べないという、テレビの番組の最後の締めくくりでありましたけれども、均等に与えられるべき物事が与えられないのが分からないというようなことが現実にあるということ、しっかりと大人として理解をし

て、できる支援をしていければというふうに考えますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、小学校、中学校の通学に関わる件ですけれども、まずは考え方として、働き方改革の中で、学校は学校が始まる部分、それから終業するまでの時間以外は、通学には関わらないというのが今の考え方なんだそうですけれども、要は通学は自力でというような形になりますけれども、それについての事情等については、関わらないという考え方で、このところ進むようになったというふうなお話を聞きましたけれども、このことについて、再度確認をいたします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、お答えさせていただきます。

確かに大多和議員のおっしゃるように、働き方改革等の一環で勤務時間の適正化というところはございますけれども、本町のほうでは、特にこれは職員のボランティアになってしまうんですけれども、登下校時の巡回見回り等をしている状況でございます。また、そういうところにつきましては、校長の裁量で、もし長期休業中に、そういう勤務時間の管理、そういうところに適宜運用できればということを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、特に児童・生徒の交通安全については、学校あるいは教育委員会としても、今後も一層力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） よろしく願いいたします。

それから、実情を把握なさっていると思いますけれども、私も毎日、仕事で通勤をする途中で出会うのが、まずは白子中学校のところでお2人の方々、それから、コメリのところでもお1人の方、さらに、南白亀小のほうへ行きますと、駐在所の警察官の方も含めて3人ぐらいの方々が、朝の通学あるいは帰りの部分で、支援として、子供の見守りをしてきているのを毎日のように見えています。

こういう方々というのは、子供たちの通学の状況等が非常によく分かっている人たちで、ぜひともこの方々と学校の関わりを私は持っていただきたいなというふうに思っているんですけれども、その点についての考え方をお伺いします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） ボランティアの方々に見守りをしていただいているというところは、

非常に教育委員会としても感謝をしているところでございます。これから、またボランティアの方々等含めまして、できれば学校とボランティアの方と、情報交換等もしていきながら、児童の交通安全、あるいは見守り活動、そういうところをしっかりと連携して取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 時間があと5分というふうに出されましたので、あと一つ思うのは、できるだけ子供の送迎については、いろんな考え方を町長おっしゃいましたけれども、現実問題としてこれまでも何回もこの話が出ていて、八街のような事故があっては非常に困るのは分かりますけれども、特に雨天での送迎については、一定のルールづくりをしていったほうがいいのかなどというふうに思っています。特に、私は頻繁に白子中学校の周りを通りますけれども、雨天のときになると、交差点が渋滞をして、1回の信号では通り切れない、2回ぐらい待たなきゃいけないという現状もありますので、この辺は、ある意味、ルールをつくっていくとあっていいのかなというふうに考えていますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

いずれにしても、市町村の人気度ランキングというのがありますけれども、子育て支援の実施という項目がこの市町村の人気ランキングによく反映されるそうなんです。2020年、2021年……

（あと2分だぞと呼ぶ声あり）

はい。松戸市が子育てしやすいまちとして連続1位となっています。この評価の基準というのは、施設の充実、サービスの充実が目安となるそうですけれども、本町ならではのこの地域のよさ、特性が生かされた白子町の子育て支援が展開されることを、係と担当する職員に特に期待をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正之 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、11番大多和正之君の一般質問を許します。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、通告に従い2点質問いたします。

その前に、ロシアのウクライナ侵攻により犠牲に遭われた方々、そして、被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く平穏な日常が来ることを願い、質問いたします。

まず、1点目のSDGsについて質問いたします。

令和3年度の施政方針の中で、白子町第5次総合計画後期基本計画の策定にSDGsやカーボンニュートラルなどの世界共通の課題に配慮した上で、将来を見据えた町の在り方について方向性を定めるということでした。SDGsは、2015年に国連で合意した貧困や環境保全、教育、平和などに関する17の目標です。誰一人残さないとの基本理念に基づき、日本を含む全ての国連加盟国・地域が2030年度までに達成することを目指しています。

そこでお尋ねいたします。白子町において、持続可能な地域づくりの一環としてSDGsへの対応と達成に向け、SDGsをどのように反映させていくか。また、現状の取組について伺います。

2点目に、横断歩道について質問いたします。

2019年6月議会、昨年9月議会で質問いたしました横断歩道設置ですが、4月になり新入生も通学するようになり、保護者からも心配との声をお聞きいたします。

そこでお尋ねいたします。警察、土木事務所、白子町との3者協議の内容、現在の進捗状況を伺います。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

私の施政方針でも触れておりますが、令和4年度に策定する後期基本計画の中にSDGsの概念を取り入れ、本町において取り組むことが可能な範囲で、施策の展開を考えております。大多和議員もご存じかと思いますが、このSDGsは、17の世界的目標と169の達成基準、232の指標から構成されております。このSDGsをそのまま読みますと、かなり難しいところもありますので、町としては、国が具体的な対策法を取りまとめたSDGsアクションプラン2022で定めた8つの重点テーマの中から、白子町として、あるいは白子町民として取り組めるものを選択し、後期基本計画に盛り込みたいと考えております。また、今後、登録の期間や内容を確認しますが、可能であれば、県で進めているちばSDGsパートナー登録制度の登録についても検討してみたいと考えております。

続きまして、横断歩道の設置の件でございます。

横断歩道の設置については、進捗状況の質問ですが、平成31年3月に、驚西自治会から要望書の提出があり、翌4月には町の要望書を茂原警察署に提出しました。しかしながら、警察からは、要望書が提出されてもすぐに横断歩道の設置ができるものではないとの連絡があり、その後、当該道路が県道であることから、長生土木事務所を含め意見調整を行っているところであります。

昨年9月にも、茂原警察署と協議しておりますが、歩行者のたまり場所の確保、注意喚起の道路標示、照明の確保など、厳しい条件が提示されており、また、歩行者数の調査を求められておりますので、一つずつ対応していきたいと考えております。

町では、歩いて健康ということで健幸ポイント事業も進めている関係上、歩行者が増加している状況は確認しております。その安全にも努めなければなりません。

当該箇所を利用される方には不便をおかけしておりますが、今後とも、警察や土木事務所との協議を進めますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。

SDGs持続可能な開発目標として、17のゴール、169のターゲットを定めており、白子町全体で取り組むべき課題と考えますが、SDGsの活用に当たり、町民への周知、認識への対応をどのように考えているか伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） お答えさせていただきます。

町長の答弁の中にもあったとおり、後期基本計画に盛り込みたいという予定でございますので、そこの中に盛り込みながら、出来上がった暁には、それを住民の方々に広くお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、もう一度質問いたします。

17あるターゲット全てにおいて、行政との関連は深いと思っておりますが、その中のゴール11「住み続けられるまちづくり」という項目は、特に行政との関連が深いと、関連があります。

町民が住み続けられるまちにするには、今後どのように考えるか、町長の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるように、住み続けられるまちにしなければならないということは、もう重々私もよく認識しております。住み続けられるためにも、やはりこの人口減少とか、そういうものを抜本的によく検討しながら、この5,800人、2045年に5,800人になるこの人口対策を一番やはりやっていかなければいけないというふうに思っています。それには、先ほど言いましたように、子育て支援とかそういうソフト面からも当然やらなければいけないわけなんですけれども、それだけじゃなくて、あとハード面も、やはり白子バイパス沿いにそういう住み続けられるようなすばらしい場所を確保して、それで人もそこに集まってこれるような、そういう形の白子町にしていかなければいけないというふうに思っております。ですから、いずれにしても、とにかく、住み続けられるための、職場も例えば工場誘致とかそういう形のものを入れながら、職場をやはりある程度確保したり、そういうことも当然必要なんですけれども、今の課題、いわゆる白子町の一番の課題というのは人口減少です。これを一つずつクリアしていくことが、住み続けられる白子町の原点だというふうに思っておりますので、その辺で進めていくように考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 最後に要望になりますが、SDGsの問題は。SDGs、さっき町長が言いました、千葉県のパートナーシップ、これは松戸市、また白子町の一企業もパートナーシップを結んでおります。ぜひ白子町も千葉県とのパートナーシップを結んでいただいて、これから未来のために、住み続けられるまちにするために、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、横断歩道の質問にいたします。

横断歩道の進捗は、あまり進展していないようですが、白子中学から南側の路面表示は、新年度中に対応していただけると聞いていますので、併せて横断歩道の設置も用地買収、施設整備などの新年度への対応をしていただきたいと思います。今後の予定などを伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの用地買収等につきまして回答させていただきます。

これにつきましては、関係各課と協議をしながら、道路の一部ということで、必要であれ

ば、新年度進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 最後に、これも要望いたしますが、八街市の5人死傷事故や他の事故発生場所でも、地域からの要望が出ている場所が多く占められています。一日も早く横断歩道を含め、安全対策を要望いたしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 梅澤哲夫君

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 桜の花も咲き誇り、ましてコロナ禍の中、またウクライナの地では、小さな子供たちまで巻き込んだ争いが行われております。花の下で幸せを感じてよいものかと考える今日であります。

それでは、通告順により3点の質問をいたします。

1点目は、昨年末の議会において質問させていただいた南白亀地区の揚水機場の工事についてであります。昨年2月から丸1年間、工事が中止されております。私の聞き違いでなければ、たしか石井町長におかれましては、12月の議会において、町のことであれば早急にやるが県のことでと、話の先行きが見えませんでした。その後どうされたのか、また今後どうするのか、伺います。

2点目に、コロナ禍の中、保育、学童関係者の中にも陽性反応者が出始めており、教育関係者におかれては、学年末のやりくりが大変だと思いますが、その中、特に保育児、低学年児童の生活環境についてどうなっているのか。濃厚接触者の確認、PCR検査等が行われると思いますが、日常生活の指導はどうなっているのかについてお伺いします。

3点目として、しらこ桜の咲き誇る中里海岸入り口にあるプール跡の現状とその活用について。以上3点について、町執行の考えをお伺いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 梅澤議員のご質問にお答えします。

剃金側で実施している南白亀第一排水機場の建て替え工事は、隣接する南白亀排水機場と2機場が同時に機能することで、南白亀地域の湛水被害を防ぐ重要な施設であり、集中豪雨等の自然災害が発生した場合には、農作物被害だけでなく、地域住民の生命や財産を守るための防災拠点として必要不可欠な施設となります。

そのため、昨年12月20日に長生農業事務所へ伺い、事務所長等に工事の進捗状況の確認と早期再開に向けて強く要望してまいりました。この事業で排水機場が早急に整備されることは、町としても大変重要なことであると考えております。

それから、次に、今後の工事予定につきましてですが、これは12月20日に行ったときに、要は、排水機場の脇に住宅がありまして、住宅の地盤沈下があるということで、これ、工事がストップしていたわけでございまして、この関係について、2月末に補償金額が提示されるということでありましたので、そういうことでありました。

今後の工事予定は、工事中止の原因となった近隣住民との家屋調査の結果を踏まえた相手方との補償交渉の再開、家屋被害の被害拡大を防ぐための対策工事を施した後に、排水機場下部工事の再開となると思われまます。

次に、コロナ禍における子供たちの環境についてでございます。

保育所の対応について申し上げます。まずは、定期的な換気、消毒の徹底、子供のマスク着用の徹底、予備のマスクの用意等を保護者をお願いしています。そんな中で、家族がコロナ陽性者または濃厚接触者になったときの子供たちの確認についての質問ですが、まずは、その園児について登園停止とします。陽性者であっても比較的症状の軽い家庭では、そのまま家庭で保育していただきます。入院等で誰も子供を保育できない場合には、保健所、児童相談所等で相談の上、一時的に児童養護施設等に預けるようになります。

続いて、児童・生徒についてですが、家族にコロナ陽性者、また濃厚接触者になったときの子供たちの隔離について答弁させていただきます。

本来であれば、親戚、近所等の健康の状態の方が小さなお子さんの面倒を見ていれば適切かと思いますが、このご時世、なかなかそういうご関係をつくられていない家庭もあると思います。基本的な感染症対策を、うがい、石けんによる手洗い、手指用アルコールの消毒を行い、大人は家庭内でマスクを着用するなどのできる限りの対策を取るように周知いたします。また、関係各機関に最悪のケースを挙げ、問合せをしたところ、病院の同居者、入院、児童相談所の一時保護預かり等、町がしっかりと聞き取りを行った上で可能とのことでした。

それから、子供たちの生活指導についてでございますが、子供たちの危険管理意識と道徳性をコロナ禍の状況でどう育成するかというご質問としてお答えしたいと思います。

学校では、個人のマスクは、自分の健康を守る大切な衛生用品であることを周知しております。また、落ちていたマスクを簡単に拾わないことなどを徹底しています。

それから、中里海岸のプール跡についてお答えします。

中里プール跡地の所有者は白子町となっております。ご存じだと思いますが、以前はプールの経営を行っておりました。白子ウオータフロント開発株式会社と土地使用貸借契約を締結し、使用させておりました。

現況については、プールとしての運用は廃止し、地方創生推進交付金を活用した地域と来訪者の交流施設として運営していると認識しております。

町活性化の活用についてですが、1点目でお答えしたとおり、地域と来訪者の交流施設として、既に町の活性化に資するために活動をしております。具体的には、地域住民と白子町の移住検討者、来訪者が交流するイベントを開催したり、情報発信施設としての機能やワーケーションが行える機能などを有しています。新型コロナの第6波の影響で若干利用者が減少しているかもしれませんが、今後も、地域住民と来訪者の交流拠点として使用するものと考えており、町の活性化につながるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、再質問という形で。ただいま答弁ありがとうございました。

昨年12月行った話の中では、私の考えと大分かけ離れていて、非常に残念な気持ちがいっぱいだったんですが、時間が切れてしまったということで、1年越しということになります。

そういった中で、前回議会の後、石井町長さんのほうから、次の月曜日でしたか、電話いただいて、事務所に行ってきましたという報告を受けたんですが、実際どういった内容で誰と行かれたのか。すみませんが、よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） たしか産業課は一緒に行っていなかったと思うんですけども、私が農業事務所のほうへ直接行きまして、所長以下3人の方とお会いしまして、それで、これ、一応依頼してきました。これ、実際問題として、県の事業でございまして、それで、実際工事がこれが止まっていたというのはやはり近隣住民とのトラブルによるものが主でございしますので、それで、その関係はどうなるんだという話をお聞きしまして、そうしましたら、一応2月いっぱい補償金額が出る予定ですから、そこで交渉だというお話だったと思います。

ですから、この辺も、酒井県議も、実際問題としてこの件に関しては、農業事務所のほうへ動いておりまして、両方でやろうという話で、酒井県議と話したわけなんですけれども、こういう形で、いずれにしてもまだ今再開されていないのなら、ちょっとまだあれなんですけれども、いずれにしても、金額の提示があったのでしょから、その後進展していくんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 坊主に説法ではございませんが、ものの交渉事には、当人が行くのは当然だと思いますが、話の裏づけとして、でき得れば関係者を伴ったほうが今後よろしいんじゃないかというふうに私は思いますので、ぜひ今後そういう進め方をしてもらいたいと思います。

それと、知っているのは2月いっぱい何かトラブルがあったということは多少伺ったんですが、2月いっぱいその補償が決まってということでもあります。これ3月議会であります。新年度予算関係もあります。たしか前回15億円なる予算がついて、工事がストップして、今度再開するという中で、その予算面の保障と流れはどうなっているのかお伺いします。工事費用というか、県の事業なんですけれども、町として、ある程度情報を知っていれば。

○議長（酒井良信君） 産業課長、小高健史君。

○産業課長（小高健史君） 梅澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

本年度、先ほど町長がおっしゃられたような案件で、下部工事が停止しておりますので、その代替としまして、次年度以降を予定しておりました排水路工事を前倒ししてやっている

という、県のほうもそういった処置を緊急的な措置として対処してくれております。

次年度におきましては、交渉が成立して民間の家屋の補償工事を先に行い、その後、今、休工している下部工事の再開を目指しているというところで報告を受けております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ただいま町長及び担当課長の答弁で、一応の流れは分かりましたが、大切な1年間ストップしたということで、貴重な時間を費やしております。でき得れば工事は一日でも早く着工できるように、また町長を通じて県のほうに、常々要望していただきたいということで、この件についての質問を終わります。

2点目につきまして、保育児、学童が絡むコロナ禍の環境についての質問であります。

この質問を思ったところは、あるとき新聞を読んでいて、また私も見たんですが、日常はマスクをつけるというのがもう風習化して、とにかくそんなにしょっちゅうあるわけじゃないんですが、道端にたまにマスクが転がっているとか飛んでいる風景がありました。たまたま昨年度、私、子供たちが下校時、三、四人ぐらいの子供たちでしたか、道に落ちているマスクどうするということで、子供たちが顔合わせて考えながら、最終的な結論は棒を使って道の脇に置いていたという光景を見ました。

そういった中で今回質問するに当たって、関係者に聞いた中で、改めてそういった指導はその時点ではなかったということでありました。先ほど町長の答弁の中で、そういった指導されているという報告を受けましたので、その辺は、分かりました。

子供たちに、何でもないマスクが、今日ある面の病原、あつてはいけないんですが、持っている可能性、大変危険なものというふうに判断、非常に残念ですが、それを徹底お願いします。

次に、保育児に限らずもっと小さい子供たちも、みんなそうなんですが、今回このコロナ禍の中で、親子の家庭、先ほど町長の答弁の中でも、親戚縁者、いろいろ関係者がいれば、日常そういうのが当たり前なんですが、たまたま親子しかなくて、仮にお父さんお母さん、保護者のほうの方が陽性反応になったときに、子供をどうするのか、それも事前に説明聞いたとき、そこまでの検討がされていないということでありました。私もかかりつけの町のお医者さんに聞いた中では、乳飲み子であれば、保健所に相談して、母子ともにホテルなんか泊まってもらって、一緒にやってもらうしかないかなという発言もあったんですが、現実的に関係者として、どういった内容か、改めてもう一度お願いします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、梅澤議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

小中学生に関しましては、特に教育課といたしましても、東上総教育事務所、東上総の児童相談所がございまして、そちらのほうに問合せをしたところ、もしどうしようもなければ、児童相談所のほうでも一時保護はできますよということもございました。また、病院等で、やはりそういう小っちゃい子についての家庭での対応ができない場合には、病院のほうに、保護者と一緒にお預かりをできるというようなこともございますので、また、今後そういうところも、もしそういうケースがあった場合には、対応を考えていかなければいけないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 説明ありがとうございました。

私は前言っていたのは、とにかく隣近所に子供たちがいないし、そういった話もする機会がないということがありました。たまたま今回この質問するに当たって関係者に聞いても、あまりそういう特定な考えで、そのときはなかったということでありましたので、ただこういうコロナ禍、予想もしない事態がありますので、考えられる範囲のできることの予想をしながら、常に準備しておく。なおかつあわせて住民の安心感を持たせるためには、こういったことまで一応考えていますということのその辺の話の周知を町民にはきちんとすべきだというふうに思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

次、3点目に入ります。これはたまたま去年の新聞を整理していたら、千葉日報の10月25日の配布でございますが、その中で、うちの敬愛大学の学生が新聞記者ということで、たまたま白子の特集がありました。そういった中のテーマとして、中里海水浴場入り口、プール跡地の利用について、それは、要は空き地問題とかいろいろの問題解決の一手というか、そういったことで、堀田光晴さんという方が関わってやっているという記事が載っていました。そういった中で中里海岸、私もたまたま大先輩の議員である片岡 積さんが出した本を見てみると、昭和44年に民宿を建てた後の海水浴客が来た中で、時化とか天気悪いときに、海に行けない。大変それでは不手際というか、かわいそうだということで、何か地元プールという案が出て、たまたまあそこが私も今回勉強していろいろ分かったんですが、一応防災に昔はですね、要は県有地で、なかなか転用が利かない。そういった中で中里の地元の方及びまたそのときの町長であられた酒井 茂さん、また助役の今関勝二さんですか、いろんな

関係者の中、国有林が県有林になって、絶対的な転用というか、そういったあれはできないという中で、大変骨折って、結果的に町の土地になったという流れは知りました。

そういった中で、空き地活用とか情報交換の場ということで、今、あそこを使っているという話だったんですが、地主が町であって、ただ大本の運営は中里の有志グループ。その人たちから今借りている堀田さんが運営といたしますか、携わっている。そういう中で事前に話しした中では、そういった流れをやって町はどういう関係といたら、いや、それ貸しているから知りませんという返事がありました。かといって、そういったところを空き地対策とかいろいろと使っているということであれば、地主の最低限の権利として、現在の運営状況、また詳しく追求しないまでも、そういったいろんな意見を交換できる場として活用できるんだというふうに思いますけれども、その辺のお考えについて伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 梅澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

梅澤議員おっしゃいましたとおり、底地は白子町ということで、白子町と中里プール自体の施設の持ち主である白子ウオータフロント開発株式会社との間で、土地の使用貸借を無償で契約しておるところです。契約期間は3月31日までということで行っておるわけなんですけれども、実際にその活用につきましては、それこそ地元のホテル経営者で、有志の人たちで構成されております、その白子ウオータフロント開発と、あと、先ほどから、梅澤議員がおっしゃっている堀田さん、株式会社リックCSRという会社の代表ということですが、その両者の間で地域のためになることということと、また、来訪者への交流施設ということで、コンテナハウスでのワーケーションとか、テントサウナとか、そういうことで活用しているということで町のほうは伺っているところです。

そんな中でも、町長のご回答の中にもありましたように、コロナ禍ということで、その影響が出てしまっているというのが現状だというふうに、町のほうとしては考えているところです。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 状況については聞きましたが、せっかく町が持っていて、一応多少口を挟むというか、意見を言える立場にあると思います。人に預けて任せてあるからいいというところと非常にもったいない。まして二言目に出てくる空き家対策、新しい情報、白子に住みたい、そういう話の発生源の元となるというふうに発言もあるし新聞記事も出ているのであ

て、そういった面をもう一度考え直していく気があるかどうか、町長に伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは、そういう形で今進めておりますので、今後、そういう形で移住定住とか、そういうものにつながっていくようであれば、どんどん活用していただきたいと思っております。この堀田さんという人は、今現在、中里海岸でもやっておりますし、今、白子中のちょっと南のほうでも、やはり同じような形で、これもやはり県の補助金を使って、ワーケーションとかそういう形のものを今一生懸命やっておりますし、決して白子町にとって、移住定住とかそういうものにとってマイナスになるような方でもないと思っております。私もお会いして、いろんな構想とかそういうものを聞いておりますから、恐らくいい方向に、それと色々なネットワークが相当ありまして、やはり白子町にそういう人たちが結構来るような形のものを、今、いろいろやっておりますから、少し様子を見ながら、やはりどんどん推進してもらうような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） あそこの土地は、先ほど言いましたように、50年近く昔、先人たちが地域、町活性化のために骨折って、いっときプール等の利用でにぎやかして、一応その時代が終わった後だというふうに思います。しかし、町の土地でいました、町のテーマである空き家対策云々もありますので、ぜひとも今後有効利用し、またその内容について、町や町民に発信していただければというふうに思います。

私も今回これ、記事を見て現場も見ました。ただ人の考えはいろいろあると思います。私個人が見た中では、ミニトレラーハウス3つぐらい置いて、プールの中にたき火やるような雰囲気等をつくっております。関係者とすれば、非常に楽しいかもしれませんが、人によっては何だこれという解釈も一部あるかと思っておりますので、この場こういう活用されているんだということの提示がたまにあってもいいんじゃないか。あまり周りに知られな過ぎていると思います。ちなみに、今回の新聞の提供は、事務局長の高橋さんが担当のとき、学生の記者が取材ということで載っておりました。

以上のことで今後町の一生懸命な努力によって、地域活性のために役立てていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市川隆子君

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 最初に、ロシアによるウクライナ侵略は絶対に反対であるということ
を表明して、一般質問をさせていただきます。

最初に、1番目として、新型コロナウイルス対策について。1つ目は、PCR検査の実施
についてです。

新型コロナウイルスオミクロン株の急拡大で、保育所や小学校の登園・登校自粛が呼びか
けられています。急な呼びかけで、親も仕事の対応などに追われています。町内でも、第6
波は感染が多くなり、身近な人からも感染したという話を聞くようになりました。町民は、
それぞれ第1波から身についた感染対策をしながらも、いつ感染するか分からない状況で、
不安を抱えながら生活しています。ですから、いつでも、誰でも、何度でも無料の検査がで
きる体制が必要だと思います。ドラッグストアなどで、県が委託して抗原検査を実施してい
ました。これは、感染状況により少しずつ期間が延長されてきましたが、感染者数が減らな
い限り、検査を継続していくことが必要と考えます。クラスターが発生しそうな施設や学校
などは町の責任でPCR検査を、それ以外に心配な人はドラッグストアなどでの検査ができ
ればいいと思います。まだ感染が続いている中では、検査を継続していくことが必要だと思
います。県に対しては、ドラッグストア等での継続の要望を、町では必要に応じた検査を実
施すべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、自宅療養者数についてです。町内の第6波での感染者は増えていますが、軽度

や中程度の場合、現状では自宅療養者が多くなると思います。今の感染状況は、家族間感染が多いと言われており、家族が1人発病すると、ほかは濃厚接触者になる場合も多くなり、陽性者となる場合もあります。町では、何人くらいの方が自宅療養となったのか伺います。

2番目として、放課後児童支援等処遇改善事業について伺います。

学童保育の処遇改善のため、国から補助金が支給される放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業が2月から実施されることになりました。これは、学童保育に勤務する全ての指導員も、保育士、幼稚園教諭などと同じように収入の3%程度の引上げが明確に示されたということです。今回の処遇改善は、国の負担割合が10割で、自治体の財政負担はありません。しかし、2022年10月以降は、国、都道府県、市区町村の負担割合が3分の1ずつになることが示されました。

実施要綱には、10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することとあり、実施するためには、自治体で10月以降の予算を確保する必要がありますが、町の見解を伺います。

3番目として、移住定住対策についてです。

最初に、少子化・人口減少対策はどのように進めるのかについてです。少子化と人口減少は、今でも歯止めがかかっていません。安心して子供を産み育てる社会になっていない現状は深刻です。特にコロナ禍で仕事が縮小されたり、なお深刻な状況になっています。出産・子育ては、一人一人の人生の選択に関わる問題であり、個人の自由と権利は、何よりも保障されなければならないのは当然です。問題は、子供を産み育てたいと希望する人たちにとって、働く環境や経済状況が壁となっている場合があります。不安定で低賃金の雇用が広がる中、子供の教育にお金がかかることも若い世代には重くのしかかります。

石井町長初めての予算編成に当たり、施政方針では、子育て支援については触れられておりましたが、人口減少対策については触れられておりませんでした。少子化・人口減少問題は、すぐに結果が出せる問題ではありませんが、少しずつでも積み重ねていかなければ解決できないと思います。少子化・人口減少対策はどのように進めていくのか、町長の考えを伺います。

2点目として、子育てしやすいまちづくりについてです。施政方針では、子育ての楽しさや喜びを心から感じ、我が子を白子町で産み育てたいと思わせる子育て支援施策を総合的に展開するとあります。

私も、町内それぞれの地域に保育所があり、小学校があり、そこから子供たちの元気な声

が聞こえてくる、それが地域の活力の源になっているように思います。町では、幾つかの子育て支援策を実施していますが、子育てしやすいまちづくりを今後どのように進めていく考えなのか、町長の見解を伺います。

3点目として、暮らし促進事業としての空き家活用をどのように進めるのかについてです。町内でも空き家が多くあり、今後も人口減少に伴う空き家の増加とともに、相続放棄などによる管理不全となった空き家の増加が予測されます。これは町だけではなく、全国的な問題となっています。空き家の適正な管理や、空き家をどのように活用するのか、こうしたことを進めるための対策計画も必要になってくるのではないかと思います。

海の近くの古民家に住みたいと願っていた家族が、白子に家族で移り住んでいます。私が知る範囲では、狭いですが、何件か移住してきた方がいます。そうした方々の話を聞ければ、何かの参考になるのではないかと思います。また、空き家活用での仕事をする 것도可能だと思います。持ち主との思いが一致しなければうまくいかないと思いますが、暮らし促進事業としての空き家活用をどのように進めていくのか伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

現在、県では、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査無料化事業を実施しております。本事業は、感染リスクが高い環境になるなど感染に不安を抱えている方、また、あらかじめ感染の不安を解消したいという方に対し、無料でPCR検査を受けられるものです。期間は令和3年10月28日から当面の間とされております。検査実施事業者はドラッグストア等で行っており、近隣では、茂原市内のウエルシア薬局、ヤックス等8か所で実施されております。

検査方法についてはPCR検査もしくは抗原定性検査とされております。検査後陽性になった場合は、必ず医療機関を受診すること、また、陰性となった場合でも、引き続き基本的な感染予防の徹底をする必要があります。

しかしながら、オミクロン株等の感染の急拡大により濃厚接触者など、検査を受ける必要のある方が増えており、早期に結果が判明する抗体検査キットが不足しているのが状況であります。

県からは1月27日付で、一時的に無料検査は、原則としてPCR検査を選択するようにと

いう要請がありました。

続きまして、町内の感染者についてでございますが、これは3月14日から非常に多く出ておりまして、3月12日に14人、3月13日に5人、14日、昨日が4人という形で現在のところ244人というのが感染者総数になります。

町内における感染者情報については、県のメールを受け、毎日、町のホームページ等で更新、掲載をしております。この質問の自宅療養者数については、感染者の状況内訳として、週1回、県からメールで確認することができます。こちらも町のホームページ等に掲載しております。これは毎週木曜日の報告でございますが、3月10日時点では、感染者数221名、入院中ゼロ、自宅療養15名、ホテル療養1名ということになっております。また、その他退院したもの、それから療養解除になったもの、死亡が合計で205名となっております。

それから、国が実施する事業だが活用する考えはないかというご質問でございます。これは学童保育のことだと思うんですが、本町の3つの学童クラブは、ご存じのとおり、保護者会により、利用料と町からの補助金により運営しております。その中で、支援員の賃金については、保護者会で時給を定めています。毎年千葉県から示される最低賃金を参考とし、時給を調整していると聞いております。また、町では、近隣市町村の学童クラブとの時給の乖離が生じないようにチェックしています。近隣市町村との比較では、白子町の時給は比較的上位に位置しております。そうした状況から、処遇改善臨時特別事業の活用の予定はございません。

次に、移住定住対策についてでございます。

少子化・人口減少対策はどのように進めているかということでございますが、少子化・人口減少対策はどのように進めているかという問題であります。町では、人口減少対策として、移住定住促進事業を推進し、特に将来の白子町を担う若い世代の定住を促進するため、町所有の若者定住促進用に、分譲、無償貸与、譲渡などを実施しています。マイホームの建築費用や住宅のリフォーム費用の補助なども実施するとともに、町ホームページに移住定住支援サイトを設け、移住者への支援策をまとめて掲載しています。

さらに移住相談会などのイベントへも参加し、移住検討者向けにきめ細やかな説明ができる体制を、若干小粒ではありますが整えています。直接的な移住定住策ではないのですが、産業課の新規就農支援事業や、商工観光課の創業支援事業なども有効な移住定住支援策になっていると思われれます。

次に、子育てしやすいまちづくりについてでございます。

子育てしやすいまちづくりについてですが、町では、妊娠中から出産、産後にわたるサポート体制を整え、子育て相談、発達相談など、安心して出産・育児ができるよう支援しています。4月からは子育て支援係も新設し、充実強化に努めています。また、子育て支援策をまとめたハンドブックの配布やホームページに子育て支援のサイトの掲載も行っています。

保育所の待機児童はゼロであります。乳児から受入れも可能です。病児病後児保育、一時預かり事業、学童保育、子育て相談などにも取り組んであります。

小中学校は普通教室にエアコンを整備済みであり、トイレの洋式化改修、校庭の芝生化など学習環境の整備にも努めておりますし、さらに、学生の通学定期券購入費の補助や高校生までの医療費助成など、子育て世代の経済的な負担軽減にも注力しているところでございます。公園は子供の外遊びの場として重要な公共施設であり、剃金海岸のウミガメの丘周辺や白子荘南側のげんき君パークに遊具を設置したり、また、なばき防災の丘も親子連れの遊び場として利用可能となっております。

それから、次に、暮らしの促進事業としての空き家活用をどのように進めるかということですが、空き家バンクの制度による成約実績は少ない状況であります。不動産業者への併用登録が多く、不動産業者との成約により登録が削除される事案が多いのが現状でございます。空き家バンク制度は、今後町内の保存業者と連携し、利用しやすい制度に改めていきたいというふうに考えております。これは先ほどと同じ内容になります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、PCR検査の実施についてですが、今、県内でも感染者数が減ってきているというふうに言われています。しかし、無症状でも検査を受けない方も、中にはいらっしゃるわけです。問題は、その検査を受けた人が何人いるのか。そして陽性率がどのくらいなのか、重要ではないかというふうに考えています。町では、それらの数を把握しているのか、お答えいただきたいと思います。この数値が高ければ、感染が落ち着いたとは言えないと思うわけです。

また、オミクロン株では、10代、10歳未満の子供たちの感染も増えています。海外では子供が学校に行く前に検査をして、陰性なら登校するという対策も取っているということです。発熱していれば、登園や登校はさせないと思います。しかし、この病気は、熱が出ない無症状の感染者も多いというふうに言われております。ですから、知らず知らずのうちにやはり

感染を広げてしまう、こういう状況になっております。検査をしなければ、ウイルスを持ったままで、保育所や学校に行ってしまうし、そこからまた家庭に持ち帰ってしまいます。

文科省は、子供に大きな声を出さないように、リコーダーを吹かないようにとか、いろいろ言っているようですが、それでは感染を抑えることは、私はできないというふうに考えております。大事なことは、まず検査を拡充すること。そして、これは既に実施されていると思いますが、短期間の学級閉鎖なども選択肢の一つだと思っておりますが、検査の拡充について、再度伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） こちらですが、県の事業となりますので検査数、陽性率につきましては、町では、現在のところ把握はしておりません。また、今、無症状の方とか心配のある方以外に、県では「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」というところを設けまして、濃厚接触者、または軽度の有症状であって50歳未満の方、基礎疾患及び肥満のない方、妊娠の可能性のない方につきましては、抗原定性検査キットを希望する場合は、インターネットで申し込みますと、こちらのキットが送られてくるようになっております。町としては、現在拡充といえますか、今現在、これからも考えておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、私たちは、必ずこのようにマスクをしたり、3密を避けるという対策を取っています。ですから、昨年もそうですし、今年に限っても、インフルエンザ、ほとんど流行しておりません。しかし、オミクロン株は、これだけ気をつけていても感染者が増えているわけです。感染者の急増で、検査キットが今、先ほど来町長も言われておりましたが、不足しているというふうに言われております。コロナ禍は3年目になりますが、第5波からは、今まで、昨年10月から12月にかけて、感染が下火になったという時期があつて時間があつたはずなんです。そのときにやはり検査体制の拡大ですとか、検査キットの増産、3回目のワクチン接種の計画の具体化、そして、学校ですとか、保育所、福祉施設で感染が拡大した場合の対応策もできたのではないかというふうに思われます。

これは国の対策の遅れだというふうに言わざるを得ないわけですが、町として、必要な人や、それから施設などでも、この間新型コロナウイルス感染者が出ているというふうに言われておりますので、検査を拡充して、感染が落ち着くまでは、やはりそうした検査を続けていく

ということでもいいわけでしょうか。それ一つお答えください。

それから、ドラッグストアで検査ができるんですが、ドラッグストアは町とかいろんなところからの要望によって、少しずつ県が期間を延ばしていているというような現状なんですが、今現在ドラッグストアでは、検査をやれる状況になっているのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 高齢者施設につきましては、もう2年ぐらい前からですか、月1回、PCR検査を継続しております。また、今現在ドラッグストアでの検査ですけれども、今抗原検査、日に大体2件程度ぐらいでやはりキットが不足している状況でございます。以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、ドラッグストアでの検査は続けられているということでもいいわけですね。

オミクロン株を軽症で風邪みたいなものだというふうに、最近ではよく言われているのを聞くわけですが、そういうふうには思わずに、正しい危機感を持つことが私は大事だと思っています。そして無症状者の多いオミクロン株は、やはり3回目のワクチンの接種、そして、検査がやはり必要だと思いますので、町としても最大限の努力をしていっていただきたいというふうに要望しまして、次の質問に移ります。

自宅療養者の件ですが、コロナウイルスの陽性になりますと、軽症、場合によっては中程度でも自宅療養になることも多くあると思うんですが、家族も濃厚接触者になった場合、一定期間は外出できなくなるわけです。保健所からのやはり連絡待ちになるのではないかと思います。個人情報があるのか、なかなか町と県との情報共有ができない、という現状があるわけです。それは今も変わらないということでもいいでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） やはり個人情報は、町のほうには来ておりません。ただし保健所が逼迫している状況でありまして、感染者等に、毎日電話するわけなんですけれども、もしその電話に出なかった場合、町へ安否確認のために、そちらの個人情報が提供される場合がありますが、現在のところは、一件も町のほうには来ておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 保健所が逼迫しているということは、よく私も聞くわけですが、家

族で自宅療養、あるいは自宅待機という場合には、やはり買物にも出られないわけです。期間がそれで長期になった場合というのは、食料その他の必要なものの調達ができなくなるわけです。そうした場合の対応についてはどうなのかということ、1点伺います。

また、保健所にはなかなか電話が繋がらないとも言われているのですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 食料等の調達につきましては、濃厚接触者や感染者と接触があった日をゼロとして、翌日から7日間は、外出自粛と健康観察をお願いしておるわけですが、健康観察期間中は不要不急の外出はできる限り控えていただくようお願いしておりますが、やむを得ず外出する際は、マスクの着用、人との接触は避けることなどとなっております。食料の調達につきましては、「やむを得ず」に該当すると考えられます。

なお、県では、自宅療養される方に対して、希望により配食のサービスを行っておりまして、配給内容は、レトルトのご飯やカレー、栄養補給、ゼリー飲料、インスタントみそ汁など、1人当たり約7日分の食料が届けられているということでございます。

すみません、もう一つ、保健所につきましては、今つながっていると思うんですけども、そちらのほうは、うちのほうからもあまりかける機会があまりないので、すみません。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ある人が独り暮らしの方ですが、いつコロナに感染するか分からないので、10日分程度の食料は常に確保するようにしてと言っていました。これは冗談ではなく、独り暮らしの人の精いっぱい自衛策ではないのかなというふうに、私は思っています。コロナに感染したら、食料だけでなく、体調の変化など、不安なことがやはり多いのではないかと思います。情報共有ができていないのであれば、県に対し、感染者が安心して療養できるような体制を取るように、やはり要望していただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

学童支援員の処遇改善なんですけど、町ではやらないということだったんですけど、この事業は期限もあることで、なかなか現状では難しい事業ではないかなというふうに思います。しかし、コロナ禍での学校の休校のときも、保護者の就労を支えるために、学童保育を開所するなどしてきたわけです。そして、指導員の方は、やはり子供たちが来る前も開所に向けての準備など、いろいろな仕事がたくさんあるというふうに聞いております。

そうした指導員の方のその職責の重さに対して、千葉県の賃金に倣った金額は出している

ということなのですが、やはりそうした子供たちの安全に対する配慮をしなきゃいけない、そうした職責の重さに対して賃金が低いのではないかというふうに思うわけです。これが今後、先ほど大多和秀一議員の質問に対して、学童が、いずれは来年度ですか、公営化していくというお話だったんですが、そうなった場合にその指導員の賃金についてもやはり考えていかなければならないと思うわけですが、その場合の指導員の賃金をどのように考えるのか、伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 支援員の賃金でございますが、これから学童側と詰めているところであります。完全な公営化になりますと、今、役場で置いている任用職員の待遇にしなければいけませんので、その辺はちょっと難しいのかなと。補助金の体制のまま残し、町のほうでやっていったほうがやりやすいのかなとかという意見ございますので、まだ完全な公営化をするというような状況にまではまだ決定しておりませんので、その辺の支援員の賃金等につきましても、これから決めていくということになります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 完全な公営化でないということは、どこかの法人格を持ったところということで、社会福祉協議会とかそういうところに委託ということも考えられるということでもよろしいんでしょうかね。そうした場合に、やはり学童保育は保護者の就労を支えるために開所しているわけですから、完全なそういう民営ではなく、今回町長が決断された、完全な公営かどうかは別としても、ある程度はその町が運営に関わっていく、そういう公営化にして町できちんとある程度の責任は持つということは、私自身としても評価したいというふうに思っているわけです。

この制度は、先ほどの処遇改善事業なんですけど、実施主体の町が活用しないとなれば、補助金の申請ができないわけですから、これは今回やらないということで、できないわけです。ですから、それをやらないのであればやはり今後は、町独自にも賃金については考えていただきたいと思いますということを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

まず、少子化・人口減少対策ですが、町長は町の将来を支える人材育成のためにも、重要度の高い分野というふうに位置づけているわけです。子育て支援系の体制ができれば、今後はそこでいろいろ議論されると思いますが、町長もかねてより少子化・人口減少については、何かにつけて発言されていたわけです。どのような施策を構想として、まず持っているのか

伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 少子化・人口減少対策は、これは、一つでできるものじゃありませんので、これとにかく白子町の抱える一番の問題だというふうに私自身は思っております。

その中で、コンパクトシティ構想とかいろんなことを私も申し上げてはいますが、まず最初には、もうこれ、実際入れてこないと、なかなか人口というのはある程度維持できないと思いますので、移住してくる人が移住しやすいようなまちづくりをしていく。それには、子育てに対してもそうですし、それから、健康づくりに対してもやはりそうですし、やはりできるだけ皆さんが生活しやすいようなまちづくりをしていかないといけないというふうに思っています。これが一番だと思います。

それから、結局、あといろんなことがあるわけなんですけれども、やはり移住してくるためには、職場がなきゃいけないんです、今、3,000人なんです、白子町の就業人口は。だからこれは私は4,000人にしたいというふうに思っておるわけです。

ですから、公共施設ゾーン、住宅ゾーン、それから商工業ゾーンといろいろゾーンを分けて、例えば工業団地みたいな形も、そんなに大規模なものではないですけども、そういう形で誘致するような形で、できるだけ企業にも来てもらわないと、就業人口が増えていきませんから、そういうものもひっくるめて、全てのことでやはり人口が減らないような、人口を増やすような施策を入れていかないと駄目だと思っております。

ですから、一朝一夕にできるものではないですけども、一つ一つこれを進めていくつもりでおります。ですから、その第一歩目としてのソフト面でのいわゆる住みやすい白子町にする、移住しやすい白子町にするのを、いろんなほかの町村に行って、この間もいすみ市に行って、いろいろ調べてきましたけれども、そういうものを、いろんな市町村でもいろんなことをやっています。そういうものをできるだけ集めまして、白子町が一番いいような形のものができればというふうに思っています。特にソフト面のものは、例えばいすみ市、移住しやすいナンバーワンのあれになっておりますけれども、もう18年、それをやっているそうです。

ですから、現状、一宮が相当人口が増えてきましたけれども、一宮が人口が増えた、その余波がいすみ市にも相当来ているそうです。ですから、そういうことで、一つだけじゃなくて、いろんなものも含めてまちづくりを考えていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 残り5分になりましたが、少子化・人口減少対策はやはり町長言われたように、すぐに結果が出せるという問題ではないわけですが、すぐにでもそれに対して着手をしていかなければ、黙っていれば人口は少しずつ減ってしまっていくわけですから、若い人やその真ん中の世代と言われる家族が移り住もうという、そういう魅力がなければ、なかなかこれは解決しないと思いますので、ぜひこの分野は町としても重要な課題ですので、これに対する施策を進めて、歯止めがかけられるようにしていただきたいというふうに要望します。

次の質問に移らせていただきます。

子育てしやすいまちづくりなんですが、先ほど来、町長が子育て支援についてたくさんのご意見を答弁されていたわけですが、やはりこれもなかなか難しい問題ではないかと思いますが、問題は生まれてから学校を卒業するまで、どのような施策を進めていったらいいのか。また、駅のない我が町を、どのような面を前面に出していくのか。ちょっと漠然としているわけですが、そうしたものをどういうふうにしていくのかを考えなければならぬと思います。例えば、先ほど町長が海の公園のことを答弁されたわけですが、南白亀川沿いの両側の公園は、いつもいろいろな年代の方々が来ています。平日でも結構利用されています。

ですから、そうした公園を今、げんき君パークなどは町が指定管理者なので、なかなか整備するといっても大変な部分というのもあるわけですが、そういう公園の整備をもう少しきちんとしてもらって、そして長生村なんかのバスケットのゴールなんかも作ってあるわけですが、地元の子供たちがいつでも使えるような、そういう公園に整備していただけたらなというふうに私自身は考えております。

それから、その真ん中の世代の人に対して、この駅のない白子町で、どうしたら都市部のほうに通勤できるのか。その通勤手段として、バスですと帰りがもうなくなるということもありますので、やはりその通勤手段として、要は送迎をしてもらって、あるいは駐車場を借りる。そういうことで、多分通勤していると思うんですけども、そうした方々に対する何らかの助成事業というんですか、そうしたことも考えていったらいいのではないかなというふうに思っているわけですので、その辺については、町としては公園、それからそうした方々の支援、どうでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 公園は、確かに白子町の公園は、正直言いますと貧弱だと思います。

長生村の尼ヶ台、あの辺から比べると相当やはり劣っているように思います。

ですから、今、白子荘のあそこの改修といいますか、取り壊してあの辺をまた整備するというので、やはり公園の部分をできるだけ増やしていかなければいけないと思っております。ただ、ウミガメの丘、あそこもそうですし、こちらのテニスコートと野球場、これも全部県の施設なんですよ。ですからこの辺も、最終的には、町が向こうから移管を受けてやるような形がいいのかなという気もしております。そうすれば総合的に、やはり公園機能も相当充実できるのかなというふうに思っています。ただ、財政的な負担も相当増えていくということもありますけれども、そういう公園機能が白子町においては、本当に劣っているという認識は非常にあります。

それと、もう1点は……

(真ん中世代の通勤と呼ぶ声あり)

真ん中世代の通勤のことで、いわゆる駐車場代を少し負担したらどうかということでありましてけれども、これはいろんなそういうところでも、結構そういう。

○議長（酒井良信君） 町長の答弁中でございますけれども、時間が来ましたので。

○町長（石井和芳君） 結論で、ちょっと今のところ考えておりません。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号～同意第2号の一括上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第4、同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、諮問第1号ないし同意第2号の提案理由を説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和4年2月28日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、長島正明。住所、白子町剃金533番地。生年月日、昭和35年9月25日。経歴は裏面をご覧ください。

次に、同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月28日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、地引久貴。住所、東京都江東区大島7丁目22番16-1202号。生年月日、昭和51年7月28日。経歴は裏面をご覧ください。

次に、同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月28日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、鶴岡則夫。住所、白子町浜宿372番地。生年月日、昭和23年4月23日。再任でございます。経歴は裏面をご覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意第2号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第11、議案第7号 白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例及び白子町アクア健康センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第1号ないし議案第7号の提案説明をさせていただきます。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第3号 白子町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案につきましては、総務課長から詳細説明をさせていただきます。

次に、議案第4号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これは税務課長から詳細説明をいたします。

次に、議案第5号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、これは、住民課長から詳細説明いたさせます。

次に、議案第6号 白子町道路占用料条例及び白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは行政手続における町民の負担を軽減し利便性を図るため、それぞれの許認可申請書の押印を廃止するものです。

次に、議案第7号 白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例及び白子町アクア健康

センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、これは商工観光課長より詳細説明をいたさせます。

令和4年2月28日提出。

白子町長、石井和芳。

以上、7議案よろしく願います。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料により、内容を説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の費用弁償の額を改正し、選挙の円滑な執行を図るため、所要の改正を行うものであり、改正概要といたしましては、選挙長ほか7職種の費用弁償額を改正するものです。

施行期日は公布の日となります。

なお、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続いて、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

人事院により国家公務員に係る妊娠・出産・育児等の仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているため、所要の改正を行うものであります。

非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定を追加するものです。

施行期日は、令和4年4月1日となります。

なお、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

次に、議案第3号 白子町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

情報公開の総合的な推進を図るため、所要の改正を行うものであり、行政文書の種類を整理するとともに、CD-R等の電磁的記録媒体に複製したものの交付も可能とする規定を追加するものです。

施行期日は令和4年4月1日となります。

以上で、議案第1号ないし議案第3号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第4号の内容説明について、税務課長、御園友加里君。

○税務課長（御園友加里君） 議案第4号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の改正内容ですが、子育て世帯の経済的負担緩和のために、全世代対応型の社会保障制度を構築されるための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者である未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、第23条関係では、軽減の基準について定めます。表に記載のとおり、未就学児に係る国民健康保険税の医療給付分及び後期高齢者支援分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額し、また、未就学児が低所得者世帯の軽減措置の対象世帯に属する場合は、その減額後の均等割額から10分の5を乗じて得た額を減額するものです。

なお、この軽減につきましては、国が2分の1、県及び町がそれぞれ4分の1の公費負担となります。

施行日は令和4年4月1日からで、令和4年度の国民健康保険税から適用となります。

資料としまして、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第5号の内容説明について、住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 議案第5号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

提出議案説明資料3ページをお開きください。

今回の改正は、住民票等の諸証明のコンビニ交付のため、所要の改正を行うものです。

改正概要は、コンビニの端末において、マイナンバーカードを使用して印鑑登録証明書の申請及びその交付を受けるための規定を追加するものでございます。

なお、この条例は令和4年4月1日より施行します。

改正条文につきましては新旧対照表の17ページに添付してございますのでご参照ください。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第7号の内容説明について、商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 議案第7号 白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例及び白子町アクア健康センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、内容説明いたします。

休養施設事業を本年3月に事業終了することに伴い、白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例、白子町アクア健康センターの設置及び管理に関する条例、及び白子町営休養施設財政調整基金条例の3条例を廃止、また、白子町特別会計条例の第1条に規定する休養施設事業特別会計の部分、白子町附属機関条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の休養施設運営委員会委員の項を削るなど、3条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は令和4年4月1日となります。

参考として、一部改正の部分について新旧対照表を添付してございますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

○4番（梅澤哲夫君） 議案第6号、まだ説明していないと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第6号につきましては、町長が説明したときに、押印を省略するというので、説明済みだということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） よろしいですか。

これより、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ようやく未就学児までですが、均等割が軽減されることになったわけですが、それぞれの区分ごとの世帯数、それから人数について伺います。

○議長（酒井良信君） 税務課長、御園友加里君。

○税務課長（御園友加里君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

これは新年度予算の試算になりますが、当時の試算になりますが、2割軽減が4世帯4名、5割軽減が10世帯12名、7割軽減が11世帯18名、現行で軽減がなしの世帯が22で、人数27ということで、合計47世帯、61人になります。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今回、コンビニ等の端末機でマイナンバーカードを使って、印鑑登録証明書の交付を受けることができるということですが、町内外全てのコンビニに、3月31日までに端末機が設置されるのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 全国のコンビニに、白子町はどっちかという後口なので、もう既に設置されているコンビニで取れるということになります。大手のコンビニはほとんど取れると思います。ちなみに6時半から夜の11時まで交付できますので、サラリーマンとかは

大変便利になるかと思えます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 何か今、白子町は後口になるというふうに言われていたんですが、白子町はもう既に設置されているということでもいいんですか。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） コンビニ交付自体が、全国の自治体ごとの開始になりますので、よその自治体、同じコンビニ、各町村ごとの端末じゃありませんので、コンビニ設置されている端末が、もう既に全国の市町村でも始まっていますので、4月から白子町は開始しますと、そういうことになります。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町道路占用料条例及び白子町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 白子町営休養施設の設置及び管理に関する条例及び白子町アクア健康センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酒井良信君) 日程第12、議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第17、議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題としました6議案は、先日の会議において各常任委員会に付託しております。これより各常任委員会での審査の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員長、大多和正之君。

○総務常任委員長(大多和正之君) それでは、総務常任委員会に付託されました議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議

において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月4日に会議を開催し、所管する総務課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び議会事務局の予算について、町長をはじめとする執行部から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、予算項目の第1款町税から第22款町債のうち、他の常任委員会が所管する部分以外の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第1款議会費、第2款総務費のうち交通安全に関する一部や第3項戸籍住民基本台帳費を除く全部、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金及び第13款予備費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において4名の所属議員より14の項目の質疑・意見などがありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し2項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数により、本委員会は令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決するべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大多和正夫。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、今井滋則。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、宗島理仁君。

○厚生文教常任委員長（宗島理仁君） それでは、厚生文教常任委員会に付託されました議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回の定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、所管する住民課、健康福祉課、環境

課及び教育委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び第2款第3項戸籍住民基本台帳費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において6名の所属議員より35項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し5項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び関係職員から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において2名の所属議員より2項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し1項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和4年度白子町国民健

康保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び関係職員から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において2名の所属議員より3項目の質疑・意見等がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に

ついて、町長及び関係職員から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において2名の所属議員より5項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し1項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び環境課長等関係職員から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において1名の所属議員より1項目の質疑・意見等がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は、令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長、北田百人君。

○産業建設常任委員長（北田百人君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月4日に会議を開催し、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から、詳細なる説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第2款総務費のうち交通安全に関する一部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費及び第10款災害復旧費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において6名の所属議員より27項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し4項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、北田百人。

副委員長、今井滋則。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、東海林東治、大多和正夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いた

します。

令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月4日に会議を開催し、ガス事業特別会計歳入歳出予算について、町長、ガス事業所長等関係職員から、詳細な説明を聴取しつつ慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますが、会議において3名の所属議員より6項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対して1項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和4年3月15日。

委員長、北田百人。

副委員長、今井滋則。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、東海林東治、大多和正夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告が終了いたしました。

これより、議案第13号 令和4年度白子町一般会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 一般会計予算に反対の立場から討論します。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、あらゆる業種に大きな影響が出ており、町民の暮らしは苦しくなっています。

こういう中で、らくらくタクシーの事業化、子育て支援策などは評価したいと思います。

しかし、小学校統合に向けた検討会への予算が盛り込まれています。早々に検討するのではなく、いかに人口減少を食い止めるのか、少子化対策をどのように進めていくのかが問われていると思います。

そして、いかに人口減少のスピードを落としていくのかを考えなければならないと思います。こうした課題への取組を進めていくことを求め、反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 私は本案に賛成の立場から討論いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症、国内外とも社会経済情勢が混沌としており、本町経済を取り巻く環境はますます不透明感、混迷の度合いを深めております。

もとより自主財源の乏しい本町ですが、それに追い打ちをかけるように、新型コロナの影響による観光客の大幅減や米価の低迷など、極めて厳しい現実を突きつけられております。

そのような中、子ども・子育て支援の強化、観光地域づくり法人DMOの検討、ICT教育環境の充実など、地域住民の切実な声を反映した各種事業を予定しており、この執行部の積極的な姿勢は高く評価できます。

今後とも費用対効果を見極めた適正、公平な事務事業の執行に努めるよう要望し、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、本案に反対の立場から討論します。

新型コロナウイルスの影響等もあり、国保税が減収見込みとなっています。国保加入世帯は所得200万円以下が多く、傷病手当金は、せっかくある制度なのに申請が通ったのはゼロということです。

未就学児に対する均等割軽減は実施されることになり、対象世帯にとっては朗報だと思いますが、こうした生活が苦しいときだからこそ、均等割軽減の年齢を引き上げて実施すべきと考え、本案に反対します。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、医療保険制度の中核として重要な役割を担っております。感染拡大の続く新型コロナウイルス感染症ですが、多くの国民の健康と命が重大な脅威にさらされている現下の状況を鑑みれば、国民皆保険制度の根幹をなす国民生存の重要性は、より一層増大していくものと思われまます。

今後とも、県及び構成市町村の緊密な連携協力の下、特定健康保健診査をはじめとした保健事業の実施により医療費の抑制、加入者の健康増進を目指すため、効率的かつ持続可能な国民制度の運営を強く要望し、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、本案に反対の立場から討論します。

全日本年金者組合の試算によりますと、この10年間で公的年金が実質6.7%も削減されているそうです。こういう中で、保険料は、賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられます。また、10月からは2割負担が導入されます。

町では、賦課限度額を超える人が13人、1割負担から2割負担になるのは1,752人のうち16.61%います。コロナ禍で全ての人々の命と健康が脅かされ、医療体制の拡充こそ求められている中、後期高齢者の医療費負担増など、あってはならないと思います。

よって、本案には反対いたします。

○議長(酒井良信君) ほかにございますか。

6番東海林東治君。

○6番(東海林東治君) 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者自らも保険料と医療費の一部を負担しつつ、現役世代と一緒にあって、国民全体で支える医療保険制度となっております。感染拡大の続く新型コロナウイルス感染症などの脅威から我が国の高齢者の命と健康を守る上で必要不可欠な社会保障制度であることは、疑いようのない事実であります。

今後、一定額以上の所得を有する方の窓口負担について、負担割合を引き上げて制度の維持に努めていくようですが、千葉県後期高齢者医療広域連合によって、継続して効率的、安定的な運営が行われることを要望し、本案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(酒井良信君) ほかにありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 私は、本案に反対の立場から討論いたします。

介護保険の保険料は3年ごとに改定され、制度発足時から比較すると大幅に上がっています。昨年の8月からは、年金収入などに応じて、入所者の食費や居住費を減額する制度の改正で、制度を受けられない人が出ています。食費も住宅費も自己負担の在宅介護との公平性を口実にしています。特養は、所得の低い人でも入所できる施設であるはずですが、コロナ禍で暮らしが厳しいときに、低所得者の負担を増やす道理はありません。

以上のことから、本案に対する反対討論とします。

○議長(酒井良信君) ほかにございますか。

10番板倉正道君。

○10番(板倉正道君) 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

介護保険制度は、高齢者やその家族の暮らしを支える社会保障制度として必要不可欠なものであることは論をまたないところであります。

今後、高齢者人口の増加に伴うサービス利用の拡大により給付費の増加が見込まれ、介護保険制度が果たす役割は非常に大きくなると思われまます。

今後とも介護保険事業を継続し、健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう効果的、効率的な介護サービスの充実、強化を要望し、賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(酒井良信君) ほかにありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） ただいまお手許に配布したとおり、大多和正夫君ほか2名から、東海林東治議員に対する問責決議が提出されました。この決議案は、所定の要件を満たしていることを確認いたしました。

また、大多和秀一君ほか8名からロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議が提出されました。この決議案は、所定の要件を満たしていることを確認しました。

また、総務常任委員会委員長、大多和正之君から、閉会中継続審査申出が提出されました。お諮りいたします。

ただいま配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議について、追加日程第2、決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について、追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件を議題にしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議について、追加日程第2、決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について、追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件を議題にすることに決定いたします。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議を議題といたします。

東海林東治議員に対する問責決議は、お手許に配布してあるとおりです。

ここで、地方自治法第117条除斥の規定により、東海林東治君の退場を求めます。

（東海林東治君退場）

それでは、提出者の説明を求めます。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、決議案第1号について説明申し上げます。

決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年3月15日。

提出者、白子町議会議員、大多和正夫。

賛成者、白子町議会議員、梅澤哲夫・北田百人。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、令和3年12月10日に開催された令和3年第4回白子町議会定例会における東海林東治議員の一般質問に際し、個人情報保護に抵触する内容や事実確認が不十分で誤解を招く表現が含まれる発言が多々あった。

議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障する「発言自由の原則」が挙げられるが、とはいえどのような内容の発言も許されるというものでもない。

十分な事実確認もしていない段階であたかも事実のような発言を繰り返すことは議員として不適當である。

また、議会広報第143号の掲載にあたっては同様の主張を繰り返し、自らの主張を述べるとどまったため、異例の紙面構成として令和4年2月17日付けで第143号が発行された。

ここに至っても、当人においては謝罪の弁を述べることなく、議員の発言権の正当性のみを主張する状況であった。

このような事態を收拾し正常な議会運営とするため、議員各位で協議・調整した結果、個人情報に抵触する部分や改めて事実確認がされた部分については、東海林東治議員からの発

言、提案で公開用の会議録は修正することとなった。

ところが、新聞折り込みで配付された「白子の風（3月号）」という東海林東治議員が発行する会報では、事実確認がなされた後にもかかわらず協議・調整した内容は加味されず、もとの内容での掲載となっていた。

このことは、白子町議会の品位を著しく汚し、議員及び議会を愚弄しているといっても過言ではなく、地方自治法第132条並びに白子町議会会議規則第101条の規定に抵触している。

よって、東海林東治議員に対して議員としての発言の重さと責務を再認識し、議員及び議会の信頼と秩序維持のため、関係者への謝罪と猛省を求める。

以上決議する。

令和4年3月15日、白子町議会。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま東海林東治君からの弁明の申出がありました。

お諮りいたします。

東海林東治君からの弁明の申出については正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

東海林東治君からの弁明の申出を認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立なしです。

したがって、東海林東治君から弁明の申出は、否決されました。

これより、追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議については、可決されました。

ここで東海林東治君の入場を許します。

(東海林東治君入場)

東海林東治君に申し上げます。

ただいま追加日程第1、決議案第1号 東海林東治議員に対する問責決議については、採決を行い、起立多数により可決されました。

つきましては、東海林東治君におかれましては、問責決議にありますように、議員の職責を重く受け止めて、改めて関係者への謝罪と猛省を求めます。

以上で、追加日程第1、決議案第1号は終了します。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酒井良信君) 続いて、追加日程第2、決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議についてを議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) それでは、決議案第2号について説明申し上げます。

決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年3月15日。

提出者、白子町議会議員、大多和秀一。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁、梅澤哲夫、北田百人、大多和正夫、今井滋則。

白子町議会議長、酒井良信様。

趣旨といたしまして、別紙、決議書を読み上げさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議。

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ロシアの攻撃により多くの施設が破壊され、多数の民間人の命が奪われている。

これはウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の重大な違反であり、国際秩序の根幹を脅かすもので断じて容認することはできない。

よって本町議会は、ウクライナや在留邦人の安全確保に取りくむとともに、ロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう強く要請する。

町においては、日本国がウクライナ難民を受け入れる場合には人道的配慮として、率先して難民受け入れに対応するよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日、白子町議会。

議員各位には、趣旨にご理解を賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより追加日程第2、決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、追加日程第2、決議案第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議については、可決されました。

以上で、追加日程第2、決議案第2号は終了します。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（酒井良信君） 追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手許に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長の申出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、追加日程第3は終了します。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時06分